# 2013年愛知自治体キャラバン(2013年10月22~25日)

# 陳情項目と参考資料

1	. 陳情書 ·····		1
2	. アンケート用紙		7
	. 要望事項を実現した市町村割合の推移		5
	. 要請項目のポイント		ô
5	. 自治体の基本的なあり方に関する資料		9
	愛知県地方税滞納整理機構の平成24年度徴収実績について	. 3	9
6	. 生活保護に関する資料	44	4
	生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数について		4
	生活保護担当職員数および担当受給者数について		
7	. 安心できる介護保障の確立に関する資料		ŝ
	各市町村別人口・高齢者人口・要介護認定者数		6
	介護保険料と保険料段階、第5期介護保険料段階と倍率と所得金額		
	介護保険料の減免実施市町村一覧		
	介護保険利用料の減免実施市町村一覧		
	「総合事業」及び「定期巡回・随時対応」について		
	特別養護老人ホームの待機者数		
	高齢者や障害者の外出支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	食事(配食・会食)サービスの実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況		
	介護認定者の障害者控除の認定について	. 7	
8	. 福祉医療制度に関する資料	7	
	福祉医療制度見直し断念に関する新聞記事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	子ども医療費助成制度の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	精神障害者医療制度 市町村実施状況集計表(愛知県・2012年8月)		
	後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧		
9	. 高齢者医療などの充実に関する資料	_	
	高額医療・高額介護合算療養費の支給についての通知		
1	- 111 - 2012 - 121 / 02011		
	2013年度 妊婦・乳児一般健康診査委託単価について(愛知医報・6月1日)		
	就学援助の受給者数・予算額、基準・申請・支給等について		
_	男女共同参画白書 平成25年度版「子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現」		
1	1. 国保の改善に関する資料		
	国保被保険者数・保険料(税)額・収納率・一般会計からの繰入金額などの市町村別一覧		
	保険料(税)減免実施状況(2012年度) ······· 国保資格証明書等の交付状況一覧 ····································		
	国保資格証明書等の交付状況一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	国保の医療費一部負担減免制度の実施状況		
4	国保の医療資一部負担極兇制度の美旭状況		
1.	2. <b>厚かい 6 旭東の元美に関する貝科</b>		
	介護保険制度における利用料負担について	10	
4		10	
1		10 <sup>-1</sup>	
1	4. 任息ア防接種に関する具料 ····································	11	
	任意予防接種費用補助詳細(2013年4月)	11:	
1		110	
- 1	J. I へな	1 1 (	ى

# 2013年愛知自治体キャラバン 実施要領

※要請団の集合時間は、1つ目の自治体は30分前、2つ目以降の自治体は15分前に庁舎1階ロビーにお集まり下さい。

# キャラバン参加者のみなさんへ

- 1. 参加者受付名簿 … 「参加者受付名簿」にお名前・団体名をご記入ください。
- 2. 独自の陳情書 … 各団体独自の陳情書を提出する場合は、団長又は事務局長にお知らせください。陳情書の提出のみで当日の回答は求めませんので、後日、各団体で交渉をお願いします。
- 3. 「感想用紙」 … 懇談終了後、別紙の「感想用紙」をご記入の上、団長又は事務局長にお渡しください。後日提出する場合は、社保協あてにFAXでお願いします。(FAX番号 052-889-6931)

# 団長・事務局長のみなさんへ

## 1. 参加者への依頼

- ①「参加者受付名簿」の空欄に市町村名を記入して、参加者の受付をしてください。
- ②記録係を決めて「記録用紙」を記入してもらうように依頼してください。

# 2. 陳情書と請願書の取り扱い

- ①正式な陳情書又は請願書を、当局と議会にそれぞれ提出してください。
- ②提出前に、印字した首長名と議長名に間違いがないか確認し、間違っている場合は、予備の陳情書・請願書に正しい名前を記入して提出してください。
- ③議会提出分の陳情書か請願書の区分(P116~117参照)は、昨年と同じ形式で準備しています。 請願書の場合は、紹介議員となっていただく共産党議員に手渡してください。なお、昨年と異なる 提出をする場合は、予備の陳情書・請願書をご利用ください。

#### 3. 配布資料

- ①当日の配布資料(冊子)は、当局(議会)と要請団参加者は共通資料です。
- ②自治体からの文書回答・アンケート回答は、市町村ごとに要請団参加者に配布してください。

## 4. 懇談の留意点

- ①懇談の時間は1時間(一宮市・稲沢市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市は90分)です。自己紹介は少人数の場合に限ってください。
- ②時間配分のメドは、1)自治体当局の回答10分、2)懇談40分、3)その他、要請・陳情10分

#### 5. 資料などのとりまとめ

- ①団長又は事務局長は、次の資料を「回収袋」に入れ、保険医協会事務局に渡してください。
- ②各自治体別の回収袋:1)自治体側の出席者名簿、2)記録用紙 なお、4)文書回答、5)アンケート回答、6)提出を求めた資料 は、事前に届かず、懇談当日に配 布された場合にお入れください。
- ③1日分まとめた回収袋:1)受付名簿、2)参加者感想用紙
  - ※※※※宣伝カーの移動中は宣伝テープを流してください。※※※※※

# 自治体当局・議会関係者のみなさんへ

#### 1. 文書回答・アンケート回答

- ①陳情事項への文書回答とアンケート回答が事前にご送付されていない市町村は、参加者へ配布 してください。
- ②陳情事項への文書回答とアンケート回答が間に合わなかった場合は、後日ご送付ください。 ※昨年は、文書回答が52市町村(94%)から、アンケート回答が全市町村からいただきました。

## 2. 当日の出席者名簿

①当日の出席者名簿用紙にお名前と役職名をご記入の上、お渡しください。

各市町村長 様 各市町村議会議長 様

> (陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号

# 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

# 【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70~74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命とくらしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

# 【陳情事項】 →★印が懇談の重点項目です—

# 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。
- ★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

# 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

# 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、 指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で 仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立の ために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。
- ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を 講じてください。
  - ④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。
  - ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。
- ★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが 起こらないよう措置を講じてください。

# 2. 安心できる介護保障について

#### (1)介護保険について

- ①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。
- ★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施·拡充してください。
- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。
- ★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護 保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。
  - ⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住 宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増や してください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確 保できるよう助成制度を設けてください。
  - ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。
  - ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- ★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。
  - ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねた きりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
  - エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。
- ②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。
- ③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

#### ★(3)障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定

## 3. 福祉医療制度について

- ★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
  - ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
  - ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
  - ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

# 4. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。
- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

# 5. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。
- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。 生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。
  - ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。
  - ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。
  - ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。
  - ⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのため に必要な職員を増やしてください。

# 6. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。
- ★②保険料(税)について
  - ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
  - イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による 減免を実施してください。
  - ウ. 前年所得が生活保護基準額の1. 4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。 生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。
  - エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。
- ★③保険料(税)滞納者への対応について
  - ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
  - イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事

情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

- ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。 万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

# 7. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。
- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。
- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
  - ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。
  - ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

## 8. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、 対象者へ個別通知をしてください。
- ②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

# 9. 予防接種について

- ★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任 意予防接種に助成制度を設けてください。
- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。
  - ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

# 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

# 1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大

させる生活保護法の「改正」をしないでください。

- ②消費税増税を中止してください。
- ③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。
- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物 給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでくださ い。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統 廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してくだ さい。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

#### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当 面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

## (2)県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について
  - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。
  - イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの 実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してくだ さい。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

#### (3)医療提供体制の充実のために

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災

害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

# 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上

貴自治体名									
懇談日時	月	日(	) 午	前•	午後		分~	時	分
懇談会場					※会場	が確定して	いる場合	はご記入	ください。
2013年自	自治体	キャラバ	ン請原	頁•	情項	目につ	ついて	のアン	ケート
【1】1. 地域主権	改革								
①県条例(政省		回る基準の策定	を予定し	ている	ものはあ	りますか。			
( )ない	(	) ある →具体	本的には	(					)
②現行基準が	政省令(県	条例)を上回っ	ている基	準はと	うします	か。			
( )現行と	ごおりとする	る ( )政	省令(県	条例)に	合わせる	5			
( )その他	也 →具体	的には(							)
	7 TH +纵 +±								
2. 地方税滞納整 ①滞納者の件		) 件							
②滞納者のうち			经和世界	を) の海	田につい	VT (2012	在 庄 )		
	-	5年15米 (南)代 て 申請件数			許可件数		,平及) )件		
		件数( )		<i>)</i> IT	II □JI⊤3	<b>XX</b> (	<i>)</i>   T		
,									
③機構に引き				:) (	) 件	<b>:</b>			
④機構に引き			THUM	.) (	/11				
S 100 ITTO TICT	<u>#C C / a</u>	<u> </u>							
⑤少額でも滞り	かく分納	 している納税者	も機構に	三引き継	どづか	( )引き	総ぐ	( )引き	継がない
		, - , .		•		, , , , ,		. , , , ,	
【2】1. 生活保護									
①生活保護の	申請件数	とその保護件数	女につい	T					
2011年度村	目談件数	( )件、	申請件数	女 (	)件	、そのうちか	保護開始	件数(	)件
		( )件、			)件	、そのうちか	保護開始	件数(	)件
②2013年4月			:人数	(	)世帯	(	)	人	
※以下は市の									
③生活保護担									
2011年4月	1日現在	正規職員(		→ 生化	保担当の	平均在任	年数 (	)年(	)カ月
		非正規職員(					r ster (		\ . <del>.</del> .
2012年4月	1日現在	正規職員(			呆担当の	平均在任	年数(	)年(	)カ月
001051	4 B 7B <del>/</del>	非正規職員(				. <del> </del>	<b>是</b> 业。 /	\ F (	\
2013年4月	1日現仕	正規職員(			米担当の	)半均仕仕	牛剱(	)年(	)カ月
④1職員(ケー	フローカー	非正規職員(							
2011年4月				奴 )人					
2011年4月 2012年4月				)人					
2012年4月				)人					
⑤生活保護窓									
		音祭日ODの間 ますか (			)ない				
		こいる人数(		•	, .	かみご記入。	ください		
· 0.7 50 1 //// []		開始した年月(			) )月		1/201		
		引が担当してい		(	//1				)
「ない」場合		計画は( )t		( );	ある	( )検	計中		,
5. J <i>m</i> L		ある」場合の配				年	.,, 月)	( ),	\
	F1			•,,,,,,,	• >>>	,	, ,	, , ,	•
2. 介護保険及び	<u>高齢</u> 者福	<u>祉施策</u>							
①保険料の市			ありますか	70					
( )ない	(	)ある→実施年	三月 (	年	月)201	2年度実統	責(	)件(	)円
②利用料の市	町村独自	の減免措置がる	ありますか	70					
( )ない	(	)ある→実施年	三月(	年	月)201	2年度実統	責(	)件(	)円

③特別養護老人ホームの待機者は、イ	可人ですか。	(	)人(	年	月現在)
④介護給付費準備基金について					
2011年度末の残高(		)千円			
2012年度末の残高(		)千円	※決算前の場	合は見込	み額を記入
⑤地域包括支援センター設置数(	)箇所	直営(	)箇所、委託(	) 箇	折
職員配置人数( )人 正職	員( )人、	非正規職員	〕( )人		
⑥住宅改修の受領委任払い制度を実		)7 <sup>0</sup>			
( )実施している → 実施年月			日) 2012年	度実績(	)件
	施の予定がない				
⑦福祉用具の受領委任払い制度を実		=			
( )実施している → 実施年月			日) 2012年	度実績(	)件
	施の予定がない				
⑧高額介護サービス費の受領委任払			=		\
( )実施している → 実施年月			日) 2012年	度実績(	)件
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	施の予定がない		<i>-</i> -	/ · \	
⑨介護保険支給限度基準額超過者 <i>ℓ</i>			年 月	日現在)	
⑩配食サービスについて、該当項目に					<u> </u>
実施の有無	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	施している	( )していない	八 ( )	討中である
配 実施回数(週〇回昼・夕などと記)					
食 1日平均利用者数(2012年度	<del>:</del> )	食事数(	, , ,	<b>引配食日数</b>	:( )日
	′  =1日当	たり平均(	)食		
1食あたりの助成額					
1食あたりの利用者負担額					
実施の有無	( )実	施している	( )していない	ハ ( ) 検	診計中である
会 実施回数(週〇回昼・夕などと記)	人)				
会 実施回数(週○回昼・夕などと記え食 月平均利用者数(2012年度)					
カ					
1食あたりの利用者負担額					
①独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助	について. 該当	毎月に○€	[]を付し、必要3	事項をご記	入ください。
T			( )検討中で		<u> </u>
対象事業の名称			( ) [)([1] [ ( )	~ / •	
対象者の要件					
annonina an	÷\				
1カ月平均利用者実数(2012年度		- OFB- / D	V = +	->== - 1	(a) .
②住宅改修の独自の助成制度につい					
助成制度の有無 ( )助成制		)助成制度(	はない ( ) 核	食討中であ	<u>る</u>
( )介護保険に上乗せして領	<b>実施している</b>				
上乗せの助成額 制 が用せず数(social line)					
度 利用者実数(2012年度)					
度 利用者実数(2012年度) 内 ( )介護保険利用者以外の容 ( )の悪(( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	助成制度がある	3			
対象者と、その要件					
助成額		利用者	実数(2012年月	隻)	
③ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへ	の安否確認。				策を実施して
いますか。ある場合は、支援内容を			17 GC -> 1211	17(1)(1)	
		0			
④高齢者や障がい者への、外出支援	のための施策に	こついてお尋	<b>鼻ねします。</b>		
1)巡回バス・福祉バスなどを実施し		- • •			
( )実施している					
→ 利用料:高齢者< 歳以	从上>(	)円、障がい	者( ) [	円、一般(	)円
その他の外出支援策(		•	, ,		)
( )実施していない					

	などの高齢者の	たまり場事	業に助成る	金を出して	ていますか	າ。(社会福祉	協議会の助
成は含めないでくだ	<b>ごさい</b> )						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
( )助成している	→1施設当たり または 1回限						)円
()検討中である	5						
( )助成の予定	がない						
16介護認定者の障がい	ハ者控除の認定	について					
1)認定書の発行枚	数(2012年度実	(績)は(	)	枚			
2)認定書は( )	毎年発行している	3					
( )	1回発行すれば	翌年以降も	使える				
3)介護認定者に障	がい者控除の申	請書または	認定書を	送付してい	ハますか。		
( )申請書を達	送付している →	2012年月	度(	) 件			
( )認定書を記	送付している →	2012年月	度(	)件			
( )送付してい	ない。						
4) 認定書の発行の	条件						
( )介護認定	者のうち、要支援	2以上は基	本的に発	行してい	る		
( )介護認定	者のうち、要介護	1以上は基	本的に発	行してい	る		
( )医師の証	明書(意見書)の	提出の上、	判断してい	る			
( )介護認定	時の認定調査票	または主治	医の意見	書で判断	している		
( )次のような	方法で判断して	いる(				)	
17)介護保険サービス系	刊用人数について	(		)人(	年	月 現在)	
高齢者医療など							
	養合算療養費のう	を給につい しょうしん かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしん かんしん かん	て、該当者	行に個別に	こ通知等し	ていますか。	
1)後期高齢者の場	合						
( )申請書を	送付している	( )/	ガキ等で	通知をし	ている	( )通知	していない
2) 国民健康保険の		, ,		_,		, , , , _ , , .	
	送付している	( )/	ガキ等で	通知をし	ている	( )通知	していない
②後期高齢者福祉医	療費給付(福祉組	, ,	要について	1、愛知県	が補助差		
しの非課税者」を引				- ( )	1113.74.2	2,11	- 0 - 0 - 0 -
	ている(			いる	( )県	・基準どおりに	した
③上記②以外に愛知							
	小V/丽妈圣平と.	TEL 21 14			110 (0)1	14. CC III) (	170010
└ ④2013年8月1日現在	ケの対象者						
後期高齢者医療		) ]					
後期高齢者福祉				<b></b>		)人	
				∃ (			
	っし非課税者( 県基準を上回るī		)人 (社会老(		1 /		
		11円17111111日日	刈 豕 伯 (		)人		
り後期高齢者医療に、 ***ロ吟を***・(		/II 7/\/\/\/\	► 사나 <del>-   ·</del> · 사사 . /	,			
	)人	保険料准	洲有数(	)	人		
短期保険証発行人		\ t.I	A 4-7- /		\		
差し押さえ(2012年	上度)件数(	)件	、金額(		)円		
フカンナロゲ いっ		1 <i>∔</i> →	1 23-8 (				
子育て支援策 ※2	013年9月1日時	祖をご記	へください。				
 D子どもの医療費助反	N40+2 -1 -	1 5 ++ 3/4- 3	r ⊢ → r · ·			A . 1 - 1 -	<b>→</b>

(2)就	学援助						
1)	保護者へ	の広報はどの	ようにしています	<b>ナか。</b>			
	( )入:	学説明会 (	( )入学式	( )始業	さ ( )ホ-	-ムページ (	)市広報
	( )そ	の他(				)	
2)	就学援助	の認定対象基	と準をご記入くた	<i>ごさい</i> 。			
	生活保証	蒦基準額の(	)倍				
	そのほか	7					
3)	就学援助	の対象となる	認定基準額また	は所得基準額	1(年額)をご記し	入ください。	
,			子ども小学生の			)円	
			代、子ども小学		•	713	) 円
			)市町村窓口	·( )学校		町村窓口と学校	, , .
			ですか(	, , ,	. , , ,	*	(V)C (J)JU(1)
			算額をご記入く		( ) 公安	, 4 v	
0)	<u> </u>						
	ゴルサン	2012年	F度 2013	3年度			
	受給者	-	人	<u>人</u>	・ 人人内で 人 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ト放っ仕ュージニ	コーノエッシュ
	受給割		%	7.0	給割合は、小数		
	支給額	Į į	円	円 ※2	013年度の支給額	領は見込み額をご	記入ください。
7)	就学援助	家庭の給食費	骨の支払い方法	( )現物]	支給 ( )償	還払い (	)その他
8)	就学援助	の項目につい	て				
	( )学用	1品費 ( ) (	本育実技用具費	· ( )入学》	準備金 ( )通	学用品費(	)通学費
	( )修学	旅行費(	)クラブ活動費		費()PTA:		
			を伴わないもの		50 ( ) / 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		医療費
			センター掛け金		Q・コンタクトレン		
	. , ,	~ · · · · · · / IM		<u> </u>	x - v / /   r v		
	() $Z$ $D$	Mt (				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	)
<b>②学</b> ·	( )その 松公舎に、	·- ·	在底)				)
	校給食に	ついて(2013	年度)			, , , , , , ,	)
	, , –	ついて(2013		学生拖粉	+\'\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		1会半たりの
	校給食に	ついて(2013	自校方式		センター方	示式実施数	) 1食当たりの 公会弗
	校給食に給食の実	ついて(2013 施状況 全校数	自校方式 直営	委託	直営	7式実施数 委託	給食費
	校給食に給食の実	ついて(2013 施状況 全校数 校	自校方式 直営 校	委託校	直営校	7式実施数 委託 校	給食費 円
1)	校給食に 給食の実 小学校 中学校	ついて(2013 施状況 全校数 校 校	自校方式 直営 校 校	委託 校 校	直営 校 校	r式実施数 委託 校 校	給食費
1)	校給食に 給食の実 小学校 中学校	ついて(2013 施状況 全校数 校 校	自校方式 直営 校	委託 校 校	直営 校 校	r式実施数 委託 校 校	給食費 円
1)	校給食に 給食の実 小学校 中学校	ついて(2013 施状況 全校数 校 校	自校方式 直営 校 校	委託 校 校	直営 校 校	r式実施数 委託 校 校	給食費 円
1)	校給食に 給食の実 小学校 中学校	ついて(2013 施状況 全校数 校 校	自校方式 直営 校 校	委託 校 校	直営 校 校	r式実施数 委託 校 校	給食費 円
2)	校給食に 給食の実 小学校 中学校 給食費へ	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自	自校方式 直営 校 校	委託 校 校 校 施策 (例:半額	直営 校 校	r式実施数 委託 校 校	給食費 円
2)	校給食に 給食の実 小学校 中学校 給食費へ 射線被ば	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい	委託 校 校 施策 (例:半額	直営 校 校 頁補助、第2子以	7式実施数 委託 校 校 以降無料など)	給食費 円
2)	校給食に 給食の実 小学校 中学校 給食費へ 射線被ば	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自	自校方式 直営 校 校 の補助などのが	委託 校 校 施策 (例:半額	直営 校 校 頁補助、第2子以	7式実施数 委託 校 校 以降無料など)	給食費 円
2)	校給食に 給食の実 小学校 中学校 給食費へ 射線被ば	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい	委託 校 校 施策 (例:半額	直営 校 校 頁補助、第2子以	7式実施数 委託 校 校 以降無料など)	給食費 円
1) 2) ④放 1)	校給食の実 小学校 中学費 治 射線被給食	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい た、健康検査など	委託 校 校 施策 (例:半額 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	直営 校 校 頼補助、第2子以	が式実施数 委託 校 校 人降無料など)	給食費 円
1) 2) ④放 1) 2)	校給食の   小中学費   一   教校   大学費   一   教校   大学費   一   教校   大学費   一   大学校   大学校	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査など	委託 校 校 施策 (例:半額 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	直営 校 校 預補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に	が式実施数 委託 校 校 以降無料など) 体独自の施策	A A B B B B
1) 2) ④放 1) 2)	校 給 食 の 学 学 費 被 検 材 り は は は は は り は り は り は り は り し し し し し	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全 射線測定器を でに購入してい	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査など	委託 校 校 施策 (例:半額 いて ご子どもを被ば していますか。 リ購入の予定	直営 校 校 頁補助、第2子以 くから守る自治 また購入予定に ( )購	が式実施数 委託 校 校 人降無料など) 体独自の施策 はありますか。 入の予定はない	給食費 円 円
1) 2) ④放 1) 2)	校給   小中給   射学   食(自治   大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	ついて(2013 施状況 全校数 校 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全 射線測定器を でに食材のが	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査なと 自治体で所有いる ( )	委託 校 校 施策 (例:半額 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	直営 校 校 頁補助、第2子以 くから守る自治 また購入予定に ( )購	が式実施数 委託 校 校 人降無料など) 体独自の施策 はありますか。 入の予定はない	給食費 円 円
1) 2) ④放 1) 2) 3)	校給	ついて(2013 施状況 全校数 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全 射線測定器を でで食材のが 官でででいる	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査など は射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが	委託 校 校 施策 (例: 半部 で で で で で で で で で で で で で で で で で で が で が で が で が で が り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	直営 校 校 類補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 表準値)などの記	式実施数 委託 校 校 本独自の施策	給食費 円 円
1) 2) ④放 1) 2) 3)	校給	ついて(2013 施状況 全校数 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全 射線測定器を でで食材のが 官でででいる	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査なと 自治体で所有いる ( )	委託 校 校 施策 (例: 半部 で で で で で で で で で で で で で で で で で で が で が で が で が で が り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	直営 校 校 類補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 表準値)などの記	式実施数 委託 校 校 本独自の施策	A 食費 円 円
1) 2) ④放 1) 2) 3)	校給	ついて(2013 施状況 全校数 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全 射線測定器を でで食材のが 官でででいる	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査など は射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが	委託 校 校 施策 (例: 半部 で で で で で で で で で で で で で で で で で で が で が で が で が し で い ま す が し で り に り に り に り に り に り に り に り て に り て に り て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て と て	直営 校 校 類補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 表準値)などの記	式実施数 委託 校 校 本独自の施策	A 食費 円 円
1) 2) ④放 1) 2) 3)	校給	ついて(2013 施状況 全校数 校 の自治体独自 くから子どもを の食材の安全 射線測定器を でで食材のが 官でででいる	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査など は射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが	委託 校 校 施策 (例: 半部 で で で で で で で で で で で で で で で で で で が で が で が で が し で い ま す が し で り に り に り に り に り に り に り に り て に り て に り て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て い と て と て	直営 校 校 類補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 表準値)などの記	式実施数 委託 校 校 本独自の施策	A 食費 円 円
2) ④放 1) 2) 3) ⑤女	校給	ついて(2013 施状況 全校数 校校の自治体独自 くから子ども安全 射線にででなる 手でしている 手をはなる 手をはなる 手をはなる 手をしている 手をはなる 手をしている 手をはなる 手をしている 手をしている	自校方式 直営 校 校 の補助などのが 守る施策につい 、健康検査など は射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが 、対射線量測定のが	委託 校 校 を策 (例:半額 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	直営 校校 校 種補助、第2子以 くから守る自治 また購入予定に ( )購え ま準値)などの記 のはどうなってい	式実施数 委託 校 校	A 食費 円 円
1) 2) ④放 1) 3) ⑤女 ⑥児	校給	でいて(2013 施状況 全校数 校校の自治体独自 合から子ども安の 射線購食しのの を 対にでしている を を 現状と対応 も を りにでいる を は りにでいる を は りにでいる を りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに りに	自校方式 直営 校校 でが での補助などのが での補助などのが での補助などのが での補助などのが では、健康検査など に関係を では、 は対線量測定のが は対線量測定のが は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対象量がでいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	委託 校 校 施策 (例: 半落 いて ご子どもを被ば していますか。 時出限界値(を た避難所づく) 未然防止対策	直営 校 校 預補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 ま準値)などの記 のはどうなってい でについて(201	式実施数 委託 校 校	A 食費 円 円
1) 2) 4放 1) 3) 5女 6児 1)	校給	<ul><li>ついて(2013 施状況</li><li>全校数</li><li>校校の自治体独自</li><li>くか食材の会</li><li>およびをする</li><li>対にでしたのの</li><li>およびを</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまず</li></ul>	自校方式 直営 校校の補助などのが 守る施策につい は、健康検査など は対線量測定のは、 は対線量測定のは、 は対線量がで所有している。 は対線量がである。 は対象量がである。 は対象量がである。	委託 校 校 施策 (例: 半落 いて ご子どもを被ば していますか。 時出限界値(を た避難所づく) 未然防止対策	直営 校 校 預補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 ま準値)などの記 のはどうなってい でについて(201	式実施数 委託 校 校	A 食費 円 円
1) 2) 4放 1) 3) 5女 6児 1)	校給	<ul><li>ついて(2013 施状況</li><li>全校数</li><li>校校の自治体独自</li><li>くか食材の会</li><li>およびをする</li><li>対にでしたのの</li><li>およびを</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまず</li></ul>	自校方式 直営 校校 でが での補助などのが での補助などのが での補助などのが での補助などのが では、健康検査など に関係を では、 は対線量測定のが は対線量測定のが は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対象量がでいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	委託 校 校 施策 (例: 半落 いて ご子どもを被ば していますか。 時出限界値(を た避難所づく) 未然防止対策	直営 校 校 預補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 ま準値)などの記 のはどうなってい でについて(201	式実施数 委託 校 校	A 食費 円 円
1) 2) 4放 1) 3) 5女 6児 1)	校給	<ul><li>ついて(2013 施状況</li><li>全校数</li><li>校校の自治体独自</li><li>くか食材の会</li><li>およびをする</li><li>対にでしたのの</li><li>およびを</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまずる</li><li>おまず</li></ul>	自校方式 直営 校校 でが での補助などのが での補助などのが での補助などのが での補助などのが では、健康検査など に関係を では、 は対線量測定のが は対線量測定のが は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対象量がでいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	委託 校 校 施策 (例: 半落 いて ご子どもを被ば していますか。 時出限界値(を た避難所づく) 未然防止対策	直営 校 校 預補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 ま準値)などの記 のはどうなってい でについて(201	式実施数 委託 校 校	A 食費 円 円
1) 2) 4放 1) 3) ⑤ ⑤ 见 1) 2)	校給   小中給   射学   食(自(性 童件現    金の   一	でいて(2013 施状況 全校数 校校の自治 を対か食が、 を対かりではででででは、 を対したがでいる。 では、 を全 を全 を全 りましいの。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	自校方式 直営 を校 でが での補助などのが での補助などのが でのも でのも でのは、でかる では、と では、と では、と では、と では、と では、と では、と では、と	委託 校 校 校 校 校 校 で	直営 校 校 類補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 表準値)などの記 ひはどうなってい でについて(201 酸( )人	式実施数 委託 校 校	お食費 円円
1) 2) 4放 1) 3) ⑤ ⑤ 见 1) 2)	校給   小中給   射学   食(自(性 童件現    金の   一	でいて(2013 施状況 全校数 校校の自治 を対か食が、 を対かりではででででは、 を対したがでいる。 では、 を全 を全 を全 りましいの。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	自校方式 直営 校校 でが での補助などのが での補助などのが での補助などのが での補助などのが では、健康検査など に関係を では、 は対線量測定のが は対線量測定のが は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対線量がでいる。 では、 は対象量がでいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	委託 校 校 校 校 校 校 で	直営 校 校 類補助、第2子と くから守る自治 また購入予定に ( )購 表準値)などの記 ひはどうなってい でについて(201 酸( )人	式実施数 委託 校 校	お食費 円円

#### 5. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2011	年度	2012	年度	201	13年度
保	所得割	旧但し書き額	× (	)%	× (	)%	× (	)%
保険料	資産割	固定資産税額	× (	)%	× (	)%	× (	)%
	均等割	加入者1人につき		円		円		円
税率	平等割	1世帯につき		円		円		円
1人	、当たり調気	上額(平均保険料)		円		円		円
—	役会計から	の1人当たり法定外繰入額		円		円		円

※2013年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。 ②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度 1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。 ③資格証明書 ※2013年8月1日現在でご記入ください。 1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない ( ) 交付している→( ) 世帯 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。 ( )必ず面談している ( )面談がなくても交付する場合がある ( )その他 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数 世帯数( )世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人 上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数。 世帯数( )世帯内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。 ( )国の基準どおり実施している )独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している ) 高校生世代以下の子どものいる世帯 ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯 )病弱者のいる世帯 ( )次の場合は、交付対象から除外している。 ④短期保険証 ※2013年8月1日現在でご記入ください。 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数 ※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く •1カ月以内( )人 •2カ月( )人 •3カ月( )人 •4カ月( )人 )人 ・6カ月( )人 ・1年( )人 ・その他( 5カ月( 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。 )通常の保険証と同じ )通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( ⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2012年度) 1) 差し押さえの基準( ) 2)分納者への対応( 3)予告通知書の発行( ) 件 4) 差押え件数 不動産( )件 預貯金( )件 生命保険( )件(内学資保険( ) 件) その他( ) 件( 5) 競売などによる現金化 ( )件( ) 円

)

※2013年8月1日	保険祉・短期保険祉・ 現在でご記入くださレ E・短期保険証の留めも	_	数をご記入ください。
,		置き人数 ( )人 いずれも交付していない未交付	人数 ( )人
⑦国民健康保険法第	第44条の一部負担減少	免制度について	
1)一部負担減免制	削度を実施しています	か。	
, , ,	- , , , , , , ,	っである ()実施の予定	がない
,		に減免基準を設けていますか。	
		である ( )設けていない	
	免件数 ( )件	減免金額(	)円
⑧国保運営協議会は			_
		っていない ( )公開して )ない ( )ある → (	
6. 障がい者施策			
	の支給状況について	(8日時占)	
		は1カ月あたりでご記入くださレ	\
X 9 X Na M TRITISC	支給者数(人)		·   平均支給時間数(時間)
居宅介護	) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		1 325/14 3113/200 3113/
重度訪問介護			
行動援護			
同行援護			
②地域生活支援事業	 との移動支援		
		間数( )時間 平均支	反給時間数( )時間
③訪問系サービスの	支給基準 ( )あ	っり ( )なし	
④計画相談支援の8	月利用実績(	)人	
⑤介護保険サービス	と障害福祉サービスの	)併給について	
1)併給をしている	人の人数( )	人(年月日現	在)
2)上記併給者の	うち、介護保険の被保	険者が介護保険サービスの支持	給限度額の制約から障害福祉
サービスを上乗	せしている者の人数(	生活保護受給者で65歳未満の	)者は除く)
( )人(	' '	日現在)	
		害福祉サービスを上乗せ利用で	
		害者が介護保険サービスの支	
		ごスを確保できない状況であれ	ば、障害福祉サービスの上乗
せが可能	_ •	H. J	
	口え、何らかの条件を記		
		きるだけ詳しく記入してください。	=
(191),		肢体不自由の身体障害者手帳	
		度が要介護 5 の者(ただし区分変 Lエマス かまませい	変更しても要介護 5 にならない
	場合は、要介護4以	くりでも使い可能 <i>)</i> シ約半分以上を訪問介護が占め	っていること 等
	・月暖休阪り一に入り	が十万以上を初回月護が白の	フ(いること 寺
 4)併給についての	) 庁却について		
	)ム報に リ・・C ( )していない	`	
, , , =	回答した場合、どのよう		
( )市町村		( )ホームページ	
, , , , , ,	• •	等 ( )障害福祉関係での	お知らせ等
( ) その他			)
` / - !—	害福祉サービスの居等	を介護について こうしゅう	,

)時間

平均何時間支給していますか(

6			者総合支援法( (	(旧障害者自立 千円)	エ支援法)の予	・算のうちの下	記の予算	算額	
			(		訓練等給付(	,	千円)		
			事業(		7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
7			の利用促進に係	-	- · · · · -				
			うと中核市以外の			· <b>\</b>			
	( [ FI		ている (		=	亜 占がなり生1	たた数に	ニーノリ	ビナハ
		別及を支りて	いる」場合、助成	を文りること	ごり多生で多り	火 尽 かめりよい	ンだり狭み	<u> </u>	Z 🖰 V '0
(8)	 )	者手帳所持者	全について						
		Y体障害者(		年	月 日野	現在)			
	2)知	口的障害者(	)人(	年	月 日野	現在)			
		持神障害者(		, ,		現在)			
(9)			会、障害当事者			→ <b>+</b> □ <del>/-</del> \			
	1)身体障害者( )団体 ( 年 月 日現在) 2)知的障害者( )団体 ( 年 月 日現在)								
		中の厚吾有( 持神障害者(	)団体			口現任) 日現在)			
	U) 16		/ L4 m	1	_ /1	1 2011 <b>.</b> /			
7. 俊	建診事	<u> </u>	3年度の実施状	況をご記入く	ださい。				
1	実施	方式·各方式	での自己負担金	&と毎年受診∅	7月否		<u> </u>		
		健診(検診)	1の種類	実施方式	個別	方式		集団	方式
			▽ ノ1里が只	大胆カヤ	自己負担	毎年受診	自己負	負担	毎年受診
	特定	定健診		個別·集団		可•不可			可•不可
		胃がん		個別•集団		可•不可			可•不可
		大腸がん		個別•集団		可•不可			可•不可
	が	肺がん		個別·集団		可•不可			可•不可
	ん検	子宮がん		個別•集団		可•不可			可•不可
	診	型 乳がん <u>超</u>	2音波	個別·集団		可•不可			可•不可
		チレル・ノレ	ンモグラフィー	個別·集団		可•不可			可•不可
		前立腺がん		個別·集団		可•不可	<u> </u>		可•不可
	歯尾	司疾患		個別·集団		可•不可	T		可•不可
2			モグラフィー) 時	-	いて		.+		
			) ( )実施し	-					
(3)			を対象にした特別				/±=\Λ 1) ↓	- 田 チ <sub>ン</sub> ッ	7
		) 実施している	) → 健診内容	- ( ) 特化	と健診と回し	( ) 特化	健診とは	、異なる	)
<b>(4</b> )		)							
_		—	限定せず毎年受	えけられる	( )40.50	0•60•70歳の	の年に受	けられ	る
		)その他(				)	-		
	· <u>-</u> -				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ••			
8. 任	E意う	予防接種の助 <sub>月</sub>	<u>或</u> ※助成を乳	実施または予定	1				HH 1/1 - 2-2-2-1
ŗ	フクチ	ンの種類	対	象	助成額 (1回)	自己· (1[			開始または 台予定年月
万	戊人月	用肺炎球菌				円	円		
			1					ı	

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌		円	円	
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

# 【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2012年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提	出年	月日
	①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年	月	日
	②消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年	月	日
	③社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年	月	日
	④「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年	月	日
国	⑤国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑥介護保険の改善を求める意見書・要望書	年	月	日
	⑦子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑧医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑨障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年	月	日
	⑩任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書・要望書	年	月	日
	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年	月	日
県	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年	月	日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	 年	月	日

# 【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の⑤の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑩の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2012年度)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2012年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

(愛知自治体キャラバン結果から) 要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五人)

			Ī	ŀ	-		-	-	ŀ	Ī	=		-	
要 望 事 項	要望開始年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009 年	2010年	2011年	2012年
介護保険の保険料独自減免	1998年	%9	14%	18%	44%	47%	54%	48%	26%	54%	53%	22%	21%	54%
介護保険の利用料独自減免	1998年	%8	15%	25%	32%	36%	35%	37%	40%	41%	40%	44%	41%	39%
住宅改修の受領委任払い	2003年				2%	%9	10%	29%	33%	52%	29%	%19	40%	76%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	1994年	%7	2%	13%	14%	17%	19%	24%	24%	26%	26%	32%	33%	37%
障害者控除認定書の発行枚数	2002年			3,768	5,848	5,114	7,155	10,466	13,171	18,544	22,712	29,955	32,736	I
高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	字6007	_		I	-			-		3%	% /	16%	37%	74%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	現物給付1997年 自動払い2003年	1%	1%	2%	13%	30%	51%	65%	%89	100%	100%	100%	100%	100%
◎小学校卒業までの医療費無料制度	2005年	%0	1%	1%	2%	3%	4%	%9	14%	54%	%02	82%	85%	85%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	2007年	%0	%0	1%	1%	1%	1%	2%	%8	30%	36%	51%	%29	%9/
☆国保・高額療養費受領委任払い	2001年	10%	10%	10%	14%	18%	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	2003年				18%	24%	34%	54%	62%	72%	72%	75%	87%	91%
文書回答	_	13%	34%	20%	74%	79%	94%	%26	%26	%26	91%	93%	94%	%96
自治体数	I	88	88	88	87	87	68	63	63	61	61	22	54	54

(注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年からは9月1日)現在の実施状況。

<sup>2. 「</sup>福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは「現物給付+自動払い」の推移。2008年に全県で現物給付に変更し、立替払いが不要となった。 3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から外来も現物給付となった。

<sup>4. 「</sup>一」の年は、要望前などの理由で未集約。 5. 上記要望項目のうち、©印の制度は愛知県の制度を、公印の制度は国の制度を大きく変化させた。

# 2013年愛知自治体キャラバン 要請項目のポイント

※四角で囲んだ網掛け部分が、要請項目です。

# 【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

憲法は個人としての尊重、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、平和のうちに生存する権利をうたい、これらの権利を侵すことのできない永久の権利としている。地方行政もこれらの趣旨を踏まえて、その施策を進めることが求められる。

【憲法第13条】すべて国民は、個人として尊重される。

【憲法第25条】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

【憲法前文】われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

# ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

地方自治法では、「住民の福祉の増進を図る」ことが地方自治体の役割とされており、国の悪政の執行者となるのではなく、①で掲げられた権利の実現、住民の最善の利益の実現をめざすことが求められる。とりわけ、自民党憲法改正草案が自治体の役割の範囲を「住民に身近な行政」のみに限定し、地方自治の主体である住民を「参画」するだけの存在にしようとしている下で、憲法に基づいた地方自治、自治体の基本的あり方を追求することが求められている。

【地方自治の本旨】地方行政を、国から独立した地方公共団体の手にゆだね、且つ、その地域の住民の意思に基づいて処理させるという地方自治の原則。

【地方自治法第1条】住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることを ふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村 は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談に のるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応し てください。 (P39~43参照)

愛知県地方税滞納整理機構が、個人住民税をはじめとした市町村民税の滞納整理を推進するために、2011年4月から税金等の徴収及び滞納整理を行っている。2013年度は県内6ブロックに48市町村が参加。機構送りになった事案について、市町村窓口は「その件は機構送りになった事案だから」と「相談」の対象から外される。機構まかせにせず、市町村が責任を持って相談に乗ることが重要である。また、機構送りになった事案の4割が国保税であり、その滞納者に保険証が届いているか定かでなく、医療を受ける権利が奪われることにもなりかねない。

機構は3年の期限付きで、2013年度は最終年度。県税務課は「今年度前半にも効果を検証し、各市町村の意向を踏まえた上で、来年度以降も継続するかどうか判断したい」としている。

差し押さえなどの強制徴収でなく、地方税第15条(納税の緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などでの対応が求められている。

# 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

# 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

年収200万円以下のワーキングプアー(働く貧困層)が1,000万人を超え、国民年金の平均 受給額が5万円、4世帯に1世帯が貯蓄ゼロ世帯となるなど国民の貧困化はますます深刻になっ ている。その結果、生活保護の受給者数は216万1053人で、受給世帯も157万8628世帯(共 に2013年3月)となり、いずれも過去最多を更新している。

生活保護受給者は、1951年度をピークに経済成長とともに減少し、1995年度は88万2229人で底を打った。その後、バブル崩壊を機に増加に転じ、2008年9月のリーマン・ショックで失業者が受給したことで急増。昨年3月には59年ぶりに200万人を突破し、同年7月には戦後の混乱の余波で過去最多だった1951年度の204万6646人(月平均)を超えた。以降、右肩上がりで増え続けている。

生活保護は、受給要件が厳しいこともあり、厚労省が2010年に発表した推計でも、基準で定める最低生活費を下回る所得しかない世帯の15.3%しか受給していないことがわかっている。それにもかかわらず、生活保護世帯が大幅に増加しており、国民の生活はさらに厳しいものになっている。

生活保護申請者が増える中で、福祉事務所の窓口で申請をさせない「水際作戦」の実態が多数報告されている。相手の弱みに付け込み申請をさせないようにする脅迫型、「働けるのだから働け」「仕事の探し方が悪い」「まだ若いから大丈夫」「努力不足」等と訳の分からない事を言って追い返す「働けるからムリ」型、申請は「口頭でも有効」にもかかわらず「要求する書類を一式全てそろえなければ申請は受け付けません」という申請煩雑化型、「(1円でも)借金あるからダメ」「(1円でも)貯金があるからダメ」「住所不定はダメ」、車上生活者に「車処分してからまた来てね」や、「家族(親族)に養ってもらいなさい」など、行政の違法な対応が続々と明らかにされている。

こういった「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給することが求められる。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

埼玉県三郷市の裁判は、市に生活保護の申請権を侵害されたとして夫妻が2007年に起こしたもの(夫は判決前に死亡)。夫妻は、2005年1月から1年半にわたって生活保護の相談をしたが、市は応じず。弁護士の援助で2006年6月から生活保護を受給できたものの、2カ月後には市の指導で東京都内へ転居させられ、さらに転居先で生活保護の相談に行かないよう言われた。判決は、申請させなかったことや転居に際しての指導について市の違反を認め、賠償金537万円の支払いを命じた。

枚方市自動車裁判は、自動車保有を理由に生活保護申請を認めないのは違法と、大阪府枚 方市の佐藤キョ子さん(73)が市に却下処分取り消しと損害賠償を求めたもの。両股関節機能全 廃の障がいをもつ佐藤さんが生活保護の申請をしたところ、佐藤さんが要保護状態にあったにも かかわらず、また佐藤さんは自動車がなければ日常生活もままならない状況であったにもかかわ らず、処分価値のない自動車を保有していることを理由として枚方市が生活保護の受給を認めなかった。判決は、処分の違法性を認め、却下処分を取り消し、約172万円の損害賠償の支払いを命じた。

# ■自動車の保有

厚労省は、2008年度から、地域の実情の変化などを理由に通勤用自動車の保有を次の場合に認めた。

- ①障害者が自動車により通勤する場合
- ②公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合
- ③公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合
- ④深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

また、通勤用自動車を保有していて、失業や病気のために就労を中断し保護を申請している場合は、 おおよそ6カ月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれ、自動車の処分価値が小さいと 判断される場合には処分しなくてもよいとしている。

2009年度からは、障害者(児)の通院、通所及び通学が認められ、公共交通機関の利用が著しく困難な居住者は通院、求職活動に必要な場合に限り、「自動車の使用」が認められるようになった。

保育所等の送迎のための通勤用自動車の保有については、次の要件のいずれをも満たせば認めるとしている。

- ①当該自治体の状況等により公共交通機関の利用が可能な保育所等が全くないか、あっても転入所がきわめて困難であること
- ②転職するよりも現在の仕事を継続することが自立助長の観点から有効であると認められること

障害者が通院等のために自動車を必要としている場合は保有を認めている。その際、障害者(児)の場合の運転者の範囲は、障害者自身が運転するか、もっぱら障害者(児)の通院などのために生計同一者もしくは常時介護者となっている。

#### ■オートバイの保有

自動車の保有と同様に、2008年度からオートバイの保有について新たな規定が設けられた。『生活保護手帳別冊問答集』の「第3 資産の活用」の項では、総排気量125ccを超えるオートバイは自動車の取扱いに準じて取扱い、生活用品としての保有は認めない。総排気量125cc以下のオートバイ及び原動機付自転車については、その処分価値及び主な使途等を確認したうえで、次のすべての要件を満たすものは保有を認めるとした。

- ①処分するよりも保有している方が生活維持及び自立助長に実効があがっていると認められること
- ②当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められること
- ③自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入していること
- ④保険料を含む維持費についての捻出が可能であると判断されること

# ★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置 を講じてください。

社会保障改革推進法で「自助(自己責任)」を強調し、「社会保障給付の重点化・制度運営の効率化による負担の増大を抑制する」として、社会保障給付全体の抑制を目指し、その最初の標的になったのが生活保護制度である。全ての社会保障の土台であるにも関わらず、当事者が声を挙げにくく反対されにくい生活保護を狙い打ちにした。

今回の基準引き下げは3年間で最大10%にも達し、戦後最大の歴史的大改悪である。子どもが多い世帯ほど削減額が大きくなり、子どもの貧困にも拍車をかける。

生活保護基準の引き下げは、1950年に現行制度が開始されて以来、2003年(0.9%減)と2004年(0.2%減)にしか行われていない。最大10%にもおよぶ引き下げは初めてのことである。削減額は今年度で150億円。3年間かけて670億円(6.5%)を予定している。今年度は、年末に支給する期末一時金も70億円削減される。

今回削られる生活扶助費は、食費、光熱費、衣類などに充てられる生活費そのもので、生活を

切り詰める貧困世帯をさらに追い詰める。

こういった、国による生活保護費の引き下げに対し、自治体の責任で、受給者の生存権を守る 何らかの措置を講じることが必要である。

# ④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。 (P45参照)

全国的に職員不足は深刻で1347カ所の福祉事務所を対象にした「生活保護の実施体制に係る調査」の結果は以下のようになっている。

#### 「福祉事務所における生活保護の実施体制に係る調査」結果(自治労連)

- ・回答 757実施機関(57.6%、政令指定都市からの回答は無し)
- ・過去2年間で新規の相談件数は80%の増加に対して職員の増加は6%
- ・実務経験3年未満が66%
- ・年齢20~30代が68%
- ・80基準の2倍以上の実施機関も

こうした職員不足を背景に、受給後の就労支援や自立に向けたきめ細かな支援ができない実態が浮き彫りになってきており、専門的な知識のある職員を早急に配置することが必要になっている。

愛知県では、保護開始件数は2009年20,126件(相談件数比31%)、2010年17,052件(同31%)、2011年14,452件(同30%)と減少傾向にある。

生活保護担当の職員については、2012年は正規690人・非正規259人となっている。1職員あたりの担当受給者数は、蟹江町241人、大治町200人、武豊町162人と国基準80人の倍以上。さらに、100人を超えるのは、名古屋市、豊橋市など15市、国基準を上回るのは合計26自治体である。担当職員の在任期間も市で最短4カ月、最長5年5カ月と短い。国基準を超える職員配置と短期間の在任ではきめ細かな支援はできない。緊急に職員体制の充実が必要である。

# ⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

厚生労働省は2012年3月、「警察官OB等を福祉事務所内に配置すること」を積極的に検討するよう指示。愛知県下では2012年5月現在、県庁に1人(海部福祉事務所)、市町村では春日井市、西尾市、高浜市、あま市、長久手市、岡崎市で各1人、豊田市が2人配置している。

社会福祉行政と警察行政とはもともとその目的、性格を全く異にしており、これを単純に一体化しては社会福祉の目的を達することができない。市民と直接やりとりする現業に元警察官が社会福祉主事の資格もなく従事すると、警察目的が福祉目的に先行し、結果的に市民の生存権行使を阻害する事態をもたらす危険性、保護受給者あるいは保護を受給しようとする者を犯罪者視しその人格権・生存権を侵害する危険性がある。社会福祉主事の資格を有しない元警察官職員を生活保護の現業業務に従事させることは生活保護法第21条、社会福祉法第15条に違反し、違法であることが明らかである。

大阪府豊中市福祉事務所は、2007年4月以降、警察官OBを嘱託職員として採用し、被保護者からのDV・多重債務等の相談業務(来客対応、電話対応を含む)、家庭訪問などの「現業」業務に従事させてきた。2009年10月、警察官OBの職員が生活保護の支給が遅れていることについて抗議をした被保護者に対し、「虫けら」「ヤカラ(理不尽な要求をするチンピラなどタチの悪い人物を意味する関西弁)」等の暴言を発し、大阪弁護士会は、二度と同様の人格権侵害が生じないようにすることと、社会福祉主事でない警察官OBが現業を行わないことを求める人権救済の勧告を行う事態まで起きている。警察官OBが窓口での対応等を常に行うようになれば、豊中市と同

様に市民を犯罪者視する、福祉的ではない対応が広まるおそれが強い。そうなれば、ますます生活保護行政から住民を遠ざけ、孤独死・餓死者が増加することが強く危惧される。

# ★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げ が起こらないよう措置を講じてください。

国民生活の最低ラインを示す生活保護基準は、低所得世帯に対する各種の支援施策の指標としても使われており、基準引き下げにより、就学援助(156万人が利用)や保育料減免、国保料(税)、介護保険料・利用料の減免、そして最低賃金など38もの制度に影響が及ぶ。安倍政権は「影響が出ないようにする」というが、予算措置が行われる保障はない。

各自治体による独自の措置を講じることが求められる。

# 2. 安心できる介護保障について

# (1)介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、 多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(P50~51参照)

2000年から介護保険制度が始まり、3年毎の見直しで保険料の引き上げが続き、2012年の改定では平均19.5%の大幅引き上げで、全国平均で月額4,972円、愛知県では平均827円もの大幅値上げがされ月額4,768円となった。年間で約1万円の負担増である。こうした状態を解消するため一般会計から繰り入れ、国の負担をせめて「25%(現行20%)+調整金5%」に引き上げることを求めること、保険料の段階を「世帯ごと」でなく本人所得に対する「応能負担」に改善し、更なる多段階設定と最高倍率を高く設定し保険料の基準額を引き下げる努力を続けることが大切である。県内では津島市が14段階に設定している。12段階が10市町、11段階が11市町ある。

また、低所得者層への配慮として第1段階、第2段階の倍率を低く設定することが大切である。 第1段階(生活保護世帯及び世帯非課税で老齢年金受給者)の保険料倍率を低く設定している のは、刈谷市(0.1倍)、豊明市(0.2倍)、日進市・東郷町(0.3倍)、安城市(0.35倍)である。 第2段階(世帯非課税で課税年金収入と合計所得金額が80万円以下)の保険料倍率を低く抑え ているのは、豊明市・東郷町(0.3倍)、刈谷市(0.35倍)である。

# ★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。 (P52~53参照)

介護保険制度は、住民税非課税の高齢者ですら保険料を払わなければならない。月5万円程度の年金でつつましく暮らしている高齢者には大きな負担となっており、何とか保険料は払っても利用料が払えずサービスを受けられない実態がある。国の制度として保険料の減免制度の拡充が必要である。

「一般財源の繰り入れの禁止」など「保険料減免に関する3原則」に対する厚労省の厳しい指導をやめさせるとともに、市町村独自の一般会計からの繰り入れで、保険料の実効性ある減免制度の実現が必要である。

愛知県内では、保険料減免制度を実施する市町村が増えてきたが、対象が狭く、制度の利用 実績は少数である。市町村での独自の保険料減免制度の実施と拡充が強く求められている。

# ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。 (P54~55参照)

介護保険制度がスタートして14年。高い保険料や利用料など重い費用負担が、サービス利用

や施設への入所の足かせになっている。在宅介護サービス利用率は50%を割っており、利用者は月1万円を超えない範囲で利用し、「懐具合」で利用が制限されているのが実態である。とくに低所得者は保険料を何とか払っても利用できない現実がある。低所得者の利用料負担の減免で必要なサービスが受けられるようにすることが必要である。

訪問介護・通所介護の利用料一部負担減免等は利用者からの切実な声である。すべての自治体で低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充することが求められる。

# ★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護 保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

(P57~58参照)

2011年の介護保険「改正」で、新たに市町村の判断で「予防給付・日常生活支援総合事業」の規定が盛り込まれた。これは「市町村の判断で実施」となっているが、実施されれば軽度の利用者の介護保険外しにつながるものである。市町村が「総合事業」を実施すると、介護保険の家事援助やデイサービスなど予防給付対象の要支援1・2と介護保険非該当向けの見守り、配食サービスなどの生活支援サービスを一本化した新たなサービスをつくることとなる。そうなると要支援と認定されても、介護保険給付の訪問介護やデイサービスを利用させずに、「総合事業」に移行させてしまうことができるようなる。要介護認定で要支援1・2と認定されても、現在は介護サービスが利用できるが、「総合事業」が導入されると、現在のようなサービスを利用するか、「総合事業」を利用するかを利用者本人が決められず、「市町村・地域包括支援センターが判断する」となっており問題が大きい。

「総合事業」は介護保険により実施されるサービスではなく、人員・設備・運営基準とも曖昧で、サービスの種類・報酬・利用料も市町村が独自に設定できる。費用は介護保険事業費の最大3%と決められており、安上がりで不十分なサービスになりかねない。

8月6日、社会保障制度改革国民会議は最終報告書を提出し、「持続可能な社会保障を構築していく」もとで「徹底した給付の重点化・効率化が求められる」ことを強調。社会保障の全面的な切り捨ての方向を明確にした。介護分野では、要介護認定者の4分の1にあたる約154万人の要支援者を介護保険から外し、「総合事業」を焼き直しただけの「地域包括推進事業(仮称)」に移行しようとしている。

「地域包括推進事業(仮称)」の内容は市町村の裁量とされ、介護に当たる人員や運営の基準もなく、ボランティアや民間企業頼みとなる。要支援者への保険給付の大半を占める専門のヘルパーによる調理などの生活援助の取り上げにつながり、財政状況によっては市町村間でサービス内容に差が出ることや、利用者の自己負担が高くなることは容易に推測できる。要支援者にかかる介護費用は全体の5%にすぎず、政府の狙いは要介護1・2など、軽度の介護保険利用者を介護保険から閉め出すことである。

今後とも、要支援を含む軽度の介護保険利用者が今まで通り介護保険サービスを利用できるようにしていくことが必要である。

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス 住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に 増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入 所が確保できるよう助成制度を設けてください。 (P59参照)

特別養護老人ホームの建設テンポは遅く、入所待機者は全国で42万人(厚労省2009年12月発表)、愛知では21,544人(2012年9月1日調査)となっている。

入所までの家族介護の状況は、配偶者が2割、子が4割となっており、特養を中心とした施設基

盤整備の遅れは、入所者本人の苦悩のみならず家族介護者の生活の確立まで及ぶ重大な問題 となっている。

基盤整備の遅れの背景には、国から県への補助金が廃止され、市町村への交付金が施設基盤整備に充当されなかったことがあげられる。その後、16万人分の介護基盤緊急整備交付金が創設されたが、実施状況で8.7万人分しか建設が進んでいない。

特養に代わる「終の住処」として介護付き有料老人ホームの建設が進められた。政府は、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」を設けたが特養のように食事や居住費を軽減する「補足給付」はない。居住費・食費の全額自己負担化のなかで、経済的状況によって利用が制限される事態がいっそう進行している。

特別養護老人ホームや小規模多機能施設の増設など施設・在宅サービスの基盤整備と低所 得者や医療依存度が高い利用者の入所が確保される助成制度の創設が重要である。

# ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

地域包括支援センターは2006年4月から設置され、社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師などが配置されている。生活圏(中学校区、概ね人口2~3万人)ごとに設置され、役割は①高齢者の虐待防止や権利擁護などの相談、②要支援認定者の予防給付に関わるケアマネジメント、③虚弱高齢者の介護予防に関わるマネジメントなど介護予防・支援などの中核センターとして位置づけられている。今後「地域包括ケアシステム」の中心としての役割が担わされる。

しかし、その実態は県内415中学校区のうち188カ所に設置されているにすぎず、自治体直営は14市町村で19カ所のみである。一カ所あたりの委託費も市町村毎の設置数も異なっている。一カ所当たりの高齢者人口も8,422人と多いのが実情である。県内の地域包括支援センターはほとんどが委託で、生活圏も中学校区を大きく上回ることが多く、職員の配置や待遇も充分ではない。高齢者の身近な相談窓口として役割を果たしているのか、どう設置されているのか、利用者の生活実態を無視したサービス抑制をしていないかチェックと機能強化が重要である。

設置数・委託費を増やし、高齢者の身近な相談窓口として介護予防や認知症対応などに向け、職員を増やし、職員が働き続けられる処遇の確保、責任を持った地域の「包括支援センター」としていくことが大切である。

# ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

良い介護をしたいと、希望を持って介護・福祉現場に入った労働者も、低賃金と過酷な労働で辞めていく人が後を絶たない。介護福祉士養成学校も閉鎖が相次いでいる。今や介護の現場では慢性的な人手不足で、介護施設の閉鎖やホームヘルプサービスなどの提供を辞めざるを得ない事業所が多数あり事態は深刻である。深刻な介護職員不足問題が起きている中、一定の効果があった処遇改善交付金は廃止され、それに見合った介護報酬の引き上げはされていない。

県内では、介護従事者の研修会参加や資格取得費の一部助成(名古屋市、春日井市)、ヘルパー養成研修受講料の助成(安城市)などが実施されているが、豊根村で新たに2級ヘルパー取得に対する費用助成が2011年度より実施された。スキルアップの研修については、独自に一宮市、半田市、刈谷市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、尾張旭市、北名古屋市、あま市、大口町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町の15市町で実施している。

介護職員の定着のため、①いっそうの処遇改善、②介護職員の研修を保障していくことが重要である。研修については、介護のレベルアップにつながるが、研修費用も高く、職場の人員不足

で県や市町村の研修に参加できるのは少数である。研修回数を増やし、公費負担で研修が受けられるようにすることが必要である。

# (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
- ★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。
- ★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実 してください。
  - ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がね たきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。
  - エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。 (P60~63参照)

介護保険施行前の1990年代は、福祉事務所の職員が高齢者宅を訪問し、健康状態や暮らしぶりなどを把握し、ヘルパー派遣も含め行政が直営で福祉サービスを実施していた。2000年の介護保険導入で福祉サービスは民間など外部委託になり、行政の責任が縮小し、「買う福祉」へと変わり、一人暮らしや高齢者夫婦の安否確認など福祉サービスが大きく後退したことが、「消えた高齢者」が社会問題となった大きな要因となっている。

厚労省は、介護保険法を改定し、住み慣れた地域で高齢者の暮らしをささえる医療・介護・福祉を一体的に提供する「地域包括ケア」構想を打ち出した。これは、30分で駆けつけられる日常生活圏域で多様なサービスを組み合わせて病院に依存せず、地域で暮らしていくこととしているが、狙いは給付制限と負担の拡大である。

これまで市町村が進めてきた配食・買い物・見守りなどの生活支援施策を「新しい公共」の名による保険外サービスとせず、市町村の責任で充実させていくことが求められている。

バスは38市町村(70%)、タクシー代助成は46市町村(85%)で実施されている。両方未実施なのは、東栄町のみである。利用者からは「福祉車両がまだまだ少ない」との声が出されている。いっそうきめ細かな住民要求に基づく改善が必要である。

宅老所などへの助成は19市町村(35%)の実施となっている。安城市、豊根村は助成を廃止した。水準の引き上げが必要である。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(P64~66参照)

県内全市町村で配食サービスを実施しているが、毎日実施は20市町村(37%)と、まだまだ少数である。自治体によって実施回数が週1回~週5回や、昼食・夕食のみなど全日最低1回は行っていくよう水準も引き上げ、利用者負担額を引き下げて利用しやすく、高齢者の味覚や質への向上が必要である。また、会食を実施しているのは14市町村(26%)のみである。

(配食サービスを毎日実施の市町村)

名古屋市、岡崎市、一宮市、碧南市、豊田市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、北名古屋市、弥富市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、東浦町、南知多市

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。 (P70参照)

家族で介護を行う際は、手すり、スロープ、浴室、トイレなど住まいの住環境の整備が必要であ

る。申請書類の多さや、指定住宅業者も少なく、また1件あたりの住宅改修への助成額引き上げ が必要である。

2012年では、住宅改修費は新たに清須市、豊山町、武豊町が実施し、41市町村(76%)となった。実施件数も2011年と比べ1,608件増え13,579件となった。

福祉用具購入費も新たに清須市、豊山町、武豊町が実施し、33市町村(61%)となり、実施件数も10,010件となった。

高額介護サービス費の受領委任払い制度は、豊田市のみが実施しており拡大が望まれる。いずれの制度も市民への周知と利用や申請のしやすさが必要である。

# ★ (3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象にしてください。
- ②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。 (P71~72参照)

障がい者控除認定書の発行枚数は、ねばり強く働きかけてきた成果もあり、毎年増加を続け、2007年度13,171枚から2008年度18,544枚、2009年度22,712枚、2010年度29,955枚、2011年度32,736枚となった。しかし、介護認定者数からみるとまだ極めて少ない。「要介護1以上の介護認定者」をすべて「障がい者控除」の対象者にしているのは39市町村に(72%)に広がっている。

介護保険認定申請時の「障害高齢者自立度」や「認知症高齢者自立度」の結果を参考に、障がい者控除の対象としている自治体もある。申請主義ではなく、自治体が持つ要介護認定者のデータを元に、自動的に対象とすべきである。

一宮市、春日井市、小牧市、稲沢市、知立市、岩倉市、日進市、東郷町、豊山町、扶桑町、阿久比町、東浦町、幸田町、豊根村の14市町村(26%)は要介護者に直接認定書を送付している。また14市町村(26%)が介護認定者に個別に申請書を送付している。これにより認定書または申請書を送付しているのは、28市町村(52%)へと広がっている。

(障がい者控除発行枚数の推移)

2002年度: 3, 769枚 $\rightarrow$ 2003年度: 5, 848枚 $\rightarrow$ 2004年度: 5, 114枚 $\rightarrow$ 2005年度: 7, 155枚 $\rightarrow$ 2006年度:10, 466枚 $\rightarrow$ 2007年度:13, 171枚 $\rightarrow$ 2008年度:18, 544枚 $\rightarrow$ 2009年度:22, 712枚 $\rightarrow$ 2010年度:29, 955枚 $\rightarrow$ 2011年度:32, 736枚

# 3. 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。 (P73~74参照)

「わが子は出産したその時から障害を持っています。20歳を過ぎた今も、まだ首も座らず、座位も取れず、いわゆる寝たきり状態です。食事はミキサー食と経管栄養の両方です。緊張が強く、骨の変形を進行させない為に3~4カ月毎に入院し、ボトックス治療を受けています。障害者医療費助成制度で通院・入院の費用負担がなく、安心して病院にかかっています。本当にありがたい制度です」……障害の子を持つ母親の手記である。

愛知県は「福祉医療制度(子ども・障害者・母子父子家庭・高齢者の医療費助成)」に一部負担金と所得制限を導入する見直しを検討してきた。しかし、6月3日、大村知事は「当面、一部負担金を導入することはしない」と2014年度から見直す工程表の断念を表明した。

愛知県の制度は、他府県と比べ対象者の範囲が広く、利用者の一部負担もない。子どもと障害者の医療は、所得制限もなく、これらは全国でもトップレベルの優れた制度となっている。

県の見直しの発端は、県財政赤字を理由の行革であった。そして、見直しの論点として、「受益者としての負担のあり方を見直す」こともあげられた。これに対して、障害者からは「障害が自己責任、家族の責任といった議論はまちがっている」と批判の声が上げられた。

子ども・障害者では全市町村が県制度への独自の上乗せを行っている。県内の市町村からは、「市町村の現状に県が追いついていない」「財源論としてではなく必要な福祉施策として制度の持続を」などの批判も出された。

昨年の愛知自治体キャラバンでは市町村議会に「県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」採択を求め、その後、広範な団体が意見書採択の取り組みを行った。その結果、全54市町村中、3分の2近い34市町村(63%)が意見書を採択するという成果を生んだ。

医師会や小児科医会幹部が「企業への補助金を充実させる一方で医療制度を縮小するのは 弱者切り捨ての典型だ」「医療費無料という環境が子どもの健康を守っている」などと反発したこと も県の意向を挫く大きな力になった。

これらの取り組みが、見直しを断念する結果を生んだといえる。

今後、県が一部負担や所得制限を再び検討・提案することがないよう、引き続き存続・拡充を求める。

# ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。 (P75~76参照)

愛知県は、2008年4月から、通院で義務教育就学前、入院で中学卒業まで無料対象を拡大した。この対象範囲は、全国の都道府県でも高い基準であり、長年の運動の成果として評価できる。

愛知県内では、全54市町村が県基準よりも対象を拡大している。うち入院・通院とも「中学校卒業まで窓口無料」としているのは、4分の3を超え42市町村(78%)となっている。「中学校卒業まで無料」はすでに常識となった。さらに「18歳年度末まで窓口無料」を実施しているのは、東郷町、飛島村の2町村で、設楽町は18歳年度末まで無料だが中学校卒業後は償還払いとなる。

しかし一方で、2008年8月に名古屋市が撤廃して以降、導入する動きがなかった所得制限が、津島市と北名古屋市で導入された。津島市は入通院とも「18歳年度末」まで拡大するものの、対象は「市民税所得割が5万円以下の世帯」までとなっており、対象人数は1,100人程度と、津島市全体の子どもの数からすると、とても十分とは言えない。北名古屋市は通院を「中学校卒業」まで拡大するものの、「市民税非課税」を超える世帯には「1割の自己負担」を設けている。親の所得により、受けられる医療に差が出ることは望ましい状態とは言えない。両市とも所得制限の早急な撤廃が強く求められる。

また、愛知県の補助基準を超える部分への自己負担については、豊川市が廃止したものの、一宮市、犬山市、江南市、北名古屋市に加え、常滑市と南知多町が導入した。常滑市は「小学校3年生」から「中学校卒業」まで拡大すると同時に、1割の自己負担を導入した。南知多町は「小学校卒業」を「18歳年度末」まで拡大すると同時に、拡大分について窓口負担の半分(1.5割)を自己負担とした。自己負担を導入している市町は、医療が必要な子どもに受診抑制が働かないよう、自己負担をなくすことが求められている。

今後は、入院・通院とも18歳年度末までの医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施することが望まれる。それと同時に、国の制度として就学前までの医療費無料制度の創設が待ったなしの課題となっている。

#### 【「中学校卒業まで入通院とも医療費無料」実施市町村割合の推移】

2001年: 0%→2002年~2005年: 1%→2006年: 2%→2007年:8%→2008年:30%→

2009年:36%→2010年:51%→2011年:67%→2012年:76%→2013年:83%

#### 【通院・入院とも「中学校卒業まで医療費無料」を所得制限なしで実施する42市町村】

名古屋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、弥富市、みよし市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

# ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(P77参照)

身体障がい者、知的障がい者は障がい者医療の補助対象として一般の病気も対象となっている。しかし精神障がい者は、県の補助対象が精神疾患の通院のみを対象としており、一般の病気に広げる必要がある。

2013年9月現在、「2分の1補助」や「1・2級のみが対象」など、条件を設けていながらも、一般の病気へ補助対象を広げているのは、通院で35市町村(65%)、入院で37市町村(69%)ある。

各市町村においても、障がい者医療の精神障がい者への補助対象を精神疾患に限定している場合は、一般の病気にも広げることが求められる。

# ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(P78~80参照)

福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度は、寝たきり・認知症・障がい者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度で、高齢者に大変喜ばれている制度である。 2012年8月1日現在の受給者は、131,177人(うち、ひとり暮らし非課税高齢者10,510人)

愛知県は県内各市町村の反対を押し切って、2008年4月1日から「ひとり暮らし非課税高齢者」を対象から除外する制度改悪を行ったが、県が外しても市町村独自に継続することを要請し、現在も45市町村(83%)が「ひとり暮らし非課税高齢者」を独自に継続している点は高く評価できる。「ひとり暮らし非課税高齢者」を県に追随して対象から除外したのは、瀬戸市、津島市、江南市、あま市、長久手市、東郷町、蟹江町、東栄町の8市町(15%)のみ(名古屋市は従来から対象外)。

従来どおり継続した市町村は引き続き継続を求めるとともに、対象から除外したり、縮小した市町村は、従来の水準に戻すことが求められる。

さらに、後期高齢者の医療費負担を無料にし、高齢者が安心して医療にかかれるように、対象者の拡大が求められる。

#### (参考)福祉給付金制度とは?

福祉給付金制度は、寝たきり・認知症・障害者・ひとり暮らし非課税者などの高齢者の医療費自己負担を無料にする愛知県独自の制度。

## 名古屋市

- 後期高齢者医療の対象者または70歳以上の人で、次のいずれかに当てはまる人
  - ①3カ月以上寝たきりで、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
  - ②3カ月以上認知症で、本人所得が特別障害者手当の範囲の人
  - ③障害者医療・ひとり親家庭などの受給要件に当てはまる人

## 名古屋市以外

- 後期高齢者医療の対象者で、次のいずれかに当てはまる人
  - ①ひとり暮らしの高齢者で、市町村民税非課税世帯の人
    - ※この対象者は、愛知県の補助基準からは外されたが、83%の市町村が継続
  - ②3カ月以上寝たきりで、市町村民税非課税世帯の人

- ③3カ月以上認知症で、市町村民税非課税世帯の人
- ④障害者医療・ひとり親家庭などの受給要件に当てはまる人
- ※上記以外についても、市町村独自に対象者を広げている場合がある。

# 4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。 (P81参照)

後期高齢者及び国保で高額医療費と高額介護費の合算制度ができた。しかし、自分が該当するかは通知で知らされるが、払い戻しには市町村への申請が必要である。

該当者へ個別に申請書を送付することにより、申請漏れを防ぐことができる。

昨年のキャラバン調査では、個別に申請書を送付しているのが、後期高齢者で7市村(1%)、 国保で24市町村(44%)のみであった。全市町村で、高額医療・高額介護合算療養費の該当者 へ、ハガキ通知のみでなく、個別に申請書と返信封筒を送付すべきである。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。 短期保険証は、発行しないでください。

従来の国民健康保険の保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は、75歳以上の高齢者に対しては禁止の措置が取られてきた。

ところが、2008年の後期高齢者医療制度の発足とともに、この禁止措置が廃止され、長期の保険料滞納者には、保険証取り上げ・資格証明書の発行ができる規定が設けられた。

高齢者は病気にかかりやすい状況にあり、もし、保険証が取り上げられると、命の危険にさらされることとなる。愛知県の短期保険証の発行は、2010年3月末262件から、2011年3月末482件、2012年3月末577件、2013年3月末549件へと、若干減少に転じたものの少なくない数が発行されている。

資格証明書・短期保険証の発行は、行わないよう強く求めたい。

# 5. 子育て支援

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。 (P82参照)

2008年、国は国庫補助と地方交付税で妊産婦健診14回分を予算化したが、各市町村の助成額が厚労省基準に届かず、すべての健診を無料で受けられるようになっていない。

14回分の助成額は厚労省基準(2013年度)では、118,000円だが、名古屋市は104,160円、豊橋市は108,500円、その他52市町村は106,740円となり、県内全ての市町村が厚労省基準を下回っている。

妊婦健診は、母子手帳の交付を受けた後でしか助成券を使用することができず、高額になりが ちな初回の健診が助成の対象外となっている場合がある。

また、産後健診の助成をしているのは、22市町村(41%)にとどまっている。

県内すべての市町村が、初回を含め早期に産前14回以上、産後1回以上健診を無料で受けられるようにするとともに、国に対し恒久的に予算化していくことが求められる。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。 文給内容を拡充してください。 (P83~85参照)

就学援助制度は、憲法26条の「義務教育の無料化」条項に基づいて、小中学生がいる家庭に新入学の準備金や学用品費、学校給食費などを補助する制度である。学校教育法19条には、「経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」と規定している。さらに、教育基本法第3条では、「教育の機会均等」が定められている。

にもかかわらず、小学校では、年間10万円、中学校では17万円以上の父母負担がかかっている(文部科学省調査2010年)。その原因のひとつには、国の小中学校の教材費が1985年に一般財源化されてから措置率が半減しているからである。

社会全体の貧困と格差が広がる中、「日本の子どもの貧困率」は2009年16%(2003年14.9%)と先進国の中でも際立って高くなっている(厚生労働省2010年)。子どもたちの成長のためにも、就学援助制度の拡充こそ必要だが、生活保護基準の引き下げにより、現在の対象者が縮小することのないよう切望する。

県内の就学援助の認定制度は、生活保護基準の1.4倍以上が7市町(13%)、1.3倍以上でも16市町(30%)で、半数以上が1.0~1.25倍。これでは支給を受ける子どもたちの家庭が、生活保護家庭よりも生活が苦しいような事態がでてくる。

小中学校の就学援助認定率は、全国で14.0%(144万人)。愛知県では7.80%、名古屋市は16.3%、豊橋市は18.4%である。(2012年度)

就学援助対象基準を生活保護基準の少なくとも1.4倍以下の世帯までとするなど制度を拡充 し、申請を学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、利用しやすい制度に改善すべきである。 また、郵送での申請も受け付けることが求められる。

申請窓口は、「市町村窓口」と「学校」の両方を利用できるのが31市町村(54%)になっている。 さらに、民生委員の証明等が必要なのは9市町村(16%)残っている。昨年の自治体キャラバンの 中でも「民生委員の方からも証明をなくしては」(安城市)との意見も出ている。春日井市では毎月 の収支記入をなくし、広報に所得制限の目安を載せるなど改善された。また、年度途中の申請の 周知徹底も必要である。

支給内容として「クラブ活動費、生徒会費、PTA会費」などにも拡充し、受給者の生活実態にあった制度の充実を求める。引き続き、就学援助の活用を広げ、国と自治体の責任で、教育の機会均等と義務教育の無償化を求める。

## ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

子どもの「貧困」問題が社会問題になっているなかで給食費が払えず給食が食べられない事態が生まれている。また、「長期休みの後、げっそり痩せて登校する子どもがいる」との実態もあるように、貧困がすすむ中、給食が子どもの命綱になっている。

「無料の考えはない」の回答が多い中で、大口町は給食費の半額補助、飛島村は月600円の保護者への補助、大治町は1人月額150円の補助、岩倉市では義務教育の第3子以降の無料化をそれぞれ実施している。

全国でも給食費の無料化を実施する自治体(北海道三笠市、山口県和木町、茨城県大子町など)があり、2012年からは山梨県早川町が小中学校の給食費、通学費、教材費、修学旅行費の保護者負担をなくした。子どもの貧困の解決策として「給食費や学校で使うすべての費用を無料にしてほしい」との声は大きくなっている。

年間の給食費は、公立小学校42,227円、公立中学校35,448円となっている(2010年「子どもの学習費調査」文部科学省)。

成長し発達する子どもにとって安全で豊かな食生活の保障は学びの源泉である。今の社会状況の中では、「安心安全な地産地消の食材で、自校方式の学校給食」という教育的意義は重要で、その給食費の無料化を義務教育の無償の立場から求める。

# ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

2011年3月11日の東日本大震災は、地震、津波による自然災害に加え、福島第一原子力発電所の事故による放射能被害も大きいものだった。放射能汚染は空気中、土壌も含め浄水場や農産物にまでおよび、福島県以外にも多大な不安が広がっている。

2013年には、福島原発の海洋汚染で魚介類に高い数値のセシウムが検出されており、市場に 出まわれば学校給食や食卓にのぼる危険が高まる。放射能汚染の不安をなくし市民や子どもた ちの健康を守るためにも、愛知県外から入ってくる食材に対しては各市町村、各学校に食材検査 のできる検査機器をそろえ検査体制を整えることが必要である。

# ⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

女性に必要な物資の備蓄や設備、トイレを安全な場所に設置するよう配慮する等の改善が求められる。そのためにも避難所運営の責任者に女性を配置する。避難所の運営に女性の役員を入れること。

東日本大震災等を経験した多くの女性たちから、生理用品や乳児用粉ミルク、離乳食などの確保に苦慮した経験や、避難所内に更衣室がない、多くの人が集まる喫煙所の脇にトイレが設けられている、授乳やオムツ替えの際人目を気にしなければならなかったなど、女性が安心して利用できないケースが報告されている。

高齢者・障がい者(児)、妊産婦、乳幼児をもつ親などのための福祉避難所が21市町村に153カ所(2011年県防災局資料)あるが、受け入れ人数にも限りがあり、県内すべての市町村での設置と増設をすすめ、看護・介護の人的体制などさらなる整備・拡充が必要である。

# ⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止策を講じてください。そのため に必要な職員を増やしてください。 (P86参照)

2012年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、66,807件(速報値)で過去最多を更新した。また、愛知県の児童相談所が対応した件数は1,730件(前年度1,499件)、名古屋市は1,532件(同1,129件)で、いずれも過去最多を記録しており、県内では昨年9月に豊橋で、一昨年10月には名古屋市で虐待死亡事件が発生している。

このような虐待対応件数の増大や重篤なケースへの対応により、児童相談所の職員や市町村の虐待対応担当部署の職員の多くは、疲弊しているのが現状である。2005年度から、それまで児童虐待対応を含む児童家庭相談の窓口は児童相談所だったが、児童福祉法の改正により市町村が担うことになった。しかし、専門的な知識や経験が必要とされる相談業務に対応する職員は8年が経過する現在においても十分に手当てされているとは言えない。特に市町村では、社会福祉士などの専門職の採用が十分に行われず、他の業務との兼務や人事異動により在職期間も短いため専門性や経験が蓄積されにくく、適切な児童虐待への対応が十分にできないことも考えられる。

また、児童虐待対応職員はほとんどの場合、要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割も担っており、児童虐待対応に関する総合的な知見はもちろんのこと、関係機関の特性を踏まえて





# 6. 国保の改善について

# ★①国民健康保険制度の都道府県への運営移譲に反対してください。

政府は、「社会保障制度改革推進法に基づく『法制上の措置』の骨子」(2013年8月21日)で、「国保の運営業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担」「必要な法律案を2015年通常国会に提出することを目指す」と、方針を示している。

しかし、都道府県単位の財政運営は、市町村が独自に一般会計からの法定外繰入(2011年度愛知県で250億円、1人当たり約13,000円)や保健事業などで保険料を低く抑えていた役割を否定することになり、最大1.8倍(2011年度の県内1人あたり平均調停額と県内最小調停額の東栄町との比較)の保険料引き上げを招くほか、保険料の独自減免制度の廃止などの問題が生じる。

国保広域化に関して、大村知事は「(国民会議報告書のように)市町村から財政責任を切り離して単に保険料徴収だけということになると、まず間違いなく国保制度は壊れる」「国がしっかりと財源を確保して充てていくということがないと持続可能な制度にはならない」と発言している(全国知事会、2013年7月8~9日)が、住民の健康といのちを守る自治体の役割を果たすために、市町村が都道府県単位化に反対して臨むべきである。

#### ★②国保料(税)について

(P88~91参照)

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1. 4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。
- エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。
- ア. 加入者の2割近くが払いきれない保険料(税)は、そもそも高すぎる。国に対し国庫負担を元

に戻すよう要望するとともに、市町村独自の低所得者減免を拡充することが求められる。

- イ. 社会保険などでは、扶養家族が増えても保険料は増えないが、国保では生まれたばかりの 赤ちゃんにも均等割がかかる。一宮市では、18歳未満を対象に均等割を3割減免としている。 様々な少子化対策がおこなわれているもと、すべての市町村での対応を求める必要がある。
- ウ. 生活保護基準以下は減免するという考え方の要件。生活保護受給世帯の場合には、税金や 社会保険料が免除されているため、その分を割り増ししないと同じ生活水準となりえないので 1. 4倍以下の世帯を減免対象とするように求めたい。
- エ. 所得激減による減免要件を定めても、前年所得300万円以下かつ2分の1減、3分の1減などの要件は、長期的に所得減が続いている自営業者には活用できない。豊橋市では「前年総所得600万円以下」かつ「前年の10分の8以下への減少」と活用しやすい制度となっている。

#### 【国保税(料)の減免制度とは】

## <国の法定軽減>(均等割・世帯平等割軽減)−申請不要−

7割軽減	前年所得が33万円(給与収入が98万円)以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は6割軽減)	申請不要
5割軽減	前年所得「33万円+245,000円×扶養家族数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は4割軽減)	申請不要
2割軽減	前年所得「33万円+35万円×世帯員数」以下の世帯 (応益割合が45%未満の市町村は2割軽減はなし)	申請不要

## <市町村の独自減免>

市町村が条例で定めていなければ実施できない。また原則として被保険者が申請しなければ適用されないが、自動適用している市町村もある。応益割の減免が一般的。

《減免の適用範囲》※市町村によって取り扱いが異なる。

- ①災害世帯(災害、盗難等により家屋又は事務所が著しく損傷を受けた世帯)
- ②低所得•生活困窮世帯
- ③所得減少世帯(失業、事業の廃止、不作等により所得が著しく減少した世帯)
- ④長期療養の診断を受けた場合
- ⑤市民税、固定資産税の減免を受けた場合
- ⑥その他市町村長が認めるもの

県内では、名古屋市や一宮市のように、優れた保険料減免制度を設けている自治体があるので、各市町村でも実施が求められる。

#### 【具体例】

- ○名古屋市:国の均等割2割減額世帯に、障がい者・寡婦(夫)・65歳以上高齢者がいると、その該当者の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割をすべて2,000円軽減。
- ○一宮市:18歳未満・70歳以上・要介護4以上・身体障害1~4級・知的障害IQ50以下・精神障害1~2級などに該当する人の均等割を3割軽減。国の均等割7割・5割・2割減額世帯は均等割・平等割を1割軽減。

## ★③保険料(税)滞納者への対応について

(P92~98参照)

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、 母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も 残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

- ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。 方一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。
- エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
- ア. 2013年6月1日現在の愛知県内の国民健康保険加入世帯数は1,093,756世帯で、そのうち163,570世帯(15.0%)が保険料(税)を滞納し、短期保険証が58,046件、資格証明書が6,044件発行されている。

資格証明書の発行は、名古屋市が前年4,338件から4,347件と年々増えている。名古屋市を除く愛知県合計は、前年の1,066件から1,697件と増加に転じた。名古屋市の突出した発行数は異常であると同時に、岡崎市、武豊町が大量に発行をしている。

短期保険証の発行数は、前年の54,425件から58,046件と増加している。滞納世帯数に対して、大口町(95.4%)、豊橋市(72.8%)、大府市(72.4%)、清須市(71.2%)が高い割合で短期保険証を発行している。

滞納世帯であっても子どもの無保険をなくすということで2009年4月から、6カ月の短期保険証が発行されることとなった。しかし子どもの親や、その他の世帯はそれよりも短い有効期限の短期保険証が発行されている場合がある。医療を受ける権利を奪いかねない1カ月の短期保険証など、6カ月未満の短期保険証は発行するべきではない。

- イ. 滞納者の差押え件数は、2010年度は9、412件・8億円、2011年度は10、871件・6億円となっている。「悪質」のみの差押えなのか、きちんとした実態調査が必要である。滞納世帯の多くは、払いたくても払えないという世帯が圧倒的である。その対策が、収納率アップのための差押えを含めた徴収強化の姿勢だけというのは、国保法第1条「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」との定めからみても許されない。憲法25条にそった対応が強く求められる。なお、国税徴収法第48条は、「超過差押え及び無益な差押え禁止」を明記し、また国税徴収法153条および地方税15条7項では、「滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させる恐れのあるときは、差押えをおこなっていけない」としている。
  - ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。 (P99~100参照)

医療費一部負担金の減免制度は昨年新たに、大口町、扶桑町、阿久比町が実施し、合計49市町村(91%)となり、未実施は新城市、北名古屋市、設楽町、東栄町、豊根村の5市町村のみとなった。また、減免実績は、前年の7市225件から16市472件と増加している。

「生活保護基準を基にした減免」制度は、昨年新たに大口町、扶桑町、阿久比町が実施し、43市町村(80%)となった。

全市町村での実施と、わかりやすい制度の案内で減免制度の周知徹底が求められる。

# 7. 障がい者・児施策の充実について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

2011年10月1日から「グループホーム・ケアホームの利用料助成―月額1万円を上限に家賃補助」が行われている。

通所施設の食費では、低所得、一般1(グループホーム・ケアホーム利用者[市町村民税所得割16万円未満]を含む)の場合でも、食材料費が負担となり、実際にかかる額のおおよそ3分の1を負担(月22日利用の場合、約5100円)。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されている。

2012年4月1日から「障害福祉サービスと補装具の利用者負担の合算―課税世帯での合算上限を37,200円」としたが、肢体障害児では成長に合わせた補装具が必要となることから利用料負担も多額にならざるをえない。利用料負担については、「応益負担」を「応能負担」に取り繕う法改正がおこなわれた。なお、課税世帯の負担上限額については、市町村ごとに異なっているので注意が必要だ。

2011年8月30日に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が発表した「骨格提言」は、利用料について「障害福祉サービス利用者のうち非課税と生活保護の低所得世帯が約9割に上り、こうした世帯にとって、生きるために不可欠な支援への利用料は大きな負担になっている。以上のことから、障害によって生じる日常生活および社会生活上の困難を軽減する支援は、原則として、社会が責任を担うべきである」とした。

しかし、障害者自立支援法を名前だけを変えた障害総合支援法を2013年4月1日から順次施行している。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。
- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。 (P102~103参照)

福祉サービスの利用申請は、必要だから行うのであり、生活状況が大きく影響する。区分が軽いから支給量が少なくてよいのではない。介護保険の要介護認定とは違うのである。市町村の支給決定は、障害者の意向や望む暮らしが実現できるよう必要な支援の種類と量を確保するためのものであって、生活を制限するものではない。

重度訪問介護を長時間利用していた人が、他市へ転居した際に従来利用していた時間が支給されない事例が生まれたり、移動支援では、利用できる範囲の制限や支給時間を制限するなど市町によって扱いが異なっている。地域間差をなくすとともに、移動支援では通所・通学という生活の基礎的部分を保障する点からも県下統一で行う必要がある。

- ★④65歳以上の障がい者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ★⑤65歳以上の障がい者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。 (P104~106参照)

障がい者は65歳以上になると、それまでの障害福祉サービスから介護保険サービスが優先されるようになる。また、40~64歳の障がい者も「特定疾病」が原因の場合は、同様に介護保険サ

ービスが優先される。

こういった障がい者は、障害福祉サービスと介護保険サービスに同名のサービスがあるとし、介護保険サービスの利用が優先されるが、実際には、サービス内容は異なっており、必要なサービスが受けられるのか疑問が残る。

さらに「入浴介助」の利用など、障害福祉サービスでは負担が無かったものが介護保険では一気に1割負担となり、負担額の大きさから従来の生活を維持できない。

#### 【介護保険サービスが優先される「特定疾病」】

①がん(がん末期)

②関節リウマチ

③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靱帯骨化症

⑤骨折を伴う骨粗鬆症

⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症

9脊柱管狭窄症

10早老症

①多系統萎縮症

迎糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

①脳血管疾患

4) 閉塞性動脈硬化症

15慢性閉塞性肺疾患

⑥両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする 福祉避難所を設置してください。
- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の 条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情 報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

2013年6月末現在の福祉避難所の状況は、県内54市町村中、46市町村が指定をしており、計670カ所(うち社会福祉施設は611カ所)を指定したにとどまり、圧倒的に少ない。

また、避難所とされる学校体育館は2階にあるにもかかわらず、スロープなどの設置はなく、人が担ぎあげるしかないのが現状だ。誰もが利用できる避難所とするには、バリアフリーが必要不可欠だ。

愛知県は8月29日のあいされんとの懇談への回答で、「東日本大震災においては、要援護者の支援や支援者の被災地への受入に関する広域的な仕組みが事前に十分構築されておらず、支援する福祉人材の確保が困難であったという新たな課題が明確となったことから、本県では、市町村域を越える災害時要援護者の広域支援体制の構築に向け、現在、課題の洗い出しを精力的に行っているところであります」としている。いつまでに構築するのか、急がれる課題である。

# 8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。 (P107~110参照)

特定健診を、個別・集団の両方またはいずれか一方が自己負担無料で実施しているのは2012年8月現在で41市町村(76%)ある。

各種がん健診については、自己負担の軽減、実施方法の改善などが求められる。

歯周疾患健診は、2008年4月から根拠法が老人保健法から健康増進法に移された。国基準は、40歳・50歳・60歳・70歳の4回(10年に1回)と限定している。2013年8月現在、5市町村(9%)が国基準通りの実施で、49市町村(91%)が国基準を上回る回数を実施している。歯周疾患(歯槽膿漏)予防のために、年1回無料で受けられる健診に改善することが求められる。

さらに、健診・検診の受診漏れを防ぎ、受診率を向上させるためにも、受診券等を同封した個別

## ②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

40歳未満の住民へ一般健康診査を実施しているのは、2012年8月現在で50市町村(93%)である。しかし中には、特定健診から大幅に項目を削っている自治体も見られる。少なくとも特定健診に準じた一般健康診査を実施すべきである。

健診を受診する機会のない住民を出すことのないように、すべての市町村で、15歳以上の住民を対象に、自己負担無料で実施することが望まれる。

#### 9. 予防接種について

#### ★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの 任意予防接種に助成制度を設けてください。 (P111参照)

日本で定期接種となっていないワクチンのうち、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)は国ごとの予防接種計画に基づいて実施するようWHO(世界保健機関)が接種を勧告している。また、水痘(みずぼうそう)については、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどで接種が推奨されている。B型肝炎もWHOは、1992年、世界中の子どもたちに対して、生まれたらすぐにこのワクチンを国の定期接種として接種するように指示しており、ほとんどの国で定期接種になっている。

水痘・流行性耳下腺炎ワクチンは、小牧市、東栄町、豊根村が自己負担無料で実施しているほか、名古屋市と飛島村で助成が実施されている。ロタウィルスワクチンは東栄町と豊根村が自己負担無料で実施しており、名古屋市、豊橋市、北名古屋市が助成を実施している。B型肝炎ウィルスワクチンを助成している自治体はまだない。

高い効果を持つ安全性の高いワクチンについては、国による制度実施を求めるとともに、まずは各市町村で独自の助成制度を設けるべきである。

#### ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(P112~115参照)

愛知県保険医協会が2013年4月に実施した調査では、高齢者用肺炎球菌ワクチンは豊田市、安城市、常滑市を除く51市町村(94%)で助成制度が設けられている。

しかし1回あたり3,000~5,000円の助成を1回だけ行う市町村が多い。ワクチン接種により、 医療費を5,000億円削減できるとの厚労省の試算もある。高齢者の肺炎による重篤化を防ぎ、ひいては医療費を削減するためにも、助成額を引き上げ、接種者を増やすことを求めたい。

### ③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

昨年から東京や大阪など大都市圏を中心に風疹の流行がみられた。保険医協会などの要望もあり、県は今年5月23日に「風しんワクチン接種緊急促進事業」を創設した。これに伴い、愛知県内全市町村が7月中までに、風疹ワクチン予防接種への助成制度を開始した。

風疹ワクチン接種は1回8,000円~1万円ほどの費用がかかり、県の補助は「市町村助成額の半額で、上限2,500円」となっており、十分とは言えない。風疹の流行を防ぐためにも、無料で接種できるようにすることが必要だ。

また、この事業は今年限りの制度となっており、来年度以降も風疹予防接種に対する費用補助

#### 【4】国・愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を 役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を 増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。
- ②消費税増税を中止してください。
- ③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。
- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70~74歳の 医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減して ください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。
- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。 ださい。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の 統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出して ください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。
- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。
- ⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

#### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

- (1) 福祉医療制度について
- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してく ださい。
- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。
- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。
- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- (2) 県民の医療を守るために
- ①後期高齢者医療制度について
  - ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

- イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ②国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの 実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してく ださい。
- ④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。
- (3) 医療提供体制の充実のために
- ①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。
- ②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。
- ③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。
- ④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民 医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。
- ⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

#### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

安倍内閣は、8月21日、公的介護・医療・年金・保育の諸制度の大改悪を進める「プログラム法案」の骨子を閣議決定し、制度改悪が本格的に動き出した。介護については2014年、医療については2014年と2015年に改悪法案を提出する日程が盛り込まれている。今秋の臨時国会には「プログラム法案」を提出する方針であり、安倍政権の暴走がここでも際立つ。

とりわけ改革プログラム法案は、「国民会議」の報告を受け、「自助」を基本に社会保険を「共助」の典型とし国民に負担増を、医療・介護・福祉・子育てを「地域づくり」と位置づけ、国の責任を国民と自治体に押し付ける。

また、2014年4月からの消費税増税に向け、「集中点検会合」を開催し増税実施が支持されたかのように「増税実施」にむけた布石を打ちながら、着々と既成事実を積み上げ強行しようとしている。

社会保障制度の充実を口実にした消費税増税のもくろみは、増税の負担と社会保障制度の改悪による国民への二重三重の負担増であることが明らかになってきた。

政府が実施しようとしている改悪の内容を広く国民に伝え、「改悪法案をつくらせない、改悪法案を来年の通常国会に上程させない」、「消費増税の実施はさせない」共同を大きく広げていくことが、秋以降、年末にかけて重要である。

こうした時期だからこそ、地方自治体は、地域住民のいのちと健康・くらしを守るために、地方自治法第99条の規定により、国・愛知県・後期高齢者医療広域連合に意見書という形で、切実な声を届けることが重要な意義を持つ。

# 社会保障「自助を基本

# 工程法案の骨子決定

政府は二十一日の関 社会保障制度改 議で、 革に関し、個別の法案 を提出する時期や実施 時期などの工程をまと めたプログラム法案の 骨子を決定した。 电小 は「自助・自立を基本 とする一と明記。 保険法改正案を二〇 四年の通常国会に提出 一五年度に実施す

主な社会保障制度改革の工程

- 0.0年度をめ - どに実施。法案 は14年の通常 国会に担…

護保険

医療提供体制

る日程を盛り込んだ。 家族や自分の負担を重 くする「自助」を重視 高齢者や高所得者 に痛みを求める見直し 案が並んだ。=関連の

◎恒 政府は法案を秋の臨 持国会に提出し、 成下 させる方針。 個別の改 革法案は一四年以降、

骨子は政府の社会保 障制度改革国民会議が 五日にまとめた最終報 告を踏まえて作成。 域などで助け合う「共 助」で自助を補い、そ れでも困窮などで対応 できない場合のみ税金 を財源とする「公助」 で生活を保障する方針 を明記した。

介護保険では①軽度

の「要支援」者を保険 の対象から外し、介護 保険を財源にして市町 村の判断で独自の事業 をできるようにするる 現行は一律一割の利用 **者負担を高所得者だけ** 引き上げる―などの改 革を盛り込んだ。

医療保険では、七十 ~七十四歳の窓口負担 MY 新たに七十歳にな る人から段階的に一割 から二割に引き上げる 法改正は 必要なく、 厚生光衡省 は一四年度からの実 施を目指す。七十五歳 以上は一割を維持す

Ю° 軽い病気でも高度な 設備を備えた大病院を 利用する患者が多く給 付費がかさんでいるた 紹介状なしに大病 院を訪れる患者への 定額の自己負担導入 大企業の健康保険 組合の負担増などは 七年度に順次実

順炊国会に提出する。 給付減 負担増, 給付増 負担減, かららない いえない (X)鱜  $\begin{pmatrix} x \\ x \end{pmatrix}$ 510 病床の機能を再編し、在宅医療、在宅介護を 推進(17年度までをめどに順次実施。法案 は14年の通常国会に提出) 国民健康保険の運営主体を市町村から都道 府県に移管 ・短時間労働者の厚生年金への加入条件緩和 紹介状なしに大病院を訪れる患者に定額自 已負担を導入 者をサービス対象から切り 70~74歳の窓口負担を1割から2割に引 月ごとの高額な医療費の自己負担上限額 高所得者は上げ、低所得者は下げる 特別養護老人ホームは「要介護3、4、 中重度者に限定 高所得者の利用者負担を引き上げる 大企業の健康保険組合の負担増 ・低所得者の保険料を軽減する ・低所得者の保険料を軽減する マクロ経済スライドの強化 改革項目 支給開始年齢引き上げ 保険料の上限引き上げ 軽度の[要支援] 離す 年金課税の強化

お上げ

医療保険

14~17年度までをめどに順次 でをめどに順次 実施。法案は15 年の通常国会に 提出

や法案の提出時期を 示さなかった。少子高 齢化に応じて給付を減 額調整する「マクロ経 済スライド」の強化や 支給開始年齢の引き 上げなどは検討課題と して挙げるにとどめ

法改正が必要な項

目は一五年の通常国会

年金改革は実施時期

に提出する。

実施時期、法案提出時期とも記述なし

#### 愛知県地方税滞納整理機構の平成24年度徴収実績について

平成 25 年 4 月 15 日(月曜日)発表

平成23年4月、個人県民税及び個人市町村税を始めとした市町村税の収入未済額の縮減を図るため、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行う「地方税滞納整理機構」を設立しました。

2年目となった平成24年度は、4市町村が新たに加わり、参加団体は47市町村に拡大するとともに、前年度の実績を上回ることを目標として、積極的な滞納整理に務めた結果、微収額は、前年度を7,500万円上回る28億4,000万円、徴収率は、前年度の実績を2.1ポイント上回る55.4%となりました。

なお、徴収率の 55.4%は、平成 23 年度の市町村税(国民健康保険料を含む)滞納繰越分の 県平均徴収率の 18.6%の約 3 倍と高い徴収率です。

#### 1 平成 24 年度 実績

	平成 24 年度 実績									
区分	平成 24 年度実績	平成 23 年度実績								
引継額※	51 億 2,800 万円	51 億 8,700 万円								
徴収率	55.4%	53.3%								
徴収額	28 億 4,000 万円	27 億 6,500 万円								

<sup>※</sup> 引継額は、当初引継額に新規発生額等を加減した額。

#### 2 平成 24 年度 参加市町村

	平成 24 年度 参加市町村								
ブロック名	参加市町村(47 市町村)								
東尾張	瀬戸市・春日井市*・江南市・小牧市・尾張旭市・岩倉市・清須市*・豊山町・扶桑町								
西尾張	一宮市・津島市・稲沢市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村								
知多	半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町								
豊田尾張東部	豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町								
西三河	碧南市・刈谷市・安城市・西尾市・知立市・高浜市								
東三河	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町*・豊根村*								

<sup>※</sup> 平成24年度に新たに加わった団体は、\*の4市町村です。

#### 3 ブロック別 平成 24 年度 徴収実績

#### 平成 24 年度 愛知県地方税滞納整理機構の徴収実績

ブロック名	引継予告額 等①※1(千 円)	予告効果額 ②※2 (千円)	当初引継額 ③ ①一② (千円)	新規発生額 及び 調定減額 ④※3 (千円)	<b>収入額</b> ⑤ (千円)	徵収率(%) ⑤÷(③+④)
東尾張	991,492	52,191	939,301	△38,626	450,110	50.0
西尾張	981,978	59,553	922,425	△41,927	431,552	49.0
知多	1,423,241	35,074	1,388,167	△22,291	832,955	61.0
豊田尾張東部	396,694	28,518	368,176	△22,060	220,662	63.8
西三河	997,364	46,223	951,141	19,392	430,215	44.3
東三河	703,100	30,933	672,167	△7,542	474,184	71.3
合 計	5,493,869	252,492	5,241,377	△113,054	2,839,678	55.4

#### 4 税目別 平成 24 年度 徴収実績

#### 平成 24 年度 愛知県地方税滞納整理機構の徴収実績

税目	引継予告額 等①※1(千 円)	予告効果額 ②※2 (千円)	当初引継額 ③ ①一② (千円)	新規発生額 及び 調定減額 ④※3 (千円)	収入額⑤ (千円)	徴収率(%) ⑤÷(③+④)
個人住民税	2,214,764	129,037	2,085,727	△36,564	1,183,244	57.7
固定資産税·都 市計画税			979,323	△7,690	625,375	64.4
国民健康保険税 (料)	3,279,105	123,455	2,137,284	△68,074	1,009,621	48.8
その他			39,043	△726	21,438	55.9
合 計	5,493,869	252,492	5,241,377	Δ113,054	2,839,678	55.4

<sup>※1</sup> 引継予告額に、昨年から引き続き滞納整理をおこなう延長事案の金額や、引継された後に追加された事案の金額を加えた額を計上。

お問い合わせ 愛知県 総務部 税務課 徴収グループ 担当:堀川・上杉

電話:052-954-6050 内線:2181 E-mail: zeimu@pref.aichi.lg.jp

<sup>※2</sup> 地方税滞納整理機構へ引き継がれる前に、引継予告により、滞納者が自主的に納付したり、納付誓約をした金額を計上。

<sup>※3</sup> 滞納事案の引き継ぎ後、新規発生して追加で引き継ぎされた額、執行停止相当と判断して、市町村に返還した額や課税が取り消された額などを計上。

#### 愛知県地方税滞納整理機構について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※46市町村(85.1%)が機構に参加している。そのうち、東栄町、豊根村は、2012年7月からの参加 ※春日井市は半年間参加したあと不参加。2013年度は検討すると回答。また清須市、幸田町も2013年 度は検討と回答。 犬山市は未定と回答

※不参加と明確に回答したのは、岡崎市と北名古屋市

ī	市町村名	参加	不参加	 検討	回答の要点
	合計	46	5	3	
0	愛知県				収入未済額は、平成23年度決算見込みにおいて、22年よりや
					や減少したものの高い水準にあり、解散する予定はない。県職員
					は、実務研修として市町村職員を指導しているが、基本的には、
					管轄市町村が徴税事務をおこなっている。なお、相談も受け付け
					分納にも応じており、地方税法第15条の徴収猶予などの納税緩
					和措置については、機構では対応せず、管轄市町村がおこなうこ
1	九十二十				ととしている
2	名古屋市 豊橋市	0	0		独自の債権回収室で対応
3	豆腐巾 岡崎市		0		生活実態に応じた納税相談や納税緩和措置をとっている
		0	U		参加予定なし 滞納原因や生活状況を聴取し、納税しやすい方法を相談
5	瀬戸市	0			滞納額の縮減するために参加する意義は大きい。15条の適用
3	(相) [1]	O			情が観り相似するために参加する思義は入さい。15米の週刊 は的確にやっている
6	半田市	$\bigcirc$			面談や生活状況の調査などにより、個々の実情、担税力を把握
					するなかで分割納付にも応じるとともに法にしたがい適切に対応
7	春日井市			$\circ$	平成24年4月から9月まで参加したが、今後の参加については
					費用対効果等、様々な角度から考慮して決定する
8	豊川市	$\bigcirc$			県と市町村が一体になって取り組むことは、各自治体の安定し
					た税収確保や職員の徴収技術の向上を図るために有効
9	津島市	$\bigcirc$			一括納付が困難な場合は、納税相談に応じる。必要とあれば納
					税緩和措置をとりますし、分納相談に応じる。しかし、資力があるに
					も関わらず再三の催告に応じない場合、納税合意事項を履行しな
1.0	平位 <del>十二十</del>				い場合は、機構に移管する
10	碧南市	$\circ$			県と市町村が緊密に連携することで、滞納額の縮減に大変有
					効。住民の実情をよくつかみ、相談にのりながら徴税業務をすす める。
11	刈谷市	0			機構の意義は、地方税法に基づき知識の豊富な県職員とともに
					市職員が高額かつ困難な滞納案件に取り組み、徴収技術の向上
					が図れること。何の相談も受けずに滞納処分をすすめるわけでは
					ない。
12	豊田市		0		※文書回答なし
13	安城市	$\circ$			関連法令に従い、適正な滞納整理をおこなっている。滞納者の
					自主納付を指導し、担税力があるにも関わらず納付に応じない滞
					納者にたいしては、厳格な滞納処分を実施することで税負担の公
					平性を確保している。納税相談、財産調査により地方税第15条等
					の適用判断をおこなっている
14	西尾市	0			住民の実情を良くつかみながら相談にのりながら、地方税法に
					のっとり公平な対応をしている。機構へ引き継ぐ案件は、担税力がしたいなが、原体に流れる。
					ありながら、長年に渡り督促、催告に応じなかった方や分納約束不同なのよれのでご理解な際いない。
					履行の方なのでご理解を願いたい。

市	ī町村名	参加	不参加	検討	回答の要点
15	蒲郡市	0			機構に移管する案件については、財産調査等を実施し、滞納 者の実情を把握し、支払能力を判断した上で対応している
16	犬山市		0		今後については未定
17	常滑市	0			当初の目標より大きな成果をあげているため、今後も引き続き参加。一括納付が困難な滞納者に対しては、分割納付等についてきめ細やかな納付相談を実施し対応している。
18	江南市	0			滞納額が50万円以上で、かつ納税資力が十分あるとみなしたものを機構に移行している。納税資力のない方は、納税緩和措置、延滞金の免除などもおこなっている
19	小牧市	0			高額案件等への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運の醸成と地域の納税秩序の確立を図る効果がある。
20	稲沢市	0			地方税法15条の規定に基づき徴収の猶予・分納による納付で対応。
21	新城市	0			滞納額の本税額が50万円以上で、かつ徴収が困難と認められるものを原則としており、担税力があるにも関わらず、納税催告に応じないなど悪質な滞納者を対象としている
22	東海市	0			生活状況等も考慮しながら分割納付での対応等、地方税法に 基づき適正な滞納整理を行なっている
23	大府市	0			担税力などがあるにも関わらず納税意識の薄い等、他の善良な 納税者の不公平・不平等の是正を行なうもの
24	知多市	0			移管済みです。相談、分納、減免には応じます
	知立市	0			実情に応じた分割納税、減免、執行停止なども対応。多重債務者には、司法書士と連携し債務の解消と納税をサポートしている
26	尾張旭市	0			参加することで職員の徴収技術の向上を図ることを目的としており参加することの意義は非常に大きい。市、機構とも地方税法15条の適用については的確に実施している
27	高浜市	0			本当に払えない方(生活困窮者)と払えるのに払わない方(悪質滞納者)の実態調査した後に、滞納者に引き継ぎ予告をした上で機構に引き継ぎを実施している
28	岩倉市	0			機構に引き継いだ事案は、岩倉市が責任を持って滞納整理を行なっている。
29	豊明市	0			移管した案件は、状況を調査した上で、限られたものに絞って 抑えた件数となっている
30	日進市	0			集中して交渉をおこなうことにより、効果的な滞納処分が期待できるので、引き続き困難案件については移管を予定している
31	田原市	0			徴収事務は専門知識をもって対応していくことが必要であり、増え続ける納税額の縮減対策として、納税者間の公平性を保つ上で必要不可欠。機構への移管に際しては、十分検討し決定。
32	愛西市	0			県と市町村が協働しながら、収入未済額を短期的かつ集中的に滞納整理するとともに、市町村職員の徴収技術の向上に資するため参加
33	清須市			0	滞納者の実情、意見を十分に尊重。今後については徴収状況 を見極めて判断する
34	北名古屋市		$\circ$		参加予定はない
35	弥富市	$\circ$			税の公平な徴収を確保するためにも機構は必要
36	みよし市	0			※文書回答なし
37	あま市	0			滞納整理の効果があらわれており、今後も高額・困難事案の滞納額の縮減をはかるために的確な滞納整理事務を執行する

ī	市町村名	参加	不参加	検討	回答の要点
38	長久手市	0			三年間の時限措置。主に高額滞納者について、実情、財産をよ く調査した上で、引き続き実施する
39	東郷町	0			滞納額が30万円以上で、かつ徴収が困難と認められるものを引き継ぐ。これらの案件は、数年前から納税交渉を行なっても滞納が完結することなく、かつ、減少することなく高額で推移している案件であり、納税相談による分割納付等についても十分対応した後のものであるので理解を頂きたい
40	豊山町	0			参加の意義は大きい。地方税法15条の適用については的確に 実施している
41	大口町	$\circ$			※回答なし
42	扶桑町	0			徴収に関する知識や技術の向上を図るためにも参加の意義は 大きい。地方税法第15条の適用をはじめ、分納・減免などで対応
43	大治町	0			生活実態や収入状況など聞き取りを行ない、完納を目指して相 談に応じ、分納などの対応をしている
44	蟹江町	$\circ$			納税の意思のない悪質滞納者については、今年度同様に移管
45	飛島村	0			厳正な滞納整理を推進することで、徴収の公平性と収入未済額の縮小を図っている。滞納者の担税能力を考慮し分納・減免などの対応をしている
46	阿久比町	0			法に沿って担税力のある人に対して納税をしていただくことにしており、納税交渉の中でその人にあった方法で納税対応をしている
47	東浦町	0			滞納者の現状をよく聞き十分な財産調査等を行なった上で、地 方税法第15条徴収猶予措置、減免等の適用を考慮し行なってい る
48	南知多町	0			税滞納者への対応は、法に基づき適切に対応している
49	美浜町	$\bigcirc$			実情にあわせて分納、減免にも応じている
50	武豊町	0			徴収にあたっては、滞納者と面談し、出来る限り生活状況の把握に努めることが大切であると考え、事情に応じ得て、分割納付に応じ、納税緩和措置も法の規定に従って、公平かつ適正に行なう
51	幸田町			0	税負担の公平性、収納率の向上を図るためには選択肢の一つであり、参加は検討する
52	設楽町	0			実情をつかんだうえでの滞納解消に努力しており、納税に対する平等性確保に努めている。又、相談にのり分納制約について積極的に取り組んでいる
53	東栄町	0			本年7月より加入。滞納世帯に対し納税への理解を促し、実情に応じ分納制度を取り入れるなど徴収の工夫している。多額、困難ものは、機構に移管
54	豊根村	0			本年7月から加入。機構への移管事案は、納付能力がありながら納税催告に応じない等悪質な滞納者を対象としている。納税相談により個別事案として分納・減免の対応もしている

#### 生活保護の相談件数・申請件数・保護開始件数について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

			2009年度			2010年度			2011年度	
ī	<b>5町村名</b>	相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数	相談件数	申請件数	保護開始 件数
愛	知県合計	66,017	21,093	20,126	54,919	17,633	17,052	47,744	15,058	14,452
1	名古屋市	45,606	13,498	12,992	36,978	11,593	11,386	32,391	10,066	9,768
2	豊橋市	1,219		735	1,124	523	492	948		
3	岡崎市	1,697		572	1,476	520	474	1,578		
4	一宮市	1,413		655	938	529	491	837		
5	瀬戸市	877		117	608	125	108	360		
6	半田市	337		181	291	178		228		
7	春日井市	2,007		528	1,801	496		1,420		
8	豊川市	1,038		217	957	207	200	877		
9	津島市 碧南市	364 246		116 49	247 230	82 41		213 194		
11	刈谷市	912		262	726	190		566		
12	豊田市	2,996		632	2,592	527		2,007		
13	安城市	2,990 595		234	420	162	157	429		
14	西尾市	763		140	567	126		622		
15	蒲郡市	318		138	286	115		234		
16	犬山市	102		51	161	55		107		
17	常滑市	138		51	148			164		
18	江南市	307		123	269			233		
19	小牧市	661	290	288	554	232	231	497	219	218
20	稲沢市	371	188	170	350	152	129	341	137	118
21	新城市	65		15	62	21		36		
22	東海市	576		174	442	134		343		
23	大府市	250		108	199	97	74	176		
24	知多市	334		118	279	109	97	258	90	
25	知立市	403		261	273	166		218		
26	尾張旭市	226		51	120	30		120		
27	高浜市	230		62	188	37		120		
28	岩倉市 豊明市	153		127 52	100			121		
29 30	日進市	89 72		27	94 131	50 42		80 73		
31	田原市	80		20	108			67		
32	愛西市	82		28	62			98		
33	清須市	381		88	240			187		
_	北名古屋市	334		118	330			295		
35	弥富市	187		53	107			130		
36	みよし市	102		48	380			178		
37	あま市	_	176	153	335			286		
38	長久手市	_	29	29	55	23	21	40	16	
39	東郷町	85	24	23	73	29	29	55	30	30
40	豊山町	55		17	57			40		
41	大口町	37			31			28		
42	扶桑町	40		14	48			56		
43	大治町		74	72	87			88		
44	蟹江町		38	38	129			151		
45	飛島村	0		0	1			2		
46	阿久比町	9	_	9	10:			8		
47	東浦町	58 49		35	52			39 46		
48	南知多町	48		18	37			46		
49 50	美浜町 武豊町		19 41	19	26 87			36 63		
50 51	<u> </u>	99 49		41 26	87 47			53 53		
51 52	設楽町	49 2		<u>∠</u> 6	4 <i>1</i> 1			53 5		
52 53	東栄町	4		2	3			2		
54		0		0	2			0		
94	豊根村	U	U	U	Z	U	Z	U	U	U

#### 生活保護担当職員数および担当受給者数について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

			生活保	装護担	3当職員	数と平均在	任名	F数(正	<del></del> 規)				1職員は	あたりの	
		2010年	4月1日現	.在	2011年	∓4月1日現 <sup>2</sup>	在	20124	年4月1E	現	在		担当受		
Ī	市町村名			見在		正規				正規				201:	2年
		正規	非正規 任金	_	正規	非正規任年		正規	非正規			2010年	2011年		
-532	And A al	550	年	月	200	年	月	200	050	年	月			世帯	人数
変	知県合計	576	198 —	_	632		_	690			_				_
1	名古屋市	293	152 4	_	315	200 3	11	340	192	3	9		125		124
3	豊橋市 岡崎市	19 12	1 1 3 1	2	20 13		6 3	20 13	2 6	1	8 2	132 116	126 136		129 116
4	一宮市	30	6 1	4	36	6 1	10	37		2	2		109		108
5	瀬戸市	6	0 1	1	7		0	7		1	5	72	67		75
6	半田市	9	1 1	6	9	2 1	5	9		1	8	86	104		117
7	春日井市	17	0 1	1	21	0 1	2	22		1	11	160	129	92	132
8	豊川市	7	0 1	0	8		5	9		1	1	105	108		106
9	津島市	4	0 1	3	4	0 2	0	30		3	0	87	90		123
10	碧南市	3	0 2		3	0 1	5	4		0	9		85		77
11 12	刈谷市 豊田市	9 21	2 0 9 2	_	12 24	2 0 10 2	11 5	12 26		1 2	5 7	81 107	80 105		81 95
13	安城市	10	0 0	_	10		2	26 10		<u> </u>	2	60	105 65		95 65
$\frac{13}{14}$	西尾市	7	3 0	_	10		10	10		0	$\frac{2}{7}$	66	61		62
15	蒲郡市	5	0 3		6		7	6		2	8	79	75		74
16	犬山市	5	1 1	7	5	1 2	0	5	1	1	9	43	51		59
17	常滑市	3	1 1	6	3	0 2	0	3	2	1	6	85.5	107		106
18	江南市	6	1 1	6	6	1 2	0	6		1	6	103	102		109
19	小牧市	6	4 1	8	9		1	8		1	5	89	70		93
20	稲沢市	7	1 0	_	8	2 1	2	8		1	11	74.4	69.8		74.6
21	新城市	3	0 1	6	2	0 2	0	2		2	6		62		59
22	東海市	5	0 2		6	0: 1	9	6		2	10	120	134		139
23 24	<u>大府市</u> 知多市	4: 6:	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ \hline 0 & 4 \end{array}$	9	5 6	0 2 0 5	5 5	6 8		2 4	10 5	65 113	66 138	:	53 112
$\frac{24}{25}$	知立市	5	4 0		6		0	6		1	4	77.4	70.5		73
26	尾張旭市	3	1 1	0	3		8	3		1	8	75	77		78
27	高浜市	4	0 0	_	4	0 0	7	4		1	7	40	34		38
28	岩倉市	3	0 1	2	3	0 1	2	3	0	2	2	118	131		134
29	豊明市	4	2: 5		4		6	4		3	6		88		93
30	日進市	4	1 0		4.		7.	4		2	5		41		35
31	田原市	2	0 1	0	3		4	2		2	0		38		61
33	友四川	3 6	0 4		3 6		10	3		1	8		97		112
34	清須市 北名古屋市	6	0 1 3 1	8	7		7	6 7		1 1	9	82 59	103 57		99 64
35	弥富市	5	0 0		5		1	5		1	7	75	82		85
36	みよし市	3	0 1	0	3		0	3		0	8		57		47
37	あま市	11	1 0	_	13		0	13		1	2		74		82
38	長久手市	1	0 1	0	1	0 1	0	2	1	1	6	113	121		60
39	東郷町	3	0 1	8	3		0	2		2	6		40		51
40	豊山町	1	0 1	0	1		0	1		1	0		84		96
41	大口町	1	0 3		1		0	1			0	69	86		75
42 43	扶桑町   大治町	1 1	0 6		1 1		0	1 1		1 0	0	144	108 165		134
43	<u>人行可</u> 蟹江町	1 1	0 0		1 1		0	1			0	144 151	201		200 241
45	飛島村	1:	0: 6		1		0	1			0		4		3
46	阿久比町	1	0 3		1		0	1			0		38		33
47	東浦町	2	0 1		2		5	2		2	0		84		75
48	南知多町	1	0 1	0	1	0 2	0	1	0		0		59		61
49	美浜町	1	0 2		1	0 0	0	1		1	0		73		78
50	武豊町	1	0 1		1		0	1		1	0		172		162
51	幸田町	1	0 0		1		0	1		2	0		76		71
52	設楽町	1	0 1	0	1		0	1			6		7		5
53	東栄町	1	0: 5		1		0	1			0		10		10
54	豊根村	1	0 1	0	1	0 1	0	1	0	1	0	3	5		5

#### 各市町村別人口‧高齢者人口‧要介護認定者数

(2013年4月現在・愛知社保協まとめ)

- ・「要支援」の集計値には、旧措置入所者を含む
- ・要介護1~5の「割合」は65歳以上人口(B)での割合
- ・知多北部広域連合の3市1町は人口のみ掲載し、要支援・要介護者は合計値のみ掲載している
- ・人口は4月1日現在、要支援・要介護者数は4月末現在

		人口	65歳以.	上人口	うち、75歳	以上人口	要	支援	要介	護
7	市町村名	(A)	(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1	割合
	合計	7, 415, 747	1, 614, 431	21.8%	731, 863	9.9%	72, 239	4.5%	46, 407	2.9%
1	名古屋市	2, 262, 176	503, 781	22.3%	239, 574	10.6%	27, 748	5.5%	13, 022	2.6%
2	豊橋市	373, 866	81, 995	21.9%	38, 120	10. 2%	3, 628	4.4%	1, 986	2.4%
3	岡崎市	374, 220	73, 522	19.6%	33, 358	8.9%	3, 612	4.9%	2,817	3.8%
4	一宮市	378, 896	89, 645	23.7%	39, 695	10.5%	3, 136	3.5%	2, 702	3.0%
5	瀬戸市	130, 904	33, 218	25.4%	14, 725	11.2%	1, 586	4.8%	1, 113	3.4%
6	半田市	117, 862	24, 764	21.0%	11, 357	9.6%	1, 144	4.6%	1,003	4.1%
7	春日井市	306, 956	68, 198	22.2%	28, 023	9. 1%	2, 676	3.9%	2,001	2.9%
8	豊川市	180, 970	41, 282	22.8%	18, 859	10.4%	1, 205	2.9%	1, 472	3.6%
9	津島市	64, 123	16, 233	25.3%	7, 331	11.4%	754	4.6%	524	3.2%
10	碧南市	71, 019	15, 163	21.4%	7, 572	10.7%	693	4.6%	365	2.4%
11	刈谷市	146, 677	25, 391	17.3%	11, 096	7.6%	1, 014	4.0%	925	3.6%
12	豊田市	419, 673	77, 872	18.6%	31, 899	7.6%	3, 155	4. 1%	2, 502	3.2%
13	安城市	180, 885	32, 178	17.8%	14, 131	7.8%	1, 418	4.4%	1,014	3.2%
14	西尾市	165, 802	37, 084	22.4%	17, 984	10.8%	1, 151	3.1%	1, 200	3.2%
15	蒲郡市	81, 179	21, 279	26.2%	10, 450	12.9%	839	3.9%	707	3.3%
16	犬山市	74, 823	19, 108	25.5%	8, 386	11.2%	886	4.6%	626	3.3%
17	常滑市	56, 051	13, 558	24.2%	6, 662	11.9%	571	4. 2%	423	3.1%
18	江南市	99, 467	23, 929	24. 1%	10, 432	10.5%	925	3.9%	672	2.8%
19	小牧市	146, 615	30, 566	20.8%	12, 276	8.4%	1, 328	4.3%	482	1.6%
20	稲沢市	136, 418	31, 717	23.2%	14, 006	10.3%	1, 512	4.8%	778	2.5%
21	新城市	48, 280	14, 544	30. 1%	8, 038	16.6%	804	5.5%	660	4.5%
22	東海市	110, 164	21, 779	19.8%	9, 524	8.6%	-	_	-	_
23	大府市	87, 176	16, 465	18.9%	6, 859	7. 9%	_	_	-	-
24	知多市	83, 943	19, 275	23.0%	7, 904	9.4%	-	-	-	-
25	知立市	69, 426	12, 326	17.8%	5, 579	8.0%	381	3.1%	406	3.3%
26	尾張旭市	81, 357	18, 018	22.1%	7, 780	9.6%	774	4.3%	366	2.0%
27	高浜市	44, 854	8, 114	18.1%	4, 019	9.0%	388	4.8%	321	4.0%
28	岩倉市	46, 370	10, 383	22.4%	4, 311	9.3%	424	4.1%	298	2.9%
29	豊明市	69, 341	15, 683	22.6%	6, 582	9.5%	449	2.9%	414	2.6%

	要介護									爰・ 番合計	ᆂᄧᆉᄼ	
2 割台	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合	女儿设生	割合	市町村	名
46, 039 2. 9	+						180, 902		253, 141		合計	
17, 983 3. 6	% 12, 720	2.5%	10, 177	2.0%	8, 754	1. 7%	62, 656	12.4%	90, 404	17.9%	名古屋市	1
2,005 2.4	1,499	1.8%	1, 505	1.8%	1, 280	1.6%	8, 275	10.1%	11, 903	14. 5%	豊橋市	2
1,766 2.4	% 1,472	2.0%	1, 245	1. 7%	1, 105	1.5%	8, 405	11.4%	12, 017	16. 3%	岡崎市	3
2,656 3.0	1,815	2.0%	1, 798	2.0%	1, 252	1.4%	10, 223	11.4%	13, 359	14.9%	一宮市	4
919 2.8	620	1.9%	584	1.8%	536	1.6%	3, 772	11.4%	5, 358	16. 1%	瀬戸市	5
535 2.2	% 397	1.6%	451	1.8%	341	1.4%	2, 727	11.0%	3, 871	15.6%	半田市	6
1,841 2.7	1,355	2.0%	1,067	1.6%	995	1.5%	7, 259	10.6%	9, 935	14.6%	春日井市	7
1,095 2.7	% 964	2.3%	743	1.8%	628	1.5%	4, 902	11.9%	6, 107	14.8%	豊川市	8
537 3.3	% 344	2. 1%	303	1.9%	241	1.5%	1, 949	12.0%	2, 703	16. 7%	津島市	9
402 2.7	% 309	2.0%	316	2.1%	177	1. 2%	1, 569	10.3%	2, 262	14.9%	碧南市	10
605 2.4	503	2.0%	475	1.9%	321	1.3%	2, 829	11.1%	3, 843	15. 1%	刈谷市	11
1,846 2.4	1,343	1. 7%	1, 329	1. 7%	1, 297	1. 7%	8, 317	10.7%	11, 472	14. 7%	豊田市	12
688 2.1	524	1.6%	488	1.5%	528	1.6%	3, 242	10.1%	4,660	14.5%	安城市	13
1,031 2.8	693	1.9%	804	2.2%	478	1.3%	4, 206	11.3%	5, 357	14.4%	西尾市	14
566 2.7	% 331	1.6%	401	1. 9%	274	1.3%	2, 279	10.7%	3, 118	14. 7%	蒲郡市	15
303 1.6	316	1. 7%	271	1.4%	197	1.0%	1, 713	9.0%	2, 599	13.6%	犬山市	16
500 3.7	% 337	2.5%	257	1.9%	207	1.5%	1, 724	12.7%	2, 295	16.9%	常滑市	17
481 2.0	% 440	1.8%	404	1. 7%	298	1.2%	2, 295	9.6%	3, 220	13.5%	江南市	18
466 1.5	396	1.3%	498	1.6%	312	1.0%	2, 154	7.0%	3, 482	11.4%	小牧市	19
758 2.4	625	2.0%	597	1.9%	449	1.4%	3, 207	10.1%	4, 719	14. 9%	稲沢市	20
383 2.6	% 299	2. 1%	321	2.2%	238	1.6%	1, 901	13. 1%	2, 705	18.6%	新城市	21
	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東海市	22
	_	-	-	-	ı	-	-	1	1	-	大府市	23
	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	知多市	24
275 2.2	<u>19</u> 1	1.5%	188	1.5%	189	1.5%	1, 249	10.1%	1,630	13. 2%	知立市	25
456 2.5	305	1. 7%	317	1.8%	225	1.2%	1, 669	9.3%	2, 443	13.6%	尾張旭市	26
249 3.1	<sup>7</sup> 171	2. 1%	172	2.1%	123	1.5%	1, 036	12.8%	1, 424	17. 5%	高浜市	27
208 2.0	181	1. 7%	181	1. 7%	146	1.4%	1, 014	9.8%	1, 438	13. 8%	岩倉市	28
413 2.6	333	2.1%	247	1.6%	200	1.3%	1,607	10.2%	2, 056	13. 1%	豊明市	29

		人口	65歳以.	上人口	うち、75歳	以上人口	要	支援	要介護
<b>□</b>	可村名	(A)	(B)	割合 (B/A)	(C)	割合 (C/A)	(D)	割合 (D/B)	1 割合
30	日進市	87, 554	15, 941	18.2%	6, 954	7. 9%	691	4.3%	443 2.8%
31	田原市	63, 108	14, 917	23.6%	7, 935	12.6%	414	2.8%	323 2.2%
32	愛西市	64, 054	17, 053	26.6%	7, 323	11.4%	589	3.5%	420 2.5%
33	清須市	65, 806	14, 305	21.7%	6, 588	10.0%	638	4. 5%	401 2.8%
34	北名古屋市	82, 736	18, 095	21.9%	7,000	8.5%	567	3. 1%	434 2.4%
35	弥富市	43, 397	9, 818	22.6%	4, 391	10.1%	448	4. 6%	326 3.3%
36	みよし市	61, 240	9, 311	15. 2%	3, 579	5.8%	271	2.9%	222 2.4%
37	あま市	86, 597	20, 313	23.5%	7, 917	9. 1%	768	3.8%	526 2.6%
38	長久手市	54, 505	7, 708	14. 1%	3, 241	5. 9%	263	3.4%	203 2.6%
39	東郷町	42, 184	8, 331	19.7%	3, 244	7. 7%	300	3.6%	229 2.7%
40	豊山町	14, 902	3, 055	20.5%	1, 174	7. 9%	66	2.2%	67 2.2%
41	大口町	22, 631	4, 880	21.6%	2, 151	9. 5%	130	2.7%	114 2.3%
42	扶桑町	33, 739	8, 074	23.9%	3, 558	10.5%	260	3.2%	198 2.5%
43	大治町	30, 512	5, 708	18.7%	2, 186	7. 2%	190	3.3%	183 3.2%
44	蟹江町	36, 527	8, 141	22.3%	3, 543	9. 7%	344	4.2%	239 2.9%
45	飛島村	4, 524	1, 237	27.3%	678	15.0%	20	1.6%	42 3.4%
46	阿久比町	26, 785	6, 435	24.0%	2, 920	10.9%	198	3.1%	166 2.6%
47	東浦町	49, 773	10, 835	21.8%	4, 768	9.6%	-	_	
48	南知多町	19, 485	6, 165	31.6%	3, 333	17. 1%	249	4.0%	193 3.1%
49	美浜町	24, 644	5, 904	24.0%	2,870	11.6%	199	3.4%	225 3.8%
50	武豊町	42, 480	9, 196	21.6%	3, 734	8.8%	315	3.4%	259 2.8%
51	幸田町	39, 012	7, 250	18.6%	3, 214	8.2%	224	3.1%	186 2.6%
52	設楽町	5, 317	2, 391	45.0%	1, 513	28.5%	138	5.8%	101 4.2%
53	東栄町	3, 528	1, 712	48. 5%	1, 119	31. 7%	86	5.0%	76 4.4%
54	豊根村	1, 214	586	48.3%	398	32.8%	29	4. 9%	30 5.1%
_	知多北部 広域連合	331, 056	68, 354	20.6%	29, 055	8.8%	2, 641	3.9%	2,002 2.9%

				要允	<b>个護</b>					要支持 要介護者		市町村名	
2	割合	3	割合	4	割合	5	割合	合計	割合	271 IX E	割合	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11
363	2.3%	290	1.8%	288	1.8%	193	1.2%	1, 577	9.9%	2, 268	14. 2%	日進市	30
397	2. 7%	348	2.3%	367	2.5%	274	1.8%	1, 709	11.5%	2, 123	14. 2%	田原市	31
488	2.9%	327	1.9%	288	1.7%	236	1.4%	1, 759	10.3%	2, 348	13.8%	愛西市	32
360	2.5%	279	2.0%	300	2.1%	245	1. 7%	1, 585	11.1%	2, 223	15.5%	清須市	33
406	2.2%	282	1.6%	315	1.7%	257	1.4%	1, 694	9.4%	2, 261	12.5%	北名古屋市	34
275	2.8%	193	2.0%	147	1.5%	144	1.5%	1, 085	11.1%	1, 533	15.6%	弥富市	35
196	2. 1%	134	1.4%	118	1.3%	95	1.0%	765	8.2%	1, 036	11.1%	みよし市	57
530	2.6%	348	1. 7%	326	1.6%	280	1.4%	2, 010	9.9%	2, 778	13. 7%	あま市	39
174	2.3%	124	1.6%	132	1. 7%	119	1.5%	752	9.8%	1, 015	13. 2%	長久手市	36
189	2.3%	136	1.6%	114	1.4%	103	1.2%	771	9.3%	1, 071	12.9%	東郷町	37
94	3. 1%	62	2.0%	64	2.1%	45	1.5%	332	10.9%	398	13.0%	豊山町	38
86	1.8%	78	1.6%	52	1.1%	38	0.8%	368	7.5%	498	10.2%	大口町	40
185	2.3%	151	1.9%	133	1.6%	108	1.3%	775	9.6%	1, 035	12.8%	扶桑町	41
160	2.8%	103	1.8%	88	1.5%	71	1.2%	605	10.6%	795	13.9%	大治町	45
258	3.2%	159	2.0%	114	1.4%	104	1.3%	874	10.7%	1, 218	15.0%	蟹江町	46
44	3.6%	43	3.5%	27	2.2%	23	1.9%	179	14. 5%	199	16. 1%	飛島村	47
119	1.8%	103	1.6%	96	1.5%	81	1.3%	565	8.8%	763	11.9%	阿久比町	48
-	_	-	-	-	_	-	_	ı	-	-	-	東浦町	49
170	2.8%	145	2.4%	161	2.6%	101	1.6%	770	12.5%	1, 019	16.5%	南知多町	50
142	2.4%	134	2.3%	103	1.7%	71	1.2%	675	11.4%	874	14.8%	美浜町	51
191	2.1%	165	1.8%	145	1.6%	72	0.8%	832	9.0%	1, 147	12.5%	武豊町	52
106	1.5%	99	1.4%	127	1.8%	79	1.1%	597	8.2%	821	11.3%	幸田町	56
71	3.0%	46	1.9%	54	2.3%	45	1.9%	317	13.3%	455	19.0%	設楽町	58
67	3.9%	35	2.0%	43	2.5%	42	2.5%	263	15.4%	349	20.4%	東栄町	59
19	3.2%	14	2.4%	28	4.8%	19	3. 2%	110	18.8%	139	23. 7%	豊根村	60
1, 982	2. 9%	1, 502	2. 2%	1, 175	1. 7%	1, 093	1. 6%	7, 754	11.3%	10, 395	15. 2%	知多北部 広域連合	_

#### 介護保険料額と保険料段階数

(2012年3月29日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

- ※第4期計画及び第5期計画で単年度ごとに保険料基準額が決定している場合は3年度の平均保険料 を掲載している。第3期以前は、前回のアンケート結果から転載
- ※「段階」欄は基準段階の特例措置(公的年金収入と合計所得金額が80万円以下の人は軽減)段階も1 段階としている
- ※豊川市の第2期保険料は合併前の保険料額
- ※西尾市の第2期~第3期の保険料は合併した1市3町の単純平均
- ※あま市の第2期~第4期の保険料は合併した3町の単純平均
- ※保険料の値下げはなし、据え置きは1市(1.9%)、値上げは53市町村(98.1%)

	市町村名	第2期 保険料額 (2003年度~)	第3期 保険料額 (2006年度~)	第4期 保険料額 (2009年度~)	第5期 保険料額 (2012年度~)	値上げ額	値上げ率	段階
75.2	愛知県平均 <sup>(加重平均)</sup>	2, 946	3, 993	3, 941	4, 768	827	21.0%	_
1	名古屋市	3, 153	4, 398	4, 149	5, 440	1, 291	31.1%	12
2	豊橋市	2,650	3, 760	3, 960	4, 300	340	8.6%	11
3	岡崎市	2,900	3, 900	4, 100	4, 300	200	4.9%	10
4	一宮市	2,890	3,800	3, 859	5, 125	1, 266	32.8%	10
5	瀬戸市	3, 005	4, 147	4, 188	4, 430	242	5.8%	11
6	半田市	3, 567	4, 050	3, 945	4, 980	1, 035	26.2%	10
7	春日井市	2, 996	4, 087	4, 106	4, 649	543	13.2%	12
8	豊川市	2, 653	3, 616	3, 944	4, 590	646	16.4%	10
9	津島市	3, 200	4, 540	4,011	5, 181	1, 170	29.2%	14
10	碧南市	2, 720	3, 300	3, 360	4, 500	1, 140	33.9%	11
11	刈谷市	2,700	3, 700	3, 700	4, 440	740	20.0%	11
12	豊田市	2, 885	3, 838	3, 838	4, 280	442	11.5%	10
13	安城市	2,700	3, 700	3, 700	4, 150	450	12.2%	12
14	西尾市	2,650	3, 225	3, 700	4, 200	500	13.5%	12
15	蒲郡市	2,675	3, 618	4, 086	4, 472	386	9.4%	10
16	犬山市	2,850	3, 563	3, 296	3, 995	699	21.2%	10
17	常滑市	2,800	3, 200	4,000	4, 800	800	20.0%	10
18	江南市	2, 924	3, 752	3, 778	4, 177	399	10.6%	11
19	小牧市	2, 897	3, 587	3, 587	3, 647	60	1.7%	10
20	稲沢市	2,657	3, 830	3, 855	4, 400	545	14.1%	10
21	新城市	2, 496	3, 560	3, 560	4, 450	890	25.0%	9
	知多北部広域連合	2, 990	3, 941	4,030	4, 934	904	22.4%	10
25	知立市	2,650	2, 950	3, 200	3, 680	480	15.0%	11
26	尾張旭市	3, 014	4, 190	4, 005	4, 155	150	3.7%	12
27	高浜市	3, 388	4, 296	4, 400	5, 260	860	19.5%	12
28	岩倉市	2, 916	3, 785	3, 495	4, 100	605	17.3%	10
29	豊明市	2, 750	4, 550	3, 845	4, 529	684	17.8%	12
30	日進市	2,800	4, 580	3, 617	4, 370	753	20.8%	11
31	田原市	2, 473	3, 540	3, 540	4, 216	676	19.1%	10
32	愛西市	2, 910	3, 850	3, 850	4, 350	500	13.0%	11
33	清須市	3, 071	3, 689	3, 942	4, 898	956	24. 3%	8
34	北名古屋市	3, 021	3, 824	3, 665	4, 316	651	17.8%	8

,	市町村名	第2期 保険料額 (2003年度~)	第3期 保険料額	第4期 保険料額 (2009年度~)	第5期 保険料額 (2012年度~)	値上げ額	値上げ率	段階
35	弥富市	2, 679	3, 500	3, 450	4, 550	1, 100	31.9%	12
36	みよし市	2,690	3, 680	3, 680	3, 680	0	0.0%	10
37	あま市	2, 864	2, 356	3, 789	4, 300	511	13.5%	10
38	長久手市	3, 183	4, 355	4,002	4, 283	281	7.0%	11
39	東郷町	2, 931	4, 407	3, 808	3, 846	38	1.0%	11
40	豊山町	2, 516	3, 694	3, 899	4, 382	483	12.4%	8
41	大口町	2, 941	3, 450	3, 450	3, 750	300	8.7%	10
42	扶桑町	2, 726	3, 345	3, 454	3, 969	515	14.9%	10
43	大治町	2,800	4,000	4,000	4, 500	500	12.5%	10
44	蟹江町	2,700	3,000	3, 500	4, 750	1, 250	35.7%	10
45	飛島村	2,900	2, 900	3, 301	4,650	1, 349	40.9%	10
46	阿久比町	2, 910	4, 380	3,650	4, 400	750	20.5%	10
48	南知多町	2,650	3, 400	3, 400	4, 400	1,000	29.4%	10
49	美浜町	2,600	3, 500	3,600	4, 500	900	25.0%	12
50	武豊町	3,000	3, 700	3, 980	4, 780	800	20.1%	12
51	幸田町	2,800	3, 200	3, 500	3, 800	300	8.6%	11
52	設楽町	2, 700	3, 400	3, 700	4, 400	700	18.9%	9
53	東栄町	2,700	3,800	4, 100	4, 300	200	4.9%	9
54	豊根村	2,700	3,600	3, 560	4, 500	940	26.4%	6
							第6段階	1
				値下げ	値下げ	0	第7段階	0
				据え置き	据え置き	1	第8段階	3
				値上げ	値上げ	53	第9段階	3
							第10段階	25
							第11段階	11
							第12段階	10
							第13段階	0
							第14段階	1
							第15段階	0

#### 介護保険料の低所得者減免実施市町村一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※江南市が減免制度を廃止した。
- ※減免実施市町村数は、29市町村となった。 実施市町村の割合は、53.7%
- ※「3原則項目」欄の〇印は、介護保険利用者の立場に 立って、3原則を超えて実施している市町村。
- ※2011年度の減免実績は、8,401件、6,059万円。
- ※2011年度実績も「件数」欄を人数で回答している市町 村があると想定される。

【実施割合の推移】2000年 5% → 2001年14%

- → 2002年18% → 2003年44% → 2004年47% → 2005年54% → 2006年48%
- $\rightarrow 2007$ 年 $56\% \rightarrow 2008$ 年 $54\% \rightarrow 2009$ 年 $53\% \rightarrow 2010$ 年 $55\% \rightarrow 2011$ 年57%
- → 2012年54%

#### 保険料単独減免に対して、厚労省が禁止を 指導する3原則

- ①保険料の全額免除
- ②資産状況等を把握せず収入のみに着目し た一律の減免
- ③保険料減免分に対する一般財源の繰入れ

			3	原則項	目		201	1年度実績
	市町村名	減免対象となる所得段階区分等	資産 制限 なし	全額 免除	一般 会計	申請不要	件数	金額
	合計	減免実施市町村数:29	8	0	0	1	8,401	60,590,220
2	豊橋市	所得80万円以下の内、一定条件の人	×	×	×	×	18	71,000
3	岡崎市	第1・3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	127	1,505,700
4	一宮市	第1・3段階(収入による制限あり)	0	×	×	0	7,286	49,573,000
5	瀬戸市	特例第3、第3段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	6	84,000
6	半田市	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	11	110,000
8	豊川市	第1-4段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	36	542,000
9	津島市	第1段階	×	×	×	×	1	6,000
10	碧南市	第1段階-第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	15	115,920
12	豊田市	生活保護基準以下など	×	×	×	×	16	191,600
14	西尾市	第1-特例3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	13	137,000
15	蒲郡市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	103	1,233,000
16	犬山市	第2段階(生活保護基準以下)	×	×	×	×	0	0
19	小牧市	特例第3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	2	21,400
20	稲沢市	第1段階(生保は除く)	×	×	×	×	1	12,000
_	知多北部広域	第1-3段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	52	564,200
25	知立市	第1段階(生保は除く)・第2・3段階(資産制限あり)	0	×	×	×	41	323,000
28	岩倉市	老齢福祉年金受給者(収入による制限あり)	×	×	×	×	1	11,000
30	日進市	第1段階(生保は除く)	0	×	×	×	1	3,000
31	田原市	第3段階(収入による制限あり)	×	×	×	X	18	192,000
34	北名古屋市	第1-3段階(資産等制限あり)	×	×	×	×	6	66,000
35	弥富市	第2-5段階(生活保護基準以下)	0	×	×	×	0	0
42	扶桑町	第1-4段階(生活保護基準以下)	0	×	×	×	1	27,000
44	蟹江町	第1・2段階(収入による制限あり)	×	×	×	×	513	4,670,000
46	阿久比町	第1・3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	2	8,300
50	武豊町	第1-3段階(収入による制限あり)	0	×	×	×	2	24,000
51	幸田町	第1-3段階(収入による制限あり)	X	×	×	×	114	1,008,100

※制度を廃止した江南市の2011年度実績は、15件91,000円

#### 介護保険料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で29市町村(53.7%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧いただきたい。

	根拟洗規		岡崎市介護保険条例・岡崎市介護保険規則・				
	化工	<b>处,</b>	岡崎市介護保険料減免(生活困窮者減免)取扱要綱				
		対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階(条例)				
			① 全世帯員の前年収入の合算額が60万円(世帯員が3人以上の場合は、60万円に3人目から1人につき35万円を加算した額)以				
		   対象者の条件	下であること(条例)				
	1	対象有の末件	② 住民税課税者から生計の援助を受けていないものであること(条例)				
			③ 資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難なもので				
			あること(条例)				
		   減免内容	第1段階・第2段階保険料を2分の1相当額に減額(年額23,880円				
3		//×/CF 1 L	を 11,940 円に減額) (規則)				
6		対象の所得段階区分	第3段階(条例)				
崎			① 全世帯員の前年収入の合算額が 120 万円(世帯員が 3 人以上の場				
市	_	対象者の条件	合は、120万円に3人目から1人につき 35万円を加算した額)以				
	2		下であること(条例)				
			②~③(1)と同じ				
		   減免内突	第 3 段階保険料を 3 分の 2 相当額に減額(年額 35,820 円を 23,880				
		減免内容   円に減額) (規則)					
			「介護保険料減免申請書」及び「収入状況等申出書」(世帯構成、世				
			帯の収入状況、年金・恩給、仕送り状況、公共料金を負担している人、				
	申記	青の有無・内容	住宅及び資産状況、月の医療費負担額及び領収書等の添付、月の介護				
			サービス負担額及び領収書等の添付)を市長に提出する。(条例、書				
			類は要綱)				
	財源		保険料				

	根拠法規	一宮市介護保険条例・一宮市介護保険条例施行規則
	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)・第3段階(施行規則)
4	対象者の条件	対象者本人の前年所得金額が地方税法第314条の2第2項に規定する金
4	対象有の末件	額(33万円)を超えないこと。(施行規則)
_		各保険料徴収段階の規定額の100分の20に相当する額を減免(施行規則)
宮市	減免内容	第 1 段階(年額 22, 800 円を 18, 200 円に減免)
т		第 3 段階(年額 34, 200 円を 27, 300 円に減免)
	申請の有無	不要
	財源	介護保険特別会計

	根拠法規	蟹江町介護保険条例・規則
44	対象の所得段階区分	第1段階(生保除く)、第2段階
	計争者の冬件	生活保護基準以下で、収入80万円以下でかつ固定資産や預金が基準以下の
蟹	対象者の条件	もの
江	減免内容	保険料の2分の1を減額(要綱)
町	申請の有無・内容	申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し申請
	財源	介護保険特別会計

#### 介護保険利用料の低所得者減免実施市町村一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※今回、春日井市が廃止したが、新たに実施した市町村はなかった
- ※半田市は2012年8月利用分から施設サービスについて減免制度廃止
- ※減免実施市町村数は21で、実施市町村の割合は38.9%
- ※対象者の範囲が狭いために、実質機能していない制度の自治体もある
- ※2011年度の減免実績は、8,281件、7,747万
- 【実施割合の推移】2000年 8% → 2001年15% → 2002年25% → 2003年32%
  - $\rightarrow 2004$ 年 $36\% \rightarrow 2005$ 年 $35\% \rightarrow 2006$ 年 $37\% \rightarrow 2007$ 年 $40\% \rightarrow 2008$ 年41%
  - $\rightarrow$  2009年40%  $\rightarrow$  2010年44%  $\rightarrow$  2011年41%  $\rightarrow$  2012年39%

				減免	内容		一般		201	年度実績
市町村名		対象者	預金や 不動産 の制限 なし	訪問 介護の 利用者 負担	居宅サー ビス利用 料の助成 割合	施設サー ビス利用 料の助成 割合		給付 方法	件数	金額(円)
合計		減免実施市町村数:21	11	_	_	_	16	_	8,281	77,477,008
2	豊橋市	保険料徴収段階ごとに独自の基 ス費」限度額との差額を助成する				隻サービ	0	償還	687	21,882,000
3	岡崎市	第1-2段階(収入による制限あり)	×	—	1/2		$\circ$	償還	79	457,000
6	半田市	住民税非課税世帯	0	_	1/2	_	0	償還	326	16,616,000
10	碧南市	第1・2段階、第3段階(収入による制限あり)	×		1/2	1/2	0	償還	5	304,798
11	刈谷市	住民税非課税世帯(生保世帯 除く)	×		1/2		0	償還	387	1,359,000
12	豊田市	住民税非課税世帯	0	_	1/5	_	0	償還	561	1,014,000
13	安城市	住民税非課税世帯等(生保世 帯除く)	×		1/2		0	償還	38	601,051
14	西尾市	第1段階	0		1/2	_	0	償還	1,125	5,530,000
11		第2・3段階の要介護3~5			1/5	_		庚还	1,120	0,000,000
18	江南市	所得税非課税世帯	0	5%		_	0	現物	3,185	6,670,000
_	VH 32 JIT HIS	第1-3段階(収入による制限あり)	×		3/4	3/4		償還 (特別	21	1,967,594
		第3段階(収入による制限あり)			1/2	1/2		会計)	<b>.</b>	1,001,001
25		住民税非課税世帯(生保世帯 除く)	0	—	1/2		0	償還	19	58,000
26	尾張旭市	生活保護基準以下	×	6%		_	0	現物	0	0
28	岩倉市	第1段階(老齢福祉年金受給者)	0		1/2	1/2	0	償還	1	61,000
30	日進市	国の訪問介護特別対策対象者	0	5%			0	償還	6	86,000
35	弥富市	生活保護基準以下	0	5%	1/2	1/2	×	現物	0	0
46	阿久比町	住民税非課税世帯	0	3%	_	_	0	償還 ※	459	1,304,000
		住民税非課税世帯	0		1/2			償還	انتمار	
50	武豊町	介護老人福祉施設の入所者 (収入による制限あり)	0	_	_	1/2	0	現物	1,204	18,874,000
51	幸田町	住民税非課税世帯(収入の制限あり)	×		1/2	—	0	償還	178	692,565

※阿久比町の給付方法は、受領委任払い契約をすれば現物給付

#### 介護保険利用料低所得者減免実施市町村の実施内容(抜粋)

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※介護保険利用料低所得者減免実施市町村は、愛知県内で21市町村(38.9%)が独自に実施しているが、本冊子では特徴的な3市町の内容だけ掲載した。その他の市町村の具体的な実施内容は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページをご覧いただきたい。

	事業名•根拠法規等	豊橋市在宅サービ	ス負担軽減事業実施要綱						
	対象サービス	居宅サービス(認知	1症対応型共同生活介護、特定	<b>E施設入居者生</b>	活介護を除く)				
2 · 豊橋市	対象者及び 軽減内容	<ul> <li>介護保険法施行令に規定する高額介護サービス費または高額居宅支援サービス費の支給後の当該月の利用者負担額から次の額を引いた額を「在宅サービス負担軽減事業補助金」として交付する(世帯合算適用しない。)</li> <li>① 老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯…8,000円</li> <li>② 住民税非課税世帯に属し合計所得+課税年金収入 80 万円以下の者…8,000円</li> <li>(解説)</li> <li>保険料徴収所得区分 国基準 → 豊橋市基準上記②の方(第2段階) 15,000 → 8,000</li> <li>上記①の方(第1段階) 15,000 → 8,000</li> </ul>							
	交付申請と支払い	上記の対象者に「在宅サービス負担軽減事業補助金交付のお知らせ」と「在宅サービス負担軽減事業補助金交付申請書」を通知。通知を受けた交付対象者は、その申請書類と併せ「居宅サービスの領収書の写し」を市長に提出。その月の末日までに振り込む。(交付対象者が死亡の場合は、法定相続人が「誓約書」を添えて申請することができる)							
	財源	一般会計							

	事業名•根拠法規等	江南市訪問介護利用者負担助成事業運営要綱					
	対象サービス	訪問介護					
18	助成額	利用者負担額の50%(利用者負担5%)					
江	対象者	世帯の生計中心者が前年所得税非課税のもの					
南市	助成額の支払	現物給付(指定訪問介護事業者と江南市による受領委任払い契約による)					
市	資格の申請	「訪問介護利用者負担額助成認定申請書」にて市長に申請。該当者には「訪					
	貝恰の中胡	問介護利用者負担軽減額助成認定証」を交付する。					
	財源	一般会計					

	事業名•根拠法規等	阿久比町在宅介護サービス利用者負担額助成事業実施要綱
	対象サービス	訪問介護
	助成額	利用者負担額の70%(利用者負担3%)
46 · 阿久	助成額の支払	「介護サービス費等支給申請書」に「介護サービス費等支払証明書」を添付して申請し償還払い。ただし、事業者と町との間で受療委任払い契約を締結すれば現物給付
比	対象者	住民税非課税世帯のもの(生保除く)
町	資格の申請	「受給者証兼介護サービス等支払証明書交付申請書」を町長に申請。該当者には「受給者証兼介護サービス費等支払証明書」を交付する
	減免期間	申請のあった月から最初に到達する6月30日まで
	財源	一般会計

現在は一律

一割と

サービス利用の自己負

#### 3

介護保険法改正案

らの実施を目指す。

単

# 厚労省 2割 、引き上げ検討

厚生労働省は二十四 身世帯は年収二百五十 | 準に検討する。対象は | る見通し。

る世帯で二割へ引き上

万一三百万円程度を基一合わせて数十万人にな 介護保険の総費用は

年度に八兆円を突したのに沿って、見直 上げるべきだ」と提言 る利用者の負担は引き

ホームヘルプなど在

介護保険の総費用

兆2253億円に増加。25年度には21兆円に 膨らむと推計されている。要介護や要支援と ト時は3兆6273億円だったが11年度は8 負担で賄われる。2000年度の制度スター など施設でのサービスにかかる費用 宅サービスや、特別養護老人ホーム 合計額。税金と保険料、利用者の自己 は13年4月時点で564万人。

始時の二・三倍に膨ら 破。〇〇年度の制度開 確保する狙いだ。 んでおり、利用者の自 己負担増で給付財源を しに着手する。 介護の自己負担割合一でも障害などで介護が

歳以上。六十四歳未満

障制度改革国民会議が ,月まとめた報告書で 有識者による社会保 一定以上の所得のあ |り具体的な年収基準 |引き上げは初めて。よ|必要であれば利用でき 年内に決定する。 介護保険部会で詰め、 れる社会保障審議会の は、二十八日に再開さ | は四百三十四万人、高 る。 齢者一人当たりの介護 公 十 円。 給付額は年約二十二万 一年度の利用者

社員OBの夫(平均的 務)と専業主婦の世帯 出は年二百八十六万 世帯の平均的な消費支 な給与で四十年間勤 態を考慮し、対象者の 円。こうした家計の実 七十七万円、高齢夫婦 では年金収入が年二百 厚労省によると、会 身世帯で同三百八十二 五百二十万円以上、単 上でも夫婦世帯で年収 万円以上は「現役並 み」扱いで三割負担と は原則 なっている。 原則三割、七十歳以上 九歳以下の自己負担は 医療では現在、六十 一割。七十歳以

られるのは原則六十五 範囲を定める考えだ。 介護サービスを受け

#### 「総合事業」及び「定期巡回・随時対応」について

(2012年3月29日 愛知県保険医協会・愛知社保協調査)

#### 【日常生活支援総合事業】

- ※「実施しない」としたのは34市町村(63.0%)
- ※「第5期中に実施」としたのは豊明市と幸田町の2市町のみ
- ※「第5期中に検討」としたのは名古屋市、岡崎市、半田市、高浜市の4市のみ
- ※「第6期計画で検討」としたのは14市町(25.9%)

#### 【定期巡回·随時対応型訪問介護看護】

- ※「計画していない」としたのは36市町村(66.7%)
- ※「計画している」としたのは18市町村(33.3%)あったが、箇所数も少ない。
- ※実施時期が未定の自治体もある。
- ※名古屋市は箇所数ではなく1月の利用人数で計画している。

		日常生活	活支援総	合事業に	こついて	定期達	巡回•随	時対応型	型訪問介	`護看護	について
	市町村名	実施 しない	第5期 中に	第5期 中に	第6期 計画で	計画 して			ている f数)		備考
		U/du.	実施	検討	検討	いない	1年目	2年目	3年目	未定	
	合計	34	2	4	14	36	4	7	4	4	_
1	名古屋市			0			120	140	170		箇所数では なく、人/月 で計画
2	豊橋市				0		3				
3	岡崎市			0							箇所数という 設定はして いない
4	一宮市	0								$\circ$	
5	瀬戸市	0				0					
6	半田市			0				2	1		
7	春日井市				0					$\circ$	
8	豊川市				0	0					
9	津島市				0				1		
10	碧南市	0				0					
11	刈谷市				0	0					
12	豊田市	0	※平成25年	三度以降は改	女めて検討	0					
13	安城市	0				0					
14	西尾市				0						事業所数は 計画上明記 していない
15	蒲郡市				0	0					
16	犬山市	0				0					
17	常滑市	0				0					
18	江南市	0				0					
19	小牧市	0	※第5期	間は実施し	しない			1			
20	稲沢市	0					1				
21	新城市	0				0					
	知多北部広域連合	0				0					
25	知立市	0				0					
26	尾張旭市	0						1		$\circ$	
27	高浜市			0							実施に向け 検討
28	岩倉市				0	0					
29	豊明市		0					1			

		日常生活	舌支援総	合事業	こついて	定期達	巡回•随	時対応型	型訪問介	`護看護	について
	市町村名	実施 しない	第5期中に	第5期中に	第6期 計画で	計画して			ている 所数)		備考
<u></u>		0 0.0	実施	検討	検討	いない	1年目	2年目	3年目	未定	
30	日進市				0				1		
31	田原市	0				0					
32	愛西市	0				0					
33	清須市	0				0					
34	北名古屋市	0					1				
35	弥富市	0				0					
36	みよし市	0				0					
37	あま市				0					$\circ$	
38	長久手市				0			2			
39	東郷町	0						1			
40	豊山町	0				0					
41	大口町	0				0					
42	扶桑町				0	0					
43	大治町				0	0					
44	蟹江町				0	0					
45	飛島村	0				0					
46	阿久比町	0				0					
48	南知多町	0				0					
49	美浜町	0				0					
50	武豊町	0				0					
51	幸田町		0			0					
52	設楽町	0				0					
53	東栄町	0				0					
54	豊根村	0				0					

#### 特別養護老人ホームの待機者数

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※特別養護老人ホームの待機者数は、2010年の26,472人をピークに減少を続け、2012年は21,544人 ※名寄せを行って正確な数字を出した自治体や待機者の定義を変更した自治体が含まれているため と思われる。いずれにせよ、特別養護老人ホームの増設が求められている

Ħ	<b></b> 方町村名	2010年 9月1日 調査	2011年 9月1日 調査	2012年 9月1日 調査	年月現在
	合計	26,472	21,852	21,544	_
1	名古屋市	5,813	6,228	6,228	12/4
2	豊橋市	1,228	1,171	771	11/10
3	岡崎市	1,797	1,831	1,886	12/5
4	一宮市	653	899	591	11/4
5	瀬戸市	1,276	267	144	12/4
6	半田市	559	509	625	12/8
7	春日井市	280	377	377	11/4
8	豊川市	1,757	222	111	12/4
9	津島市	783	938	1,037	12/3
10	碧南市	520	51	51	11/4
11	刈谷市	138	163	163	12/8
12	豊田市	677	814	863	12/3
13	安城市	97	108	118	12/4
14	西尾市	1,349	282	1,853	12/8
15	蒲郡市	599	527	520	12/7
16	犬山市	203	228	270	12/4
17	常滑市	441	441	441	10/2
18	江南市	780	796	247	12/3
19	小牧市	477	201	204	12/8
20	稲沢市	883	1,188	217	11/4
21	新城市	313	198	342	12/4
22	東海市	278	274	265	12/4
23	大府市	200	248	218	12/4
24	知多市	197	198	176	12/4
25	知立市	190	197	50	11/12
26	尾張旭市	349	100	100	11/4
27	高浜市	126	135	128	12/8

Ħ	<b></b>	2010年 9月1日 調査	2011年 9月1日 調査	2012年 9月1日 調査	年月現在
28	岩倉市	240	297	335	12/7
29	豊明市	226	91	91	11/4
30	日進市	289	47	47	11/4
31	田原市	326	256	256	11/6
32	愛西市	196	199	226	12/8
33	清須市	200	143	207	12/9
34	北名古屋市	281	130	172	12/9
35	弥富市	320	71	227	12/8
36	みよし市	88	91	92	12/8
37	あま市	未調査	110	110	11/4
38	東郷町	259	319	326	12/7
39	長久手市	269	300	290	12/8
40	豊山町	70	14	34	12/11
41	大口町	50	56	43	12/10
42	扶桑町	112	94	33	12/9
43	大治町	不明	17	17	11/4
44	蟹江町	180	214	211	12/8
45	飛島村	26	23	29	12/10
46	阿久比町	241	51	34	12/4
47	東浦町	110	120	139	12/4
48	南知多町	211	85	85	11/4
49	美浜町	23	31	31	11/4
50	武豊町	213	244	243	12/7
51	幸田町	316	89	89	11/4
52	設楽町	55	45	65	12/9
53	東栄町	108	116	109	12/8
54	豊根村	100	8	7	12/8

#### 高齢者や障害者の外出支援

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

【バス】実施は38市町村(70.3%)。豊根村は無料乗車券の発行 【タクシー】未実施は、稲沢市、清須市、あま市、大治町、南知多町、設楽町、東栄町、豊根村 障害の程度や要介護度の基準にも開きがある

【両方無し】東栄町

			巡回	バス	福祉	バスの	実施状況		タクシー代助成
l .			高齢	7	利用料	ļ			
<b>7</b>	市町村名	実 施	者の年齢	高齢者	障害者	— 般	備考	実 施	内容
	合計	38	—	_	_		_	46	_
1	名古屋市	$\circ$	65	0	0	200	敬老パスの交付	0	障がい者のみ実施 70~79歳:2,000円の電車・バス利用券とタクシー利
2	豊橋市	×						0	10~79歳:2,000円の電車・ハス利用券とタクシー利用券の選択 80歳以上4,000円の電車・バス利用券とタクシー利用券の選択(組合せも可)
3	岡崎市	×						0	身体障がい者手帳1~3級、療育手帳A・B判定、精神手帳1・2級の方で自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方に、年間18,000円分のタクシー利用券を交付。
				100	100	100	i―バス、就学前 無料		利用券30枚交付/年。満90歳以上の者や障がい者
4	一宮市	$\circ$		200	200	200	生活交通、就学 前無料、小学生 100円	0	等を対象に普通タクシーまたはリフト付きタクシーの初乗り運賃を助成。
5	瀬戸市	X						$\bigcirc$	障がい者のみ実施
6	半田市	×						0	初乗り金額の9割を助成するタクシー券(24枚/年)を下記高齢者と障がい者に交付。高齢者:市民税非課税世帯で要介護認定の日常生活自立度A以上の方、又は認知度2以上の方。障がい者:身障1・2級、療育A、精神1級の方。Jまた、要介護4・5の高齢者と障がい者の身障1・2級で非課税世帯にはさらに24枚追加交付可。
7	春日井市	0	75	100	0	200		0	身体1~3級、療育A・B、精神1・2級の方(所得等支給制限あり)に月6枚年間72枚(1枚につき630円以内)
8	豊川市	×						0	下記対象者に1人1年度20枚(1枚が初乗り料金分割引)配布。対象:身障1・2級(身障手帳の視覚・下肢・体幹の場合は1~3級)、療育手帳AまたはB、精神手帳1・2級下記対象者に1人1年度60枚(60,000円分)助成。身体1・2級かつ療育Aでストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方
9	津島市	$\bigcirc$		100	100	100		$\bigcirc$	障がい者のみ実施。利用券24枚/年。利用1回に付き 500円以内を助成
10	碧南市	0		0	0	0		0	障がい者のみ実施。利用券24枚/年。利用1回に付き500円以内を助成。所持している手帳の障害に関係して週に1回以上通院している場合は4枚、週に3回以上通院している場合は8枚。
11	刈谷市	$\circ$		0	0	0		0	高齢者タクシー:680円券3枚/月。要支援2及び要介護1以上で前年分所得税非課税の65歳以上の「在宅者」 介護タクシー:要介護1以上で特殊車両が必要な65歳以上の在宅者。車椅子用昇降機付車両:3,280円券3枚/月。寝台付車両:3,640円券3枚/月
12	豊田市	0	65	100	100			0	「ひとり暮らし高齢者等移動助成事業」「障がい者タクシー料金助成」で料金の半額を支払うことができるタクシー券交付。高齢者と障がい者の両方に該当する場合16,000円相当/年
13	安城市	$\bigcirc$		100	100	100	あんくるバス	$\bigcirc$	障がい者への助成と高齢者タクシー料金助成。助成 は利用券3枚/月、年間36枚。

			巡回	バス・	·福祉	バスの	実施状況		タクシー代助成
			高齢	5	利用料	ļ			
तं	5町村名	実施	断者の年齢	高齢者	障害者	一般	備考	実施	内容
14	西尾市	0	75	0	0	100	※運転免許証を 自主返納した75 歳以上	0	電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者を対象に福祉タクシーチケットを3枚/月交付。1枚は初乗り運賃相当額。週2回以上の定期的通院をしている方は6枚/月。
15	蒲郡市	×						0	高齢者割引タクシー制度(70歳以上で市内利用の場合のみ。利用料の3割助成)
16	犬山市	×						$\bigcirc$	85歳以上の高齢者及び84歳以下の障がい者のうち 希望者を対象に4枚/月(初乗り料金相当)
	常滑市	X						$\bigcirc$	障がい者のみ24枚/年(初乗り料金相当)を助成。
18	江南市	X						$\circ$	85歳以上の高齢者対象に48枚/年を交付。
19	小牧市	0		0	0	200		0	要介護3以上で居宅と医療機関又は在宅福祉サービスなど実施場所までの移動をリフト車もしくは寝台装着車により行った場合に1時間又は20kmを上限に運賃を12回/年。1時間又は20kmまでは1割分、1時間又は20kmを超える部分は自己負担
20	稲沢市	0		200	200	200	リフト付車両、ストレッチャー1人 1ヶ月2回まで無料で利用可能	×	
21	新城市	$\bigcirc$			100	200		$\circ$	80歳以上のひとり暮らし高齢者の方にタクシー料金の一部を助成
22	東海市	$\bigcirc$		100	0	100		$\bigcirc$	福祉タクシー及びリフト付き福祉タクシー。初乗り分で 24枚/年の助成
23	大府市	$\bigcirc$		0	0	100		$\bigcirc$	要介護3・4・5にリフト付き福祉タクシー助成券。2枚/月(24枚/年)、1回当たり3,670円。
24	知多市	0	75	0	0	200	小学生100円。 未就学児・障が い者無料、75歳 以上は月2000円 で乗り放題の定 期券販売	0	福祉タクシー助成(75歳以上に12枚/年)。 リフト付タクシー助成(要介護3以上の寝たきりと常時 車椅子使用の方に24枚/年)
25	知立市	0			0	100		$\bigcirc$	高齢者に1回3,000円(障がい者等は2700円)で36回 /年。
26	尾張旭市	0		100	0	100		0	80歳以上に基本料金相当分(500円以内)のチケット 24枚/年。追加交付要件あり。
27	高浜市	0		100	100	100		0	身障手帳1~3級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料料金およびお迎え料金を助成。対象外規定あり。
28	岩倉市	×						$\circ$	85歳以上高齢者対象に、基本料金+迎車料金分としてチケット2枚/月。障がい者等は基本料金+迎車料金分として3枚/月。
29	豊明市	X						$\bigcirc$	市内在住の65歳以上の非課税・要支援要介護認定者に初乗り基本料金補助(上限500円)を48枚/年。
30	日進市	0	65	100	0	100	付き添い者無料 規定あり。一般 の中央線は200 円	0	障がい者タクシー料金助成:1乗車820円限度で48枚 /年チケット交付
31	田原市	0		100	100	100	バス・電車券の 交付、福祉有償 運送利用券の交 付	$\circ$	70歳以上:500円券を12枚。障がい者は、500円券 12枚を2回。
32	愛西市	$\circ$	65	0	0	0		$\circ$	65歳以上でひとり暮らし又は高齢者のみ世帯に初乗り 運賃と迎車回送料金を助成。
	清須市	$\bigcirc$		100	100	100		X	
	北名古屋市	0		_		05.			85歳以上の高齢者にタクシー料金助成。 高齢者は介護認定者に24枚/年。障がい者は48枚
35	弥富市	0	75	0	100	200		0	/年。 身障手帳1~2級、療育手帳A、精神障害福祉保健福
	みよし市	0		100	100	100			ダ障手帳1~2級、焼育手帳A、精神障害備低床健備 祉手帳1級所持者に初乗り料金680円までと迎車料金 110円までを36回/年を補助。
37	あま市	$\bigcirc$						$\times$	

				バス・	福祉	バスの	実施状況		タクシー代助成
			零	;	利用料	ł			
i i	<b></b> 市町村名	実施	者の年齢	高齢者	障害者	般	備考	実施	内容
38	長久手市	0	65	0	0	100	65歳以上高齢 者に1,000円分 のリニモカードを 交付	0	基本料金+迎車料金を年52枚交付
39	東郷町	$\circ$	65	0	0	100		$\circ$	75歳以上のひとり暮らしと75歳以上のみ世帯で交通に支障のある方にタクシー料金助成利用券1回500円限度を24枚/年。障がい者は36枚/年。
40	豊山町	×					豊山タウンバス に対して赤字補 填助成		高齢者:要介護認定者に基本料金分24枚/年 障がい者:年間最大48枚(初乗り運賃及び送車料金)
41	大口町	×						0	80歳以上の住民税非課税者、75歳以上の単身・高齢者世帯(年間所得200万円未満)に初乗り運賃分 4 8枚/年
42	扶桑町	×						$\bigcirc$	80歳以上高齢者。40~79歳介護保険要介護要支援認定者。基本料金助成36回/年
43	大治町	$\circ$		0	0	0		×	
44	蟹江町	$\bigcirc$		0	0	0		$\bigcirc$	障がい者対象に基本料金と迎車料金。36枚/年
45	飛島村	0	60	0				0	高齢者:65歳以上でひとり暮らし、高齢者のみ世帯。 1500円+迎車料金を36枚/年。障がい者:1500円+迎 車料金。36枚/年。リフト付きタクシーは初乗り運賃相 当額+迎車料金。
46	阿久比町	$\bigcirc$		0	0	0		$\bigcirc$	70歳以上の高齢者対象に初乗り料金相当30枚/年
	東浦町	0		100	0	100	身障1•2級随行 者無料	$\circ$	要介護3以上高齢者。リフト付きタクシー(3,640円)24 枚/年。身障1・2級には、お迎え料金24枚/年、リフト 付きタクシー24枚/年
	南知多町	×						×	
49	美浜町	$\bigcirc$						$\bigcirc$	障害者対象に初乗り料金分24回/年
50	武豊町	$\circ$		100	100	100		$\circ$	身障手帳1~2級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に初乗り助成24回/年。
51	幸田町	$\circ$		0	0	0		$\circ$	高齢者無し。障がい者対象にタクシー利用券35000円分。対象外規程あり。
52	設楽町	$\bigcirc$	65	0	0	0		X	
53	東栄町	X						X	
54	豊根村	$\triangle$					村営バスについて、65歳以上高齢者、障がい者へ無料乗車券発行	×	

#### 宅老所・街角サロンなど高齢者のたまり場事業へ助成実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※実施は19市町村(35.2%)
- ※新規実施は、東海市、豊明市
- ※廃止は安城市、豊根村
- ※検討中は、津島市、東浦町、設楽町
- ※ゴチックは新規実施市町村

ī	市町村名	助成	助成額(1施設)	助成 力所
	合計	19	_	480
1	名古屋市	×		
2	豊橋市	×		
3	岡崎市	×		
4	一宮市	$\circ$	30,000 円/月	6
5	瀬戸市	×		
6	半田市	0	30,000 円/月 建設費等補助金 750,000 円以内	3
7	春日井市	×		
8	豊川市	×		
9	津島市	×	※検討中	
10	碧南市	$\bigcirc$	6,300 円/月	31
11	刈谷市	$\circ$	8,000 円/月	
12	豊田市	$\circ$	104,000 円/年	196
13	安城市	×		
14	西尾市	$\circ$	160,000 円/年	
15	蒲郡市	×		
16	犬山市	X		
17	常滑市	×		
18	江南市	×		
19	小牧市	×		
20	稲沢市	0		21
21	新城市	X		
22	東海市	$\circ$	540,000 円/年	
23	大府市	0	初期設備整備1回 限20万円	1
24	知多市	0	年額上限 50 万円	6
25	知立市	$\circ$	100,000/年	2
26	尾張旭市	0	50,000/年	5
27	高浜市	×	※宅老所など9ヶ所 の介護予防施設を 設置運営	

ī	 市町村名	助成	助成額(1施設)	助成 力所
28	岩倉市	×		
29	豊明市	0	1,000 円/月	
30	日進市	×		
31	田原市	X		
32	愛西市	×		
33	清須市	×		
34	北名古屋市	0	2,500/月	18
35	弥富市	×		
36	みよし市	×		
37	あま市	×		
38	長久手市	×		3
39	東郷町	0	7,500 円/月	3
40	豊山町	×		
41	大口町	0	5,000 円/月	1
42	扶桑町	×		
43	大治町	×		
44	蟹江町	×		
45	飛島村	×		
46	阿久比町	0	5,166,000 円/総額	4
47	東浦町	×	※検討中	
48	南知多町	$\circ$		
49	美浜町	×		
50	武豊町	0	460,000 円/年(1会場)	委託 8 直営 1
51	幸田町	X		
52	設楽町	×	※検討中	
53	東栄町	×		
54	豊根村	×	_	

#### 食事(配食・会食)サービスの実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※配食は、全市町村で実施。毎日実施は20市町村(37.0%)

※会食実施は14市町村(25.9%)

【実施市町村割合】2003年14% → 2004年17% → 2005年19% → 2006年24%

- → 2007年24% → 2008年26% → 2009年26% → 2010年32% → 2011年33%
- → 2012年37%

※配食方式の実施欄 ◎週7回配食を実施、○週1~6回配食を実施

*** E	に良力式の:	<del>天</del> 朓	【慵 ∪週/凹		、○週1~6回配 <sub>?</sub> 食方式	良ど美胞			 食方式	
ř	市町村名	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	利用者 負担
	合計	54	毎日実施:20	11158.23			14		2,018	
1	名古屋市	©	1日につき1 回、昼又は 夕	4931	介護保 (配の円の9割) 身帳・愛障証者 (でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	介護保険:20円 ・食事に ・食事に ・食事に ・ででででです。 ・ででででする。 ・ででででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・でででする。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でいる。	×			
2	豊橋市	0	週5日以内 <u>昼</u> 毎日1食(昼	387	250円	300~450円	×			
3	岡崎市	0	又は夕)	591	250円	350円	×			
4	一宮市	0	週7回 昼	1017	380円	250円	×			
5	瀬戸市	0	週6回(月~ 土。昼又夕)	135	150円	350円~650円	×			
6	半田市	0	週6回 昼	89	市民税非課税 者:310円 市民税課税者: 260円	通常食400円。 特別食450円 (非課税通常食 350円、特別食 400円)	×			
7	春日井市	0	週4回(月~金のうち)昼	295	300円	260~500円(弁 当代金と助成 額の差額)				
8	豊川市 津島市	$\circ$	週5回 <u>昼</u> 週6回 <u>昼</u>	62.2 73	200円 200円or300円	300円 300円or400円	×			
10	碧南市		毎日の夕か週3回(月・水・金か火・木・土)の夕	67	普通食400円 治療食480円 検査食700円	300円の円400円	0	まちかどいき いきサロン週 1回(2箇所) ふれあいい きいきサロン 年5回(6地 区)	まちかど 111/月 ふれあい 196/1回	まちか ど:実費 相当 (400円 程) ふれあ い:0円
11	刈谷市	0	一般食(昼 週1回、夕 2回)、治療 食(夕週5 回)	177	一般食380円 治療食430円	一般食300円 治療食350円	×			
12	豊田市	0	週7回昼・夕 (一部地域 は週5回昼 または6回昼 夕・土曜昼 のみ)	705	280円~700円	300円	0	年 間 85 回 (11地区のコ ミュニティ会 議がそれぞ れ実施)	253/月	300円程度
13	安城市	0	週4回以内 昼		300円	普通食300円、 特別食450円	×			

				配:	 食方式				 食方式	
Ħ	市町村名	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	利用者 負担
14	西尾市	0	月~金曜日 の週5回以 内 昼	47	450円	300円	×			
15	蒲郡市	0	週3回 昼	107	550円,600円	300円	X			
16	犬山市	0	週1~5回 昼	38	320円	400円	×			
17	常滑市	0	週5回 夕	16	150円	500円	X			
18	江南市	0	月~金週5 回、昼·夕選 択	156	225円	300円	×			
19 20	小牧市 稲沢市	0	週5回昼 週5回昼	170 211	275円 250円	300円 250円	×			
		0	週3回昼・夕							
21	新城市	$\circ$	を選択	167	300円	300円	×			
22	東海市	0	毎日昼・夕 (夕:H23〜 助成は1日1 食)年末年 始は休み	63.8	370円/200円	300円…世帯全 員が市町村税 非課税で課税合 計所得と課の合 計が80万円以 下 470円…上記以 外の方	×			
23	大府市	0	週7日 夕	47	250円	300 円または 550円	×			
24	知多市	0	夕食のみ36 5日対応	43	300円(調理コスト) 100円(配送料)	300円(食材費)	×			
25	知立市	0	週7回 昼又 は夜	102	300円	300円	×			
26	尾張旭市	0	週5回を限 度、昼	25.8	400円	400円	×			
27	高浜市	0	週7回 夕	67	200円/100円	350円/450円	0	宅老所5ヵ所 に て 週 11 回、昼食	496人	100円 ~300 円
28	岩倉市	0	週7回夕	107	310円	340円	×			
29	豊明市	0	昼夕ともに 週3回(最大 週6回)	59	200円	約500円	×			
30	日進市	0	週7回 夕	91	350円/600円 (配達が別業 者)	300円	0	225回(週1 回昼、月4 回、6カ所)	365人	600円
31	田原市	0	週5回 昼	53	210円	500円	$\triangle$	(検討中)		
32	愛西市	0	平日週5回 昼(月~金 祝除く)	76	150円	350円	×			
33	清須市	0	週5回(昼· 夕)	167.3	190円	400円	×			
34	北名古屋市	0	アセスメント を実施し、回 数を決定	102			×	/A A J		
35	弥富市	©	週7回 昼	83	360円	300円	0	給食サービス (チケット 方式) ふれあい昼 食(年3 回)	チケット 524人 ふれあい 200人	チケット方 式200円 を超える 利用分 ふれ い0円
36	みよし市	0	週7食(昼又 は夕)	40.9	310円	300円	×			
37	あま市	0	毎週火・土曜 昼	30	350円	300円	0	旧七宝地区 月2回昼/ 旧甚目寺地 区年1回昼	旧七宝地 区30人 旧甚目寺 地区49人	300円

				配				会1	食方式	
F	市町村名	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	助成金	利用者負担	実施	実施回数	利用者数 (11年度)	利用者 負担
38	長久手市	0	週5回(平日 のみ)昼	55.3	400円	300円	0	月2回 昼	12.3人	配食方 式者:400 円 利用無 し:650 円
39	東郷町	0	週7回 夕	43.49	350円(業者に よっては300円)	300円	×			
40	豊山町	0	週7回 昼· 夕	15	140円	利用者の選択 業者・選択メ ニューにより異 なる。	×			
41	大口町	0	週7回 昼ま たは夕	11	150円	2業者に依託し 480円か650円	×			
42	扶桑町	0	週6回(月~ 十)夕	14	249.9円	400円	×			
43	大治町	0	週1回(土) 昼	40	300円	500円	0	月1回 昼	15人	300円
44	蟹江町	0	週1回 昼	32	200円	300円	$\bigcirc$	月1回 昼	52人	200円
45	飛島村	0	週5回(月~ 金)昼	9.14	200円	300円	0	3回/年 昼		0円
46	阿久比町	$\circ$	週6回(月~ 土)夕	60	290円	400円	×			
47	東浦町	0	毎日365日夕	50.4	350円	300円	×			
48	南知多町	0	週7回 昼	9.9	100円(配達50 円/見守り50 円)	実費負担	$\circ$	年33回(半島25回、離島8回昼)	25人	100円 (助成額 500円)
49	美浜町	$\circ$	週5回 昼	33	150円(住民税 非課税世帯は 350円)	500円(住民税 非課税世帯は 300円)	0	年10回昼	192人	500円
50	武豊町		週5回 昼	10	配食ボランティア に100円支給	400円(ご飯付き) 300円(おかず のみ)	×			
51	幸田町	$\circ$	週3回	69	290円	250円	X			
52	設楽町	0	週1回 昼	24	300円	200円	0	年3回 5地 区 昼 延べ 15回	26人/回	100円 (助成額 400円)
53	東栄町	$\circ$	週3回 昼	37	230円	400円	X			
54	豊根村	0	年4回	46		400円	0	年3回 昼	16人	400円

#### 住宅改修の独自助成制度実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※新設はゴチックで、江南市、大口町

※両方助成は、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、江南市、小牧市、高浜市、田原市、北名古屋市、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、武豊町、設楽町

※「助成制度」欄は次の通り ○:あり、△:検討中、×:なし

		助成		介護保険に上乗	せ		介護保険利用者以外への	の助成制度	
	ī町村名	制度	実施	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	実施	対象者·要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)
	合計	32	30	_	1,979	19	_	_	565
1	名古屋市	X	X			X			
2	豊橋市	0	0	10万円	382	X			
3	岡崎市	0	0	20万円	221	X	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
4	一宮市	0	×			0	要支援・要介護に該当しない70歳以上のひとり暮らし及び70歳以上の高齢者世帯	5.4万円	11
5	瀬戸市	X	X			X			
6	半田市	0	0	対象者及び要件を 満たす者のうち、非 課税世帯のみ27 万円から介護保険 で給付される額を 差し引いた残りのを 助成	1	0	身体障がい者の下肢、体幹、視 覚1~3級、リフォームヘルパー が必要と認めた改修に限る	課税世帯1 8 万 円 以 内、非課税 世帯27万 円以内	1
7	春日井市	0	×			0	市内に住所を有する方で、介護 保険の認定を受けていない65 歳以上の方が生活している住宅 (過去に住宅改修に係る市の補助を受けていない住宅)	者の所得税 額により一	248
8	豊川市	X	X			X			
9	津島市	X	X			X			
10	碧南市	$\bigcirc$	0	市町村民税課税世帯10万円、課税世帯30万円	29	0	65歳未満の身体障がい者	50万円	1
11	刈谷市	0	0	10万円	132	0	前年分所得税が非課税の65歳 以上の高齢者のみ世帯に属す る要支援・要介護認定を受けて いない高齢者	9万円	3
12	豊田市	0	0	40万円	440	X	Oct Marin II		
13	安城市	0	0	10万円	177	0	①二次予防事業対象者で運動機能に支障のある人 ②ひとり暮らし高齢者、高齢者 世帯(ともに所得税非課税)	10±111	22
14	西尾市	0	0	介護保険の残額の 2分の1の枠を上限 に、最大9万円		×			
15	蒲郡市	X	X			X			
16	犬山市	0	×			0	リフォームヘルプ住宅改善相談を受け、更に介護保険で非該当とされた65歳以上で日常生活に 支障のある人	工事質用の	7
17	常滑市	X	X			X			
18	江南市	0	0	介護保険適用を超 えた経費の9割を 助成(限度額12万 円)	55	0	要介護(要支援)認定を持っていない70歳以上の方で、生計中心者の前年所得額が非課税の方	万円)	7
19	小牧市	$\circ$	0	9万円	3	0	65歳以上の虚弱な高齢者であって、生計を一にする世帯全員の市民税が非課税の方		8
20	稲沢市	X	X			X		ļ	
21	新城市	X	X	407777	4.0	X			
22	東海市	$\circ$	$\circ$	10万円又は30万円	43	X			

市町村名		助成 制度	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
			実施	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	実施	対象者·要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	
23	大府市	0	0	市民税非課税世帯 40万円、市民税課 税世帯10万円	47	×				
24	知多市	0	0	市民税非課税世帯 40万円、市民税課 税世帯10万円	43	×				
25	知立市	0	$\circ$	市民税課税世帯10 万円、非課税世帯 15万円	57	×				
26	尾張旭市	X	X	<b></b>		X				
27	高浜市	0	0	要支援1~要介護 3は10万円、要介 護4·5は30万円	48	0	65歳以上の自立者	10万円	45	
28	岩倉市	0	0	所得税課税額により助成限度額あり。 上限50万円	3	×				
29	豊明市	0	0	課税世帯5万円以 内、非課税世帯10 万円以内	未記入	×				
30	日進市	$\circ$	$\circ$	改修費20万に対し 9割(18万)が上限	21	×				
31	田原市	0	0	※2011年度より65 歳以上の方がいる 全世帯に拡充		0	65歳以上の方がいる世帯	20万円(改修費用の 1/2まで)	43	
32	愛西市	X	X			X				
33	清須市	$\circ$	$\circ$	低所得の方に上限 60万円の1/2助成	3	×				
34	北名古屋市	0	0	15万円が限度額	35	0	身体障害者手帳1~3級の下肢 障がい、体幹障がいまたは視覚 障がいの方		3	
35	弥富市	X	X			X				
36	みよし市	0	0	30万円	13	0	身体障がい者手帳を所持している者で、下肢・体幹又は視覚障 害3級以上	上限30万 円	1	
37	あま市	X	X			X	   65歳以上の高齢者で本人が住			
38	長久手市	0	0	30万円	27	$\circ$	民税非課税		未記入	
39	東郷町	×	×	補助率2分の1。課		×				
40	豊山町	0	0	税世帯10万円、非 課税世帯30万円、 ただし改修費の2 分の1が限度額に 満たない場合は、 その額とする。		0	重度障がい者、療育、精神、難 病手帳保持者	30万円	0	
41	大口町	0	0	対象工事費50万円 を上限として1/2 の9割分		0	認定を受けていない70歳以上の 方が転倒予防のため、手すりの 設置や入浴補助用具を購入す る場合、費用額10万円を限度と し1/2を助成する。2012年度 から実施 視覚障がい、肢体不自由のうち 下肢不自由若しくは体幹不自由のりち 下肢不的原性運動機能障害を有する中の移動機能障害を有するけ を関がい者手帳の交付を受けが1 級又は2級に該当する者。特定 疾患医療受給者票の保持者。	50万円	1	
42	扶桑町	0	X			0	日常生活に支障のある二次予 防事業対象者	限度額18 万円	0	
43	<u>大治町</u> 蟹江町	×	X			×				
45	飛島村	X	X			X				
46	阿久比町	X	X			X				

市町村名		助成	介護保険に上乗せ			介護保険利用者以外への助成制度				
		制度	実施	上乗助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	実施	対象者·要件	助成額 (上限)	利用者実数 (2011年度)	
47	東浦町	0	0	課税世帯20万円、 非課税世帯40万円	22	×				
48	南知多町	×	X			×				
49	美浜町	×	×			×				
50	武豊町	0	0	対象経費60万円 1/2補助 30万円を 限度	28	0	65歳以上の要援護者。	対象経費60 万円 1/2 補助 30万 円を限度	57	
51	幸田町	×	X			×				
52	設楽町	0	×			0	町民が町内の業者を利用し、自 己負担20万円以上	工事費の 20%(上限 10万円)	107	
53	東栄町	X	X			×				
54	豊根村	×	X			×				

#### 住宅改修と福祉用具の受領委任払い制度の実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※住宅改修の受領委任払い制度は、新たに清須市、豊山町、武豊町の3市町が実施し、 41市町村(75.9%)となった。実績は昨年より1,608件増加し、13,579件となった。

※福祉用具の受領委任払い制度は、新たに清須市、豊山町、武豊町の3市町が実施し、33市町村(61.1%)となった。実績は昨年よりも3,323件減少し、10,010件となった。(\*昨年度春日井市の実績報告結果は誤り)

※ゴチックは新たに実施した市町村

《住宅改修》

【実施割合】2006年29%  $\to$  2007年33%  $\to$  2008年52%  $\to$  2009年59%  $\to$  2010年67%  $\to$  2011年 70%  $\to$  2012年76%

【実施数】2005年 $6,253 \rightarrow 2006$ 年 $6,404 \rightarrow 2007$ 年 $6,380 \rightarrow 2008$ 年 $7,728 \rightarrow 2009$ 年 $9,885 \rightarrow 2010$ 年 $11,971 \rightarrow 2011$ 年13,432

《福祉用具》

【実施割合】2006年 $22\% \to 2007$ 年 $27\% \to 2008$ 年 $41\% \to 2009$ 年 $44\% \to 2010$ 年 $51\% \to 2011$ 年  $56\% \to 2012$ 年61%

【実施数】2005年 $549 \rightarrow 2006$ 年 $1,374 \rightarrow 2007$ 年 $4,225 \rightarrow 2008$ 年 $6,589 \rightarrow 2009$ 年 $11,505 \rightarrow 2010$ 年 $13,333 \rightarrow 2011$ 年9,635

※○: 実施している、△: 検討中の市町村、×: 実施予定なし

		住	宅改修	福祉用具		
Ħ	可时村名	実施 状況	2011年度 実績	実施 状況	2011年度 実績	
	合計	41	13,579	33	10,010	
1	名古屋市	0	5,894	×		
2	豊橋市	$\triangle$		$\triangle$		
3	岡崎市	0	801	0	893	
4	一宮市	0	919	0	1,193	
5	瀬戸市	$\circ$	161	$\circ$	233	
6	半田市	$\circ$	308	$\circ$	357	
7	春日井市	0	372	0	526	
8	豊川市	X		X		
9	津島市	0	190	0	232	
10	碧南市	0	100	0	303	
11	刈谷市	0	148	$\triangle$		
12	豊田市	0	444	0	1,616	
13	安城市	0	433	0	456	
14	西尾市	0	518	0	572	
15	蒲郡市	0	3	X		
16	犬山市	$\circ$	207	$\triangle$		
17	常滑市	0	120	0	203	
18	江南市	$\circ$	258	0	322	
19	小牧市	$\circ$	108	X		
20	稲沢市	$\circ$	296	$\circ$	396	
21	新城市	×		×		
22	東海市	0	260	0	340	
23	大府市	0	162	0	256	
24	知多市	0	220	0	327	
25	知立市	0	155	0	194	
26	尾張旭市	$\circ$	145	$\circ$	124	
27	高浜市	$\bigcirc$	89	$\bigcirc$	157	

		住	宅改修	福祉用具		
₫	可时村名	実施 状況	2011年度 実績	実施 状況	2011年度 実績	
28	岩倉市	0	100	0	127	
29	豊明市	0	132	×		
30	日進市	$\circ$	169	$\circ$	200	
31	田原市	X		×		
32	愛西市	0	144	0	174	
33	清須市	0	24年4月~	$\circ$	24年4月~	
34	北名古屋市	$\bigcirc$	203	$\bigcirc$	213	
35	弥富市	$\bigcirc$	100		136	
36	みよし市	X				
37	あま市	X		X	68	
38	東郷町	$\bigcirc$	75	$\bigcirc$	68	
39	長久手市	×		×		
40	豊山町	$\circ$	24年4月~	$\circ$	24年4月~	
41	大口町	0	33	X		
42	扶桑町	$\circ$	73	$\circ$	79	
43	大治町	X		X		
44	蟹江町	X		X		
45	飛島村	$\bigcirc$	0		0	
46	阿久比町	X		X	218	
47	東浦町	0	135		-	
48	南知多町	$\triangle$				
49	美浜町	×		×		
50	武豊町	0	24年4月~	0	24年4月~	
51	幸田町	$\circ$	48	$\circ$	64	
52	設楽町	$\circ$	23	×		
53	東栄町	0	33	0	31	
54	豊根村	X		X		

# 介護認定者の障害者控除の認定について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※原則として要支援または要介護1以上を認定しているのが、合計39市町村(72.2%)に広がっている。 ※自動的に要介護者に認定書を送付したのが14市町(25.9%)、申請書を送付したのが14市町村 (25.9%)、合わせて28市町村(51.9%)が認定書または申請書を個別に送付している。こうした市町村で は、認定書の発行が多い。

※認定書発行数の愛知県合計は年々増加している。この間のねばり強い働きかけが果たした役割は大 きい。

(発行枚数推移)2002年: 3,769枚  $\rightarrow$  2003年: 5,848枚  $\rightarrow$  2004年: 5,114枚  $\rightarrow$  2005年: 7,155枚

→ 2006年:10,466枚 → 2007年:13,171枚 → 2008年:18,544枚 → 2009年:22,712枚 → 2010年:29,955枚 → 2011年:32,736枚

					主書 条				認知		者控除の 申請書の追	送付
ī	市町村名	認定書 2010年 発行数	認定書 2011年 発行数	要支援2以上	要介護1以上	医師の証明	調査票・主治医意見書	備考 (発行条件の詳細等)		要介護者に申請書送付	送付数認定書・申請書の	送付しない
	合計	29, 955	32, 736	8	31	2	35		14	14	41, 482	26
1	名古屋市	1, 378	1, 456				$\bigcirc$	又は状況確認表				$\bigcirc$
2	豊橋市	658	795				$\circ$	通算認定者数は4,384人		$\circ$	1, 578	
3	岡崎市	105	145				$\circ$	認定調査情報を参考				$\circ$
4	一宮市	5, 633	6, 294		0		0	要介護1~5対象	$\circ$		6, 240	
5	瀬戸市	32	68		0		0					0
6	半田市	215	241				0	五人类1以上人。陈安克씷老力				$\bigcirc$
7	春日井市	6, 441	6, 436		$\circ$		0	要介護1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	$\circ$		6, 293	
8	豊川市	992	1,040		$\bigcirc$		$\bigcirc$	要介護度および主治医意見書		$\bigcirc$	4, 582	
9	津島市	1, 060	1, 065		0		0	要介護1以上かつ障害高齢者自立度J1以上または認知症高齢者自立度 I 以上		0	1, 828	
10	碧南市	175	197				$\bigcirc$	介護度のみではなく自立度も把握				$\bigcirc$
11	刈谷市	320	361		$\circ$		0	要介護1~5対象。認定基準に基 づいて審査発行		$\circ$	190	
12	豊田市	72	75		0		0	要介護1以上で一定の基準を満たす者				$\bigcirc$
	安城市	167	186		0		0	要介護度と介護認定時の主治医 意見書で判断				$\bigcirc$
_	西尾市	296	343				0			$\circ$	1,899	
15	蒲郡市	142	88		$\circ$		$\circ$					$\bigcirc$
	犬山市	543	542		$\circ$			要介護1以上で認定資料による。 対象者に勧奨通知を送付		$\bigcirc$	1,814	
-	常滑市	118	119				0					0
18	江南市	85	88	$\bigcirc$			$\circ$	認定調査票及び主治医意見書				$\bigcirc$
19	小牧市	406	1, 251		0		0	要介護1以上で認定調査票及び主治医の意見書で判断	0		1, 241	
	稲沢市	1, 200	1, 142		0			要介護1以上が6カ月以上継続しているなど	0		1, 100	
	新城市	62	74		0			要介護1以上				0
	東海市	186	192		0			要介護1以上				0
23	大府市	154	171		$\bigcirc$			要介護1以上				$\bigcirc$

				認知		発行 件	<sub>j</sub> の		認定		者控除の 申請書の記	送付
ī	5町村名	認定書 2010年 発行数	認定書 2011年 発行数	要支援2以上	要介護1以上	医師の証明	調査票・主治医意見書	備考 (発行条件の詳細等)		要介護者に申請書送付	送付数認定書・申請書の	送付しない
24	知多市	184	248		0			要介護1以上				$\bigcirc$
25	知立市	1, 148	1, 238		$\bigcirc$			要介護1以上	$\circ$		1, 222	
26	尾張旭市	327	351		$\bigcirc$		$\bigcirc$	要介護1以上ほとんどが該当		$\bigcirc$	2,043	
27	高浜市	87	99			$\bigcirc$	$\bigcirc$					0
28	岩倉市	872	963	$\bigcirc$					$\bigcirc$		951	
29	豊明市	164	379	$\bigcirc$			$\bigcirc$			$\bigcirc$	1, 456	
30	日進市	480	528	0			0	要支援2以上かつ障害者高齢自立度A以上または認知症高齢者 自立度IIa以上	0		528	
31	田原市	57	47				$\bigcirc$					$\bigcirc$
32	愛西市	1, 340	653		$\bigcirc$			案内ハガキを送付(1,040件)				$\bigcirc$
33	清須市	193	250		$\bigcirc$			要介護1以上				0
34	北名古屋市	132	172		$\bigcirc$			要介護1以上				$\bigcirc$
35	弥富市	465	449		0		$\circ$	要介護1以上かつ、障害高齢者自 立度A以上または認知症高齢者 自立度Ⅱ以上		0	782	
36	みよし市	92	148	$\bigcirc$				要支援2以上		$\bigcirc$	1, 162	
37	あま市	588	638		$\bigcirc$			要介護1以上		$\bigcirc$	2, 134	
38	長久手市	225	203	$\bigcirc$			$\circ$			$\bigcirc$	203	
39	東郷町	626	223	$\circ$			$\bigcirc$	認定書は翌年以後も使える	$\circ$		749	
40	豊山町	221	351		$\bigcirc$			要介護1以上	$\circ$		351	
41	大口町	23	25		$\bigcirc$			要介護1以上				$\bigcirc$
42	扶桑町	524	557		$\circ$		0	要支援2以上で意見書、調査票か ら判断	0		557	
	大治町	4	8		$\bigcirc$			自立度を併せて判定				$\bigcirc$
	蟹江町	41	18				$\bigcirc$					$\bigcirc$
45	飛島村	133	123		$\bigcirc$					$\bigcirc$	157	
-	阿久比町	604	623		$\circ$		$\bigcirc$	介護度より認定	$\circ$		623	
	東浦町	155	168		$\bigcirc$			要介護1以上				$\bigcirc$
48	南知多町	42	30				$\bigcirc$					$\circ$
	美浜町	20	45				0	障害者認定と同レベル以上を認 定		$\bigcirc$	60	
50	武豊町	100	1, 135				$\bigcirc$		$\circ$		1,074	
51	幸田町	562	564	0			0	要支援1以上かつ障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度が一定の基準を満たす方	0		564	
52	設楽町	10	19				$\bigcirc$					$\bigcirc$
	東栄町	0	11			$\bigcirc$		医師の意見書による判断が必要				$\bigcirc$
54	豊根村	96	101		$\bigcirc$		$\bigcirc$		$\bigcirc$		101	

電話 052(201)8811



# 愛知県

# M

などの医療費を補助し ている。利用者の一部一で四県、障害者医療で一十二億円。五年前の 者の一部負担を導入する案を示していたが、市町村の根強い反発に配慮した。小学校入学 日午後に正式表明する。 前の子ども全員が無料で医療を受けられるなど高水準の福祉が維持されることになる。三 を、当面見送る方針を固めた。これまで公費で全額負担していた子どもの医療などで利用 ひとり親家庭 県は子どもや | 負担も補助の所得制限 | 五県。 県の二○一一年 |・三倍に増えるなど県 もないのは、全国で愛 知を含めて子ども医療 度の福祉医療予算は、 補助金ベースで二百三 一一度から①通院一回三百 財政を圧迫している。 県はこのため、来年

大村秀章愛知県知事は、県が来年度から実施を検討していた福祉医療費補助の見直し H 院一回五百円、入院 部負担金の導入を検 院ともに五百円一の一 日五百円③一カ月一医 療機関当たり通院、入 入院一日百円②通 一七年度からの所 た場合、同様に県補助 金分を支払う市町村が

に、一月に関係者に示

得制限導入案ととも

した。当初は四月に素

えて一部負担金を導る

市町村が足並みをそろ 出る可能性があり、

するのは困難と判断し

た。所得制限の導入は

案をまとめる予定だっ

「市町村に丁寧

な説明が必要」として | 引き続き検討する。

一の制度を続けたため、 廃止した。 〇一年度に 肩代わりしてそれまで が相次ぎ、結局全市町 村が県の負担相当額を 今回もこのまま進め 一部負担を

かった。 たが市町村からの反対 者の一部負担を導入し 県は〇〇年度に利用

ところ、反対の声が多 会を開き意見を聞いた 市町村長を対象に説明 増え続ける福祉の公費負 医療への一部負担導入は

県が検討していた福祉

ば、

県の推計では二〇一 部負担金を導入すれ

県が今後も検討を続け

担を抑えようとの意図が

円の予算削減効果が見込 ースで十九億~三十三億 六年度時点の県補助金べ

とから、多くの方々の理

の県で導入されているこ 村秀章知事は「ほとんど る所得制限について、 層

ける。今回の導入見送り

運営の難しさは増す。 さらに早まり、県の財政 で医療費増加のペースは

二十年後には一・六倍の

九割以上が助成対象にな る考えを示した。ただ、

る見込みで、予算の削減

から増え続ける見込みで 年度の二百三十三億円

らの導入に向けて論議す

か」と述べ、一七年度か 解が得られるのではない

三百八十六億円になる。

進行などで医療費の公費 あった。今後も高齢化の

負担は県財政を圧迫し続

た場合、福祉医療費は まれた。現行制度を続け

部負担金

導入に慎重な意見や、

説明会では、負担金の 象にした制度見直しの

だが、市町村長を対

|市町村からの反対が相

一次ぎ、結局全市町村が

県の負担相当額を肩代

わりしてそれまでの制

負担導入は検討しない考えも明らかにした。 する案を示していたが、慎重な対応を求める市町村の声に配慮し、小学校入学前までの全 べ、制度見直しは当面見送る方針を正式に表明した。福祉医療に利用者の一部負担を導入 員が無料で医療を受けられる制度が維持される。知事は、二〇一五年までの任期中は一部 大村秀章知事は三日、子ども医療などの福祉医療で「一部負担金の導入はしない」と述 T 論に配 (吉光慶太) 慮

と市町村が二分の一ず一県、障害者医療で五県。 しで補助している。県 庭などの医療費を一部 障害者、母子・父子家 負担金も所得制限もな 現在、県は子どもや | つ負担し、無料で医療 | 全国で一部負担も所得 含めて子ども医療で四 制限もないのは愛知を が受けられる仕組み。

一り通院、入院ともに五 一円、入院一日五百円③ 院一回三百円、入院一 旦百円②通院一回五百 一カ月一医療機関当た 県は来年度から①通 年一月に関係者に示し 一部負担金の導入を検討 |百円―の三つの案で| 制限導入案とともに今 し、一七年からの所得

> 一討する。 |限の導入は引き続き検 由を説明した。所得制 は困難」と見送った理 ろえる制度を設けるの の政策的判断で実施さ れており、足並みをそ 無料化は個々の市町村 大村知事は「医療費

2011年度福祉医療費233億円

# 後

齢化の進行で医療費の増 待しにくい。知事は「高 り多額の医療費削減は期 いずれも既に実施してお り組む考えも示したが、 けなどで医療費抑制に取

も懸念される」と将来的 き手の減少による税収減 感をあらわにした。 加が予想される一方、働 な財政負担の増加に危機

部負担金を導入したが

県は二〇〇〇年に

効果は限定的だ。 生活習慣病予防や医療

機関の適正な受診呼び掛

上がった。 ることを懸念する声が に制度にばらつきが出 担するなど自治体ごと 県補助分を市町村が負 め、県は〇二年に負担 度を続けた。このた 金を廃止している。

## 子ども医療費助成制度の実施状況

(2013年4月現在・愛知県保険医協会調査)

- ※愛知県制度は通院で義務教育就学前、入院で中学校卒業まで(2008年4月実施)
- ※特に断りのない場合は、現物給付で実施している。また実施年月は償還払いの学齢変更を含む
- ※市町村名が自抜き:通院・入院とも中学校卒業まで自己負担・所得制限なしで実施(42市町村)
- ※★印:東郷町・飛島村・設楽町は入通院とも、南知多町は入院で、自己負担なしで18歳年度末まで拡大している
- ※◆印:豊橋市・一宮市・犬山市・常滑市・江南市・北名古屋市・南知多町は自己負担あり
- ※▲印:津島市・北名古屋市は所得制限あり(自己負担無料を市民税非課税世帯に限定。津島市は8月に市民税所得割5万円以下の世帯まで対象を拡大予定。対象は400人から1,100人となる)
- ※2012年4月と2013年4月の通院での実施数・割合の変化(実施予定含む)

「小学校卒業」以上:53(98.1%)→54(100%) 「中学校卒業」以上:48(88.9%)→49(90.7%)

※ゴチックは昨年同月調査以降の変更部分

ī	<b></b>	通院	入院
	基準拡大 自治体数	<b>54(100%)</b> (自己負担なし 47)	6(11.1%)(自己負担なし 5)
	学校卒業」 上の自治体数	<b>54(100%)</b> (自己負担なし 47)	_
	·学校卒業」 Lの自治体数	<b>49(90.7%)</b> (自己負担なし 43) 自己負担あり 6	_
0	愛知県	義務教育就学前	中学校卒業
1	名古屋市	中学校卒業	中学校卒業
2	豊橋市	中学校卒業(中学生は1.5割の自己負担あり、1.5割を償還払い)◆	中学校卒業(中学生は償還払い)
3	岡崎市	中学校卒業	中学校卒業
4	一宮市	中学校卒業(小中学生は1割の自己負担あり、2割を償還払い(市内医療機関に限り現物給付))◆	中学校卒業(小中学生は償還払い(市内医療機関に限り現物給付))
5	瀬戸市	中学校卒業	中学校卒業
6	半田市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
7	春日井市	中学校卒業	中学校卒業
8	豊川市	中学校卒業(自己負担撤廃、2013年4月実施)	中学校卒業(2013年4月実施)
9	津島市	義務教育就学前(市民税所得割非課税世帯は18歳年度末まで)▲ [(市民税所得割が5万円以下の世帯は18歳年度末まで)▲(2013年8月実施予定)]	中学校卒業(小中学生は償還払い) (市民税所得割非課税世帯は18歳年度末まで)▲ [(市民税所得割が5万円以下の世帯は18
1.0	∓A======	中分长大坐	歳年度末まで)▲(2013年8月実施予定)]
10	<b>碧南市</b> 刈谷市	中学校卒業	中学校卒業
11		中学校卒業	中学校卒業
12	豊田市	中学校卒業	中学校卒業
13	安城市	中学校卒業	中学校卒業
14	西尾市	中学校卒業	中学校卒業
15	蒲郡市	中学校卒業	中学校卒業
16	犬山市	18歳年度末(小学校4年生以上は1割の自 己負担あり、2割を償還払い)◆	
		□貝担めり、2刮を慎退払いり▼	い、中学校卒業後は1割の自己負担あり)◆

ī	市町村名	通院	入院
17	常滑市	中学校卒業(小学校4年生以上は1割の自 己負担あり、2割を償還払い)◆(2012年1 0月実施)	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い)
18	)     <del>                                  </del>	小学校卒業(小学校4年生以上は1割の自己 負担あり、2割を償還払い)◆	中学校卒業(小学校4年生以上は償還払い)
19	小牧市	中学校卒業	中学校卒業
20	稲沢市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
21	新城市	中学校卒業	中学校卒業
22	東海市	中学校卒業	中学校卒業
23	大府市	中学校卒業	中学校卒業
24	知多市	中学校卒業	中学校卒業
25	知立市	中学校卒業	中学校卒業
26	尾張旭市	中学校卒業	中学校卒業
27	高浜市	中学校卒業	中学校卒業
28	岩倉市	中学校卒業	中学校卒業
29	豊明市	中学校卒業	中学校卒業
30	日進市	中学校卒業	中学校卒業
31	田原市	中学校卒業	中学校卒業
32	愛西市	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
33	清須市	中学校卒業	中学校卒業
	北名占屋巾	中学校卒業(小学生以上は1割の自己負担あり、2割を償還払い、市民税非課税世帯は全額償還払い(自己負担無料))◆▲(2012年8月実施)	中学校卒業(小中学生は償還払い)
35		中学校卒業	中学校卒業
		中学校卒業	中学校卒業
37	,	小学校卒業	中学校卒業(中学生は償還払い)
		中学校卒業	中学校卒業
39		18歳年度末★	18歳年度末★
40		中学校卒業	中学校卒業
41		中学校卒業	中学校卒業
42		中学校卒業(2013年1月実施)	中学校卒業(2013年1月実施)
43		中学校卒業	中学校卒業 中学校卒業(2012年7月実施)
44		中学校卒業(2012年7月実施) 18歳年度末★	中子校学来(2012年/月美旭) 18歳年度末★
45	110 110		中学校卒業
_		中学校卒業	
47	果用叫	中学校卒業 18歳年度末(中学生以上は1.5割の自己	中学校卒業
48		負担あり、1.5割を償還払い)◆(2012年1 0月実施)	18歳年度末(中学生以上は償還払い)★(2 012年10月実施)
49	美浜町	中学校卒業	中学校卒業
50	武豊町	中学校卒業	中学校卒業
51	幸田町	中学校卒業	中学校卒業
52	設楽町	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★	18歳年度末(中学校卒業後は償還払い)★
53	東栄町	中学校卒業	中学校卒業
54	豊根村	中学校卒業(小中学生は償還払い)	中学校卒業(小中学生は償還払い)

#### 精神障害者医療制度。市町村実施状況一覧表

					(H25,9,1現在)
	transcent of the configuration			A de la desta de la companion	the first of the first plant of the first of
	Wandshier - 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	院 large distriction and a second distriction		院 高級人名· <b>全演戲(精神以外)</b> 為於200	
<b>建</b>	全額(1・2級かつ自立支援)	(460)主英数(特件数76万元)	全額(1・2級)	四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	Professional Control of the Control
Suppose Section	工版(1 上版/1 上版/	,	2 PA ( 1 2 M)		
名古屋市		(1・2級)		(1-2級)	特別障害者手当(本人)の所得制限を 連用
12 P. 088 101	:	(1-2mx)		(1-280)	本人のみの場合、限度額3,604千円
Old Charles	(4.1.4.15)				777777
<b>登</b> 横一市	(自立支援)	Adm to the desired	(-47)	(4.048)	
两一位	(3級かつ自立支援)	(1~3級かつ自立支援)	(3級)	(1~3級)	
三 官 市 瀬 戸 市	(自立支援)	(1・2級)	n de l'Alle de Color de la	(1・2級)	
半萬市	(自立支援) (自立支援)	2/3(1・2級)	B割(精神病診断者)	2/3(1・2級)	
<b>零</b> 。日。井 市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1.00	(1・2級)	
(Ch. A. Charles	(日本文庫)	1/2(1・2級)		1/2(1・2級)	
● 加 市	(自立支援)	1/2(1/2007) ※市内在住1年以上		※市内在住1年以上	
and	(自立支援)	213 112 2 DE 1 1 1 10 DE		20177 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
翌 南 市	(自立支援)	(1.2級)	1/9(精神病診斷者)	(1-2級)	
20 音	(自立支援)	(1.2級)	1/2(精神病診斷者)	(1-2級)	
<b>田</b> 市	(827.67)	(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)	CV EMO	
100 CT 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1/2(手帳1・2級以外の	***	***************************************
安城市	(自立支援)	(1.2級)	特神病診斷者〉	(1-2級)	
西屋市	(含立支援)	(1.2級)	1/2(精神病診斷者)	(1.2級)	
漢···郡·市	(自立支援)	1/2(1-2級)		1/2(1-2級)	
大 山 市	(自立支援)	1/2(1-2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
常滑精	〈自立支援〉				
江 南 市	(自立支援)	1/2(1-2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
小 牧 市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1-2級)	
稲沢市	(自立支援)			(1・2級)	
新二板市	(自立支援)	1/2(1-2級)	1/2(3轍)	1/2(1-2級)	
東 海 市	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1-2級)	
大 府 市	(自立支援)	(1-2級,3級非課税者)	(3級)	(1・2級,3級非課税者)	
知《多一市	(自立支援)	(1-2級)	(3級)	(1・2級)	
知立。市	(自立支援)	(1.2級)	1/2(精神病診斷者)	(1・2級)	
尾張地市	(自立支援)	(1.2級、富立支援)	1/2(精神病診断者)	(1-2級)	
高海流流	(自立支援)	(1.00%)	1/2(精神病診断者)	(1.045)	
岩温度市	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1-2級)	
豊 朝 市 日 進 市	(3級, 自立支援)	(1~3級) (1·2級)		1/2 (1~3級)	
田原市	(自立支援)	(1.248)	1/2(精神病診断者)		
爱西市	(3級), 1/2(自立支援)	(1~3級)	(3級), 1/2(診断書, 自立支援)	(1~3級)	
清级市	(3級)	(1~3級)	(3級)	(1~3級)	
北名古屋市	(自立支援)	(1・2級)		(1.2級)	
弥 富 市	(自立支援)		(給神病診断者)		,
みょし市	(輪神病診断者)	(1-2級)	(精神病診断者)	(1-2級)	
数""游走"。市	(3級かつ自立支援)		(3級)		
長次等流	(自立支援)	(1-2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
東郷川町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
<b>差</b> 山 町	(3級、自立支援)	(1~3節)	(3級)	(1~3級)	
大学口学町	(富立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	<del>                                     </del>
扶桑町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	<del></del>
大 消 町	1/2(3級かつ自立支援)		1/2(3級)		
数 连 町 飛 島 村	(3級かつ自立支援)	/4 - OAB\	(3級)	(1~3級)	
	(3級)	(1~3級)	(3級)		- III
阿久比町	(自立支援) (自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)	
東流町	(自立支操)		- Come		
	(自立支援)				
1145 1141 4141	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)	
武 · 豐 · 町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(3級、自立支援)	(1・2級)	
設楽町	(自立支援)	\( - 4和X)	1/2(自立支援)	- E-492/	
東栄制	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		-
11-15 to 11-10(0)	/ had come by 1 100 t		1/2(精神病診断者)		1 ( 600000000000000000000000000000000000
豊 根 村	(精神病診断者)		※食事療養装を		
			支援対象に含む。	^^7	1
(表の見方)	52	35	37	37	1

・・・・・精神保健福祉手帳1・2級を対象者とし、医療費の自己負担相当額の1/2を助成する。

自立支援医療 ・・・・・自立支援医療の認定を受けた者 精神病診断者 ・・・・・精神病と診断された者で、市町村に診断書を提出することにより医療養の助成対象とする。

## 後期高齢者福祉医療費給付制度(福祉給付金制度)の実施状況一覧

- ※愛知県は2008年4月から「福祉給付金制度」を、「後期高齢者福祉医療費給付制度」と名称変更し、 従来の対象だった「ひとり暮らしの非課税高齢者」を外した
- ※県が外した「ひとり暮らし非課税高齢者」を引き続き対象(縮小も含む)としているのは45市町村 (83.3%)
- ※「ひとり暮らし」欄 〇印:従来通り継続 〇印:対象縮小して継続 ×印:対象継続を中止
- ※県基準から何らかの拡大をしているのは49市町村(90.7%)
- ※「拡大状況」欄の★印は愛知県基準で実施(瀬戸市・あま市・長久手市・東郷町・東栄町)
- ※母子等、戦傷病者等の所得制限超過者を対象としている市町村があるが、この表からは略している
- ※後期高齢者医療被保険者のうち、後期高齢者福祉医療費給付金の対象となっている割合は18.1%

	市町村名		後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況	後期高齢者 医療被保険	給付制	給者福祉医療費 制度対象者数 □ 8月1日現在)		
ī	市町村名	ひとり暮らし	(愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2011 年 8 月 1 日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大	
	合計	45	県制度から拡大:49市町村	726,112	131,177	10,510	9,702	
1	名古屋市	×	①ねたきり・認知症の人は特別障害者手当受給者限度額まで(所得制限緩和) ②対象年齢を前期高齢者(70歳~74歳)まで拡大	235,960	47,978	0	8,633	
2	豊橋市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。税扶養に入っていない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	38,666	6,763	1,043	66	
3	岡崎市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(税扶養に入っていない) ②精神保健福祉手帳3級(通院は自立支援医療のみ、入 院は全額)	33,996	5,885	625	0	
4	一宮市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	39,636	7,239	959	96	
5	瀬戸市	×	<b>★</b>	14,946	2,462	0	0	
6	半田市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③療育手帳C所持者(市民税非課税世帯のみ)	11,714	1,838	52	25	
7	春日井市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	27,782	4,277	153	79	
8	豊川市	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成)	19,350	3,682	797	0	
9	津島市	X	自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	7,217	1,105	0	65	
10	碧南市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	7,642	1,242	175	18	
11	刈谷市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	11,135	2,138	290	78	
12	豊田市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害で診断書による入院(1/2助成) ③市民税非課税世帯の要介護3認定者	32,671	6,031	537	92	
13	安城市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	14,575	2,927	762	47	
14	西尾市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	18,506	2,938	318	73	

		ひと	<b>後期言懸老短加医療弗<u>終</u>社会の抗土提辺</b>	後期高齢者 医療被保険	給付制	命者福祉日 制度対象和 日日日日	<b></b> 皆数
Ī	<b>市町村名</b>	ひとり暮らし	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況 (愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2011 年 8月1日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大
15	蒲郡市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	10,536	1,789	274	20
16	犬山市	0	ひとり暮らし非課税高齢者	8,317	1,240	243	0
17	常滑市	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	6,881	791	74	0
18	江南市	×	①自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ②精神障害で診断書による入院(1/2助成)	10,564	1,738	0	29
19	小牧市	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし)	12,483	2,049	80	0
20	稲沢市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者を除く) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	14,238	2,406	288	66
21	新城市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(1/2助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院1/2助成)	8,337	1,253	236	13
22	東海市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成) ④東海市特定疾病認定患者	9,468	1,730	270	56
23	大府市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	6,970	1,026	4	0
24	知多市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は除く) 精神保健福祉手帳3級(入院のみ全額助成)	1,277	148	148	0
25	知立市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	5,487	993	251	0
26	尾張旭市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内親族なし) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	7,645	1,156	68	63
27	高浜市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(73・74歳及び75歳以上) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,115	829	245	15
28	岩倉市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	4,372	761	148	0
29	豊明市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害者3級(通院全額、入院1/2助成) ④精神障害者1・2級(精神以外の通院全額、入院1/2助成)	6,374	1,298	292	14
30	日進市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外、遺族年金を所得判定に含む) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,570	981	58	9
31	田原市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	8,213	1,505	393	9
32	愛西市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	7,698	1,422	303	4
33	清須市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(全疾病)	6,499	903	460	8
34	北名古屋市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(市内に親族がいない) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	6,956	1,230	154	13

		ひとい	後期高齢者福祉医療費給付金の拡大状況	後期高齢者 医療被保険	給付訊	命者福祉區 制度対象部 8月1日	<b></b>
_ F	5町村名	とり暮らし	(愛知県医務国保課の実施状況集計表も参考とした)	者数 (2011 年 8月1日)	合計	ひとり 暮らし 非課税者	その他 市町村 独自 の拡大
35	弥富市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	4,471	743	61	40
36	みよし市	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神障害者	3,382	668	73	33
37	あま市	X	*	7,925	1,157	0	0
38	長久手町	X	*	3,132	477	0	0
39	東郷町	×	*	3,154	432	0	0
40	豊山町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②療養手帳C所持者 ③精神保健福祉法で精神障害者と診断された人 ④入院時の食事療養も助成対象	1,138	225	31	2
41	大口町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院	1,949	311	23	8
42	扶桑町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ) ③精神障害で診断書による入院(1/2助成)	3,659	548	22	8
43	大治町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院、入 院は全額助成)	2,158	405	88	0
44	蟹江町	×	精神保健福祉手帳3級(自立支援医療による通院、入院は全額助成)	3,566	528	0	0
45	飛島村	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神保健福祉手帳3級	633	123	34	1
46	阿久比町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	2,812	381	17	0
47	東浦町	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外)	4,803	845	123	0
48	南知多町	$\circ$	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者は対象外。1/2 助成) ②自立支援医療受給者(精神科通院のみ)	3,422	505	30	12
49	美浜町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者	2,854	389	74	0
50	武豊町	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(施設入所者・税被扶養者は 対象外)	3,799	708	83	0
51	幸田町	0	①ひとり暮らし非課税高齢者 ②精神3級所持者の精神疾患による入院(1/2助成) ③自立支援医療受給者(精神科通院全額、入院1/2助成)	3,252	496	21	7
52	設楽町	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当)	1,645	296	79	0
53	東栄町	X	*	1,159	136	0	0
54	豊根村	$\bigcirc$	ひとり暮らし非課税高齢者(低所得 I 該当。1/2助成)	403	51	51	0

# 高額医療・高額介護合算療養費の支給についての通知

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※申請書を送付しているのは、後期高齢者で7市町村(13.0%)、国保で24市町村(44.4%) ※自動払いは国保で東郷町のみ

7	きまた。								
Г	7 则 们 名	自動払い	申請書	ハガキ等の通知	通知なし	自動払い	申請書	ハガキ等の通知	通知なし
	合計	0	7	47	0	1	24	31	0
1	名古屋市			0				0	
2	豊橋市		0				0		
3	岡崎市		0				0		
4	一宮市			0				0	
5	瀬戸市			0			0		
6	半田市			0			0	0	
7	春日井市			0				0	
8	豊川市 津島市			0			0		
10	<u> </u>			0			0	0	
11	刈谷市			0				0	
12	豊田市		0	U			0	U	
13	安城市							0	
14	西尾市			0				0	
15	蒲郡市			0			0	U	
16	犬山市			0			0		
17	常滑市			0				0	
18	江南市			0				0	
19	小牧市	_		Ö				Ö	
20	稲沢市			Ö				Ö	
21	新城市			Ö				Ö	
22	東海市			Ô				Ö	
23	大府市		0				0		
24	知多市		0				-	0	
25	知立市			0				0	
26	尾張旭市			0			0		
27	高浜市			0				0	
28	岩倉市								
29	豊明市			0				0	
30	日進市		0				0		
31	田原市			0				0	
32	愛西市			0			0		
33	清須市			0			0	_	
	北名古屋市			0				0	
35	弥富市			0			0		
36	みよし市			0				0	
37	あま市			0			0		
38	長久手市			0				0	
39	東郷町			0		0		0	
40	豊山町			0		+	0		
41	大口町 扶桑町			0				0	
43	大祭町 大治町			0		1		0	
44	蟹江町			0				0	
45	飛島村						0	U	
46	阿久比町			0			0		
47	東浦町			0				0	
48	南知多町			0				0	
49	美浜町			0			0		
50	武豊町			0				0	
51	幸田町			0			0		
52	設楽町			0			0		
53	東栄町			Ö			Ö		
54	豊根村		0				Ö		

# 平成25年度 妊婦・乳児健康診査委託単価について

平成25年4月1日以降、愛知県内(名古屋市・豊橋市を除く)の妊婦健康診査公費負担の実施分単価が下記のとおりとなりました。なお、回数は愛知県内一律14回です。

(名古屋市・豊橋市を除く) ※本単価表はあくまでも補助額です。

(愛知県医師会作成)

回数	週数 (約)	基本健診	超音波	初 回 血液検査	血算	血糖	GBS	HTLV-1 抗体検査	性器クラミジア 感染検査	子宮頸 が ん	8 10#	:診料	厚労省 予 算	助産所
1	8週	3,770	5,300	11,600							20,670			
										*	3,360			
2	12週	4,290									4,290			0
3	16週	4,290									4,290	1~5回		Ö
4	20週	3,770	5,300								9,070	小計		
5	24週	4,290									4,290	45,970	50,000	0
6	26週	4,290									4,290		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Ö
7	28週	4,290									4,290			ŏ
8	30週	3,770	5,300		1,580	1,550		2,290	2,500		16,990			
9	32週	4,290									4,290			0
10	34週	4,290					3,100				7,390			
11	36週	4,290									4,290			
12	37週	3,770	5,300		1,580			-			10,650	6~14回		
13	38週	4,290									4,290	小計		0
14	39週	4,290									4,290	60,770	68,000	0
		<u></u>									合計	106,740	118,000	

名古野 104.160月 豊橋市 108,500円

基本的な妊婦健康診査(第1回~第14回)

- ・健康状態の把握 ・子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査(糖、蛋白)、体重、身長(第1回のみ)の測定
- ・保健指導(食事指導、生活指導、保健・福祉サービスの支援)

#### 初回血液検査(1回目のみ)

血液型(ABO、Rh)、末梢血液一般、血糖、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS) HBs抗原精密測定、HCV抗体価、不規則抗体、HIV-1・2抗体価、ウイルス抗体価(風疹)

#### 子宮頸がん

- ①クーポン券扱いとします。 ②16週頃までに実施して下さい。
- ③1年以内に子宮頸がんの検査を受けている場合は施行されなくても可とします。

#### HTLV-1抗体検査・性器クラミジア感染検査

- ①原則は第8回としますが、主治医の判断でそれ以前に行うことも可とします。
- ②ただし、国保連合会へ請求するのは第8回としますが、第7回までに検査をし、妊婦の諸事情により他の医療機関へ移り、やむを得ず第7回以前に請求する場合、最終診察の際に請求して下さい。
- ③第8回の健診票には検査実施日等を明記して下さい。

上記の単価での市町村は、『名古屋市、豊橋市以外の52市町村』です。

一宮市、瀬戸市、尾張旭市、半田市、春日井市、津島市、小牧市、東海市、岩倉市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町、清須市、北名古屋市、豊山町、犬山市、江南市、大口町、扶桑町、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、大府市、知多市、岡崎市、幸田町、豊川市、碧南市、刈谷市、高浜市、知立市、豊田市、みよし市、蒲郡市、安城市、西尾市、設楽町、東栄町、豊根村、新城市、田原市

#### 産後健診(22)

半田市、東海市、江南市、飛島村、阿久比町、東浦町、武豊町、南知多町、美浜町、常滑市、大府市、知多市、碧南市、刈谷市、知立市、豊田市、みよし市、安城市、西尾市、設楽町、東栄町、豊根村

妊婦健康診査公費負担が、厚労省の言う望ましい内容を下回る場合は、妊婦さんにその旨明示され、医療機関でも「無料券ではなく、補助券であること」を理解していただくよう十分なご説明をお願いします。

# 就学援助の受給者数・予算額

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

2012年愛知自治体キャラハンまと、 2011年度 2012年度(見込み)									(4)	
╽∄	5町村名			支給総額			支給総額			支給総額
	A = 1	受給者数	受給割合	(万円)	受給者数	受給割合	(万円)	受給者数	受給割合	(万円)
<u> </u>	合計	62,287	7.94%	406,826	64,019	7.84%	414,312	65,913		457,425
1	名古屋	25,228	15.0%	157,859	25,601	15.3%	159,637	27,316		175,189
2	豊橋市	6,099	17.7%	40,716	6,227	18.2%	41,495	6,160		42,706
3	岡崎市	2,257	6.8%	22,523	2,561	7.7%	22,759	2,385		23,846
5	一 <u>宮市</u> 瀬戸市	2,745 1,135	7.8% 10.0%	21,035 7,714	2,844 1,179	8.1% 10.7%	21,947 7,791	3,005 1,200	8.6% 11.0%	23,682 7,877
6	半田市	1,133	8.9%	7,714	1,179	9.9%	7,658	1,025	9.2%	7,833
7	春日井市	1,487	5.4%	9,454	1,131	5.5%	9,707	1,708		11,744
8	豊川市	1,328	7.9%	8,777	1,316	8.2%	7,395	1,468	8.9%	6,685
9	津島市	824	13.2%	4,364	751	12.3%	4,190	792	13.4%	4,281
10	碧南市	521	7.8%	3,562	499	7.5%	3,397	457	6.9%	3,942
11	刈谷市	689	5.2%	5,140	696	5.3%	5,090	733	5.6%	5,781
12	豊田市	2,566	6.8%	7,745	2,614	6.9%	8,363	2,616		10,325
13	安城市	704	4.0%	4,830	816	4.6%	5,494		4.3%	5,836
14	西尾市	344	3.5%	2,298	497	3.3%	3,664	501	3.3%	4,782
15	蒲郡市	575	8.4%	4,683	631	9.3%	4,256	604		4,789
16	犬山市	313	4.6%	2,226	282	4.3%	2,151	312	4.7%	2,942
17 18	常滑市	372 735	8.1% 8.0%	2,448 5,554	363 721	7.9% 7.9%	2,608 5,491	375 740	8.0% 8.2%	2,590 6,240
19	江南市 小牧市	1,263	9.3%	8,389	1,211	8.9%	5,491 8,128	1,099	8.2%	11,549
20	稲沢市	843	6.9%	5,978	890	7.3%	6,372	832	7.0%	6,900
21	新城市	303	7.2%	1,835	299	7.3%	1,826	307	7.7%	1,826
22	東海市	784	7.9%	5,012	763	7.6%	5,571	795		5,621
23	大府市	613	7.8%	3,495	626	7.9%	3,769	650	8.0%	4,762
24	知多市	664	8.5%	3,682	695	8.9%	3,892	696	8.9%	4,629
25	知立市	340	5.5%	2,578	417	6.8%	2,592	433	7.0%	3,123
26	尾張旭市	745	10.0%	4,558	808	10.8%	5,275	834	11.1%	5,729
27	高浜市	532	11.9%	3,543	494	11.0%	3,237	472	10.5%	3,421
28	岩倉市	298	7.7%	2,106	322	8.3%	2,295	342	9.1%	2,496
29	豊明市	410	6.6%	2,686	453	7.3%	2,123	391	6.5%	3,915
30	日進市	564	7.0%	3,717	589	7.2%	4,054	570	6.9%	4,510
31	田原市 愛西市	347	6.1%	2,401	337	5.9%	2,314	303	5.5%	2,321
33	清須市	610 308	9.5% 5.9%	4,431 2,027	590 351	8.7% 6.7%	4,101 2,335	573 396		4,467 2,874
-	北名古屋市	732	9.9%	4,885	752	10.2%	5,521	790		6,592
	弥富市	257	6.5%	1,967	290	7.4%	2,237	298		2,251
	みよし市	279	4.0%	2,085	315	4.5%	2,217	326		2,295
37	あま市	632	7.7%	4,780	761	10.7%	5,078	872		6,863
38	東郷町	182	4.2%	1,213	173	3.9%	1,244	171	3.8%	1,522
	長久手町	193	4.0%	1,225	180	3.6%	1,109	164		1,200
40	豊山町	110	9.2%	392	136	10.6%	399			440
41	大口町	165		820	165	7.5%	898	166		1,034
42	扶桑町	232	7.6%	1,437	237	7.7%	1,616			1,855
43	大治町	209	6.9%	867	212	6.9%	915			980
44	蟹江町	284	9.3%	1,792	295	9.6%	1,819	330		2,124
45	飛鳥村 阿久比町	13 162	$\frac{4.0\%}{7.4\%}$	95 1,082	19 160	5.6% 7.3%	138 1,138	16 158		127 1,136
46	東浦町	493	40.2%	3,359	462	9.6%	3,368	463		3,938
	南知多町	104	6.8%	776	104	7.0%	799			890
49	美浜町	124	5.9%	1,088	130	6.0%	999	118		1,074
50	武豊町	289		1,927	278	6.8%	1,954	276		2,000
51	幸田町	226	6.3%	1,672	226	6.2%	1,587	233		1,650
52	設楽町	24	6.5%	219	27	7.6%	237	24		182
53	東栄町	2	1.0%	20	2	0.0%	16	0	0.0%	
54	豊根町	0	0.0% マラバンまと	0	6	11.1%	46	7	7.0%	59

※2010年度は昨年のキャラバンまとめから引用

## 就学援助の基準・申請・支給等について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

- ※認定基準を生活保護基準の1.5倍以上としているのが5市町村(9.3%)、1.3~1.4倍としているのが11市町村(20.4%)。刈谷市で民生委員証明が昨年より「必要に応じてのみ」と一部改善。
- ※申請書の受付で豊川市と稲沢市は、新規は市町村窓口、継続は学校で受け付けている
- ※認定基準額または所得基準額は月額で回答している市町村もある。また、持ち家の場合と借家の場合 が混在している。扶養家族の人数も混在している。

#### ※就学援助認定基準の「その他」欄は次の通り。

①生活保護受給者、②生活保護を停止または廃止された者、③市民税非課税または減免された者、④個人事業税または固定 資産税が減免された者、⑤国民年金保険料が減免された者、⑥国民健康保険料(税)が減免もしくは減額賦課された者、⑦児童 扶養手当が支給された者、⑧生活福祉資金貸付または世帯更正貸付を受けた者、⑨失業対策事業適格者手帳所持者または職 業安定登録日雇労働者、⑩その他経済的に困窮している者

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	とは所得基準額	額申請書の受付		民	
     	<b></b> 方町村名	基準 の 護	その他	2人家族 ※母30歳代、子ども 小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合	市町村窓口	学校	両方 可	生委員証明
	合計	_	_	_	_	16	9	31	9
1	名古屋市	1.0	1235671	2,458,000	3,126,000		$\circ$		
2	豊橋市	1.3	2345670	2,110,000	3,334,000	$\circ$			
3	岡崎市	1.1	1234578910	2,040,324	2,933,040			$\circ$	
4	一宮市	1.2	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩認定基準額は定めていません。別紙資料2-3「一宮市立小中学校児童及び生徒の就学に要する費用の援助に関する規則」参照	1,730,000	2,650,000			0	_
5	瀬戸市	1.25	1234578910	1,850,000	3,000,000			$\circ$	
6	半田市	1.0	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩別紙「就学援助制度のお知らせ」のとおり	約200万	約280万			$\circ$	
7	春日井市	1.2	①②③④⑤⑦⑧⑨⑩世帯収入 で算定	約170万※持ち家 家賃は48,100円 を上限として	約275万※持ち家 家賃は48,100円 を上限として		$\circ$		
8	豊川市	1.23	234578910	1,900,000	2,500,000	$\circ$	$\circ$		
9	津島市	1.0	234567910			$\circ$			
10	碧南市	1.0	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者	1,529,352	2,020,188			0	
11	刈谷市		⑦の認定基準。収入状況の急変等により 困窮している世帯については、申請理由 等を確認の上審査	2,300,000	3,060,000	0			必要 に応じ て
12	豊田市	1.3	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩1.3倍以上で あっても民生委員の現状確認に基づい て判定している	2,095,000	3,185,000		0		必要
13	安城市	1.0	1234567890	2,380,000	2,420,696		原則〇	$\circ$	必要
14	西尾市		定めていません・校長、民生委 員の所見で判断				$\circ$		所見必 要
15	蒲郡市	1.3	基準に満たない場合も特別な事 情があれば認定する	社会保険料・生命保 加算されるため、この 基準額を算出できな	条件だけでは所得			$\circ$	—
16	犬山市	1.2	1234678910	1,699,804	2,605,003			$\circ$	
17	常滑市	1.3	次の各項のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認定する人。②③④ ⑥⑦⑩					$\circ$	_
18	江南市	1.2	詳細は別紙のとおり	185,000				$\circ$	
19	小牧市	1.3	※生活保護基準+市単独基準 の1.3倍	年齢、居住状況等の 額は算出できない。	情報がなければ金			0	_
20	稲沢市		1234567810	校長の意見、民生委	員助言で個別対応	$\circ$	$\bigcirc$		必要
21	新城市	1.5	37			$\circ$			
22	東海市	1.2	3456789	1,851,955	2,806,732		$\bigcirc$		
23	大府市	1.0	123456789	約1,544,700	約2,340348			$\circ$	
24	知多市	1.0	23456789	1,416,504	2,170,836			$\circ$	

			就学援助認定対象基準	認定基準額また	とは所得基準額	申請	書の	受付	民
ਜ	<b>方町村名</b>	基準 の 護	その他	<b>2人家族</b> ※母30歳代、子ども 小学生の場合	4人家族 ※父母は30歳代、 子ども小学生と4歳 児の場合	市町村窓口	学 校	両方可	生委員証明
25	知立市	1.4 1.6	愛知県の児童扶養手当の所得 制限の1.1倍を目安としている	(1.6) 253万	(1.4)336.6万			0	一部必要
26	尾張旭市	1.25	123456789	算出不可	算出不可			$\circ$	
27	高浜市	1.0	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 母子・父子家庭は、生活保護基 準の1.5倍	2,130,000	2,110,000			$\circ$	
28	岩倉市	1.1	23456789			$\circ$			
29	豊明市	1.2	1234567891	約165,000	約219,000	$\circ$			意見踏 まえて
30	日進市	1.5	123456789	約207万(控除なし)	約322万(控除なし)			$\bigcirc$	
31	田原市	1.25	1234567891	1,771,065	2,713,980		$\circ$		
32	愛西市	1.2	1234567891	1,958,000		$\circ$			
33	清須市	1.3	2345678	※家賃など詳細が不	明なため回答不可			$\circ$	
34	北名古屋市	1.2	派遣切り等急激な収入の減少 (生活保護基準額の1.3倍未満)	※生活保護基	準の1.2倍			$\circ$	
35	弥富市	1.2	23456789	1,32,1000(持ち家)	2,006,000(持ち家)			$\bigcirc$	
36	みよし市	1.5	1234567891	2,123,000	3,223,000		$\circ$		場合により 必要
37	あま市		②③④⑤⑥⑦⑧⑩基準は参考基準 として設けていますが、参考基準を 超えて世帯についても現在の状況 等を把握して決定している。			0			
38	東郷町	1.3	需要額×1.3 ①②③⑦⑩	153,000/月	249,000/月	$\circ$			
39	長久手市		面談により、収入状況等を聞きとり、教育委員会で審議			0			
40	豊山町	1.2	1234567810	152,105/月	207,518/月			$\circ$	
41	大口町		234567890					0	
42	扶桑町		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩国の基 準どおり					$\circ$	
43	大治町	1.2	①⑦⑩罹災・失業等特別な事情により生活が急変した者、または 経済的に困窮した者	算出して	いません			0	
44	蟹江町	1.1		2,450,000	3,080,000	$\circ$			
45	飛島村		国の認定基準にあたっての目安に添って認定している。	所得基準は	は設けてない			$\circ$	
46	阿久比町	1. 4 超	児童扶養手当ての所得制限を準 用	2,300,000	3,060,000			0	_
47	東浦町	1. 4 超	別紙東浦町就学援助費事務取扱要綱(抄)のとおり①②③④⑤⑥⑦⑧ ⑨⑩		3,140,000			0	
48	南知多町	1.3	2345678910	1,963,338	2,631,668			$\circ$	
49	美浜町	1.3	12345678910	持ち家・低学年 1,633,986	2,606,595 借家3,335,540			0	
50	武豊町	1.3	12345678910	1,956,226 借家2,683,226	2,618,564 借家3,345,524			0	_
51	幸田町	概ね 1.5	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ 年度途中において、生活状況が急変し、援助が必要になった場合も随時受け付けている。		,,			0	一部 必要
52	設楽町		12345678910					$\circ$	
53	東栄町		①要保護に準ずる程度に困窮して おり、教育委員会で認めた者			0			
54	豊根村		①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩保護者の職められる者・学校の納付金減免者・納い者、または学用品、通学用品等に極めて悪いと認められる者、経済でき	h付状況の悪い者、 不自由している者 <sup>、</sup>	昼食、被服等が悪 で保護者の生活が				



御意見・御感想 関連サイト English

文字の大きさ 大きく

男女共同参画とは

主な政策

推進本部・会議等

国際的協調

広報・報道

基本データ

内閣府ホーム > 内閣府男女共同参画局ホーム > 男女共同参画とは > 男女共同参画白書 > 男女共同参画白書 平成25年版 > 第3節 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

内閣府共通検索

台东

#### 第2部 平成24年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

本編 > 第2部 > 第4章 > 第3節 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

#### 第3節 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

#### 1 子どもに対する暴力・虐待への総合的な対策

児童虐待への対応については、平成12年11月,児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)が施行され、その後、16年及び19年に児童虐待防止法及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、23年度には5万9,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、(ア)虐待の「発生予防」、(イ)虐待の「早期発見・早期対応」、(ウ)虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

厚生労働省では(ア)発生予防に関しては、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点事業」の推進等、相談しやすい体制の整備等、(イ)早期発見・早期対応に関しては、虐待に関する通告の徹底、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保、市町村の体制強化、専門性向上のための研修やノウハウの共有、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」の機能強化、(ウ)保護・自立支援に関しては、社会的養護の質・量の拡充、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う保護者支援の推進等の取組等を進めている。

また、平成24年4月には、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにするなどの措置を講ずるための改正民法が施行されるとともに、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととすることや、児童の福祉のために施設長等がとる監護等の措置について親権者等が不当に妨げてはならないこととするなどの措置を講ずるための改正児童福祉法が施行されている。

さらに、平成16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。24年度においては、月間標語の公募・決定、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催(北海道札幌市)、広報用ポスター・リーフレット等の作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(インターネットテレビ、ラジオ、新聞広告等)により児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底を図るなどの広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援を行っている。

警察では、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努めるとともに、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じており、児童虐待の疑いのある事案では、速やかに児童相談所等に通告するほか、厳正な捜査や被害児童の支援等、警察としてできる限りの措置を講じて、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図っている。また、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」(平成18年4月一部改正)に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、児童が犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

さらに,従来の検挙活動や防犯活動に加え,性犯罪等の前兆とみられる声掛け,つきまとい等の段階で行為者を特定し,検挙・警告等の 措置を講じる活動(先制・予防的活動)の積極的な推進により,子どもや女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(平成24年度は、同年6月25日から7月1日まで)を実施するほか、相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネット人権相談受付窓口(子どもの人権SOS - e メール)を開設するなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会・研修会等の実施等の啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

平成24年においては、23年の大津市における中学生の自殺を契機として、いじめ問題への対応の在り方について社会の関心が高まったことを踏まえ、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間と同様の取組を追加実施した。

文部科学省では、平成22年3月、厚生労働省と協議の上、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関する指針を策定し、都道府県・政令指定都市の教育委員会、福祉部門等宛てに通知し、23年3月、同指針に基づく実施状況等を検証し、結果を公表するとともに、24年3月、児童虐待の速やかな通告を一層推進するための留意事項を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に周知した。24年度においても、引き続き各種会議等で周知を図った。

さらに、被害者となった児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実を支援している(本節4参照)。

# 国保被保険者数・平均保険料・一般会計繰入金など一覧(2011年度) (愛知県医務国保課のデータから作成)

			<b>抽口10</b> ***		se / 亚 14 /B KA	saksi \		一般会計	からの繰入	
		被保険者数	被保険者1.	人あたり調定	額(半均保険	[料)	保険料・	(自治体	単費分)	
	市町村名	(年度平均)	医療給付	後期高齢	医療分+	順	収納率	繰入金額	1人あたり	順
		(A)	分	支援分	支援分	位	-	(D) 千円	(D/A) 円	位
<u></u>	計・平均	1, 942, 159	64, 818	18, 796	83, 614		91. 7%	23, 174, 442	11, 932	
1	名古屋市	601, 507	71, 691	19, 402	91, 093	14	93. 5%	7, 130, 620	11, 855	29
2	豊橋市	96, 920	76, 010	23, 835	99, 845	2	87. 6%	606, 836	6, 261	39
3	岡崎市	91, 040	69, 233	20, 830	90, 063	18	90.0%	1, 316, 019		20
4	一宮市	109, 056	56, 845	19, 411	76, 256	51	88. 5%	866, 077	7, 942	36
	瀬戸市	33, 378	70, 984	18, 188	89, 172	20	90.6%	9, 033	271	50
	半田市	29, 764	79, 689	16, 478	96, 167	5	93.0%	156, 227	5, 249	42
7	春日井市	80, 639	68, 465	24, 384	92, 849	10	90. 7%	776, 062	9, 624 3, 773	35
9	豊川市	47, 674 18, 739	69, 175 67, 043	22, 042 20, 478	91, 218 87, 521	13 24	92. 3% 89. 4%	179, 884 28, 237	3, 773 1, 507	44 47
	津島市 碧南市	18, 071	70, 138	18, 725	88, 863	21	91.8%	406, 436	22, 491	6
	刈谷市	31, 474	68, 505	16, 723	85, 262	32	90. 4%	432, 565	13, 744	24
12	豊田市	96, 718	67, 990	19, 219	87, 209	25	91. 9%	1, 640, 206	16, 959	16
	安城市	42, 399	63, 591	16, 005	79, 596	46	91. 7%	575, 556	13, 575	25
	西尾市	46, 383	64, 153	21, 317	85, 470	30	92. 5%	466, 142	10, 050	33
15	蒲郡市	23, 167	63, 659	20, 246	83, 904	37	90. 2%	44, 646	1, 927	46
	犬山市	20, 203	67, 696	23, 036	90, 731	16	91.9%	314, 764	15, 580	18
	常滑市	14, 784	72, 252	21, 871	94, 123	7	93. 3%	0	0	52
	江南市	27, 773	58, 925	18, 534	77, 459	48	90. 7%	345, 911	12, 455	28
	小牧市	40, 907	65, 399	16, 633	82, 031	42	89. 3%	750, 000	18, 334	13
	稲沢市	37, 450	73, 473	19, 634	93, 107	8	92. 1%	393, 459	10, 506	32
	新城市	13, 238 28, 247	68, 968 60, 499	19, 540 19, 404	88, 508 79, 904	22 45	94. 5% 87. 6%	97, 536 627, 205	7, 368 22, 204	38
	<u>東海市</u> 大府市	20, 247	70, 945	14, 096	85, 041	34	92. 3%	405, 273	19, 568	11
	知多市	23, 707	62, 168	21, 547	83, 715	38	89. 6%	328, 072	13, 839	23
	知立市	14, 981	71, 260	18, 095	89, 355	19	91. 2%	379, 502	25, 332	5
	尾張旭市	20, 486	72, 152	19, 080	91, 231	12	91.5%	106, 582	5, 203	43
	高浜市	10, 056	76, 396	22, 385	98, 781	3	87. 2%	9, 531	948	48
	岩倉市	13, 080	71, 779	22, 452	94, 231	6	88.0%	34, 863	2, 665	45
	豊明市	17, 875	68, 223	16, 991	85, 215	33	91.5%	177, 477	9, 929	34
	日進市	18, 222	63, 132	19, 059	82, 191	41	93. 4%	314, 300	17, 248	15
	田原市	24, 838	80, 767	21, 306	102, 073	1	95. 9%	188, 545	7, 591	37
	愛西市	19, 988	65, 215	20, 104	85, 318	31	93. 4%	555, 986	27, 816	
	清須市	17, 952	60, 786	16, 609	77, 395		90.6%	754, 962	42, 054	
	北名古屋市 弥富市	24, 443 11, 837	56, 640 68, 516	19, 632 22, 376	76, 272 90, 892	50 15	89. 8% 91. 9%	477, 947 200, 000	19, 554 16, 896	
	<u> </u>	11, 637	69, 546	13, 220	82, 766	39	91. 9%	200, 000	10, 690	52
	あま市	26, 374	64, 541	20, 418	84, 959	35	91. 9%	350, 000	_	26
	東郷町	9, 816	72, 014	18, 411	90, 425	17	92. 9%	197, 697	20, 140	9
	長久手町	10, 310		17, 541	81, 610	43		155, 801	15, 112	
40	豊山町	4, 649		20, 197	79, 207	47	88. 7%	164, 814		3
41	大口町	5, 402	62, 821	21, 651	84, 473	36	94. 5%	75, 000	13, 884	22
	扶桑町	8, 708	67, 143	19, 239	86, 382	27	91. 7%	99, 827	11, 464	
	大治町	9, 082	73, 201	18, 181	91, 383	11	87. 1%	177, 726	19, 569	
	蟹江町	10, 319	65, 662	16, 618	82, 280	40	91.3%	115, 171	11, 161	31
	飛島村	1, 357	64, 893	16, 450	81, 343	44	98. 1%	51, 070		
	阿久比町	6, 794	65, 727 67, 319	22, 573	88, 300 86, 411	23	94. 9%	144, 535	21, 274 18, 029	
	東浦町 南知多町	12, 783 7, 972	80, 952	19, 092 17, 148	86, 411 98, 100	26 4	91. 8% 93. 7%	230, 470 42, 931	5, 385	40
	美浜町	6, 274	65, 202	20, 979	86, 180	29	95. 2%	1, 216	194	51
	武豊町	11, 037	63, 829	22, 364	86, 194	28	91.6%	154, 828	14, 028	21
	幸田町	8, 866	72, 795	20, 166	92, 961	9	93. 3%	114, 354	12, 898	
	設楽町	1, 706	46, 116	19, 917	66, 033	52	98. 2%	0	0	
	東栄町	1, 138	33, 698	16, 004	49, 702	54	96. 4%	800	703	49
54	豊根村	324	43, 682	10, 407	54, 090	53	98.8%	1, 741	5, 374	41

## 2012年度分 保険者別保険料(税)減免実施状況

(愛知県医務国保課資料より作成)

- 1. 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に○を記入する
- 2. 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに○を記入する(複数回答可)
  - (1)「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき
  - (2)「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあって著しく負担能力が無くなったとき
  - (3)「失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなったとき
  - (4)「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力がなくなったとき
  - (5)「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合
  - (6)「生保」とは、生活保護基準該当世帯
  - (7)「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定
  - (8)「その他」とは、上記(1)~(7)以外の事由によるもの
- 3. 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入する

													失業	201	2年度
		条				減	免事	由				免	業者に	減免	減免総額
ī	市町村名	米例有無	(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7) 特別事情	8) 大震災	(9) その他	除規定有	に対する減免	世帯数	(千円)
	合計	54	45	38	34	35	35	35	34	54	48	33	44	155,402	2,527,492
1	名古屋市	0	0			0	0			0	0		0	58,891	1,160,681
2	豊橋市	0	0	0	0		0	0		0	0		0	11,316	218,448
3	岡崎市	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	4,311	109,661
4	一宮市	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	47,023	696,505
5	瀬戸市	0	0	0	0	0					0	0	0	221	5,880
6	半田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383	7,942
7	春日井市	0	0	0		0	0		0	0	0		$\circ$	298	13,638
8	豊川市	0				0	0	0			0			7,821	63,082
9	津島市	0	0			0	0				0		$\circ$	2,229	25,581
10	碧南市	0	0	0	0		0	0	0		0		0	1,637	10,498
11	刈谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	167	3,337
12	豊田市	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	919	21,081
13	安城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		324	5,152
14	西尾市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	2,407	16,919
15	蒲郡市	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0	2,187	18,195
16	犬山市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	118	5,527
17	常滑市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	65	1,172
18	江南市	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	686	8,524
19	小牧市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	706	17,877
20	稲沢市	0	0	0		0	0	0	0					854	14,209
21	新城市	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1,560	8,424
22	東海市	0	0	0	0	0			0		0	0	0	46	1,662
23	大府市	0		0							0			37	1,007

													失	201	2年度
		条				減	免事	由				免	失業者	減免	減免総額
Ī	市町村名	来例 有無	(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7)特別事情	8) 大震災	(9) その他	除規定有	に対する減免	世帯数	(千円)
24	知多市	0	0			0	0	0		0	0	0	0	80	1,937
25	知立市	$\circ$			0		0	0			0		$\circ$	110	2,274
26	尾張旭市	$\circ$	0	0	0				0	0	0	0	$\circ$	124	6,530
27	高浜市	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$		$\circ$	94	2,813
28	岩倉市	$\circ$	$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$	$\circ$			0		$\circ$	$\circ$		51	1,995
29	豊明市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	159	6,148
30	日進市	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0		$\circ$	$\bigcirc$	$\circ$		0	0	$\circ$	108	3,117
31	田原市	0	$\circ$		0		$\circ$	$\circ$			0	0	$\circ$	3,758	12,304
32	愛西市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$			$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	53	1,500
33	清須市	0	$\circ$											44	1,346
34	北名古屋市	0	$\circ$			$\circ$	$\circ$	$\circ$			0	0		5,256	29,497
35	弥富市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0	0	$\circ$	534	6,408
36	みよし市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	25	1,703
37	あま市	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$			$\circ$	$\circ$	$\circ$	47	1,493
38	長久手市	$\circ$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	0				$\circ$		0		$\circ$	19	336
39	東郷町	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0	0	$\circ$	32	1,249
40	豊山町	0	$\circ$			$\circ$					0		$\circ$	7	261
41	大口町	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$			$\circ$		0	0	$\circ$	15	211
42	扶桑町	0	$\circ$	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0			58	2,347
43	大治町	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$		$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	$\circ$	18	870
44	蟹江町	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$		0	0	$\circ$	447	3,910
45	飛島村	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$			$\circ$				$\circ$	0	0
46	阿久比町	0	$\circ$	$\circ$				$\circ$	$\circ$		0	0	$\circ$	14	612
47	東浦町	$\bigcirc$	0	0	0		0	0			0	0	$\circ$	43	1,472
48	南知多町	0					0	0			0		0	16	345
49	美浜町	0									0	0	0	18	422
50	武豊町	0				$\circ$					0			9	430
51	幸田町	0	0		0		0				0	0	0	56	918
52	設楽町	0												0	0
53	東栄町	$\circ$							$\circ$				0	0	0
54	豊根村	0								0				1	42

# 名古屋市国民健康保険 保険料減免制度

# 保険料の減免(名古屋市独自減免)

# 減免を受けるには、申請が必要です

	減免の要件	減免される額	申請に必要なもの
1	全員の前年中の所得が「66万円+(35万円×加入者数)」以下の世帯	均等割額の2割 (10,159円)	•保険証
2	障害者の方・寡婦(夫)の方のうち、次の <u>いずれかに該当</u> ア)「均等割減額が <mark>2割</mark> 」 イ)所得が 125 万円以下	均等割額の3割	・保険証 ・障害者の方は障害 者手帳など
3	65 歳以上の方のうち、次の <u>いずれか</u> に該当 ア)「均等割減額が2割」 イ) 所得が 35 万円以下 ※夫に収入があって均等割減額対象でな くても妻が所得35万以下なら対象	(15,239 円) ※40-64 歳は 19,743 円	•保険証
4	「均等割減額が <mark>2割</mark> 」 「均等割減額が <mark>5割</mark> 」 「均等割減額が <mark>7割</mark> 」の世帯	「特別軽減」 被保険者1人につき 年間2,000円	•保険証
5	平成 24 年中の所得が 1,000 万円以下の世帯で、今年の見込所得が 264 万円以下、かつ平成 24 年中の所得の 8/10 以下に減少した世帯	世帯の所得割額の 3割~7割	<ul><li>・世帯全員の今年の 収入がわかる資料 (給与明細、帳簿など)</li><li>・保険証</li></ul>
6	事業を休廃止したことで、世帯の今年の見込所得が赤字となる世帯	世帯の保険料額の7割	・世帯全員の今年の 収入がわかる資料 (帳簿など) ・保険証
7	災害で、全壊(全焼)、半壊(半焼)、床上 浸水の被害を受けた世帯	災害発生月から6か 月以内の保険料額 全額または5割	・り災証明書または被 災証明書 ・保険証
8	刑 務 所 等 に入っているため、月 初 めから月 末を通して医 療 の給 付 が 受 けられない方	該 当 期 間 の 保 険 料 額	・拘留期間などの証明書 ・保険証
9	職場の健康保険の本人だった人が後期 高齢者医療に加入したことに伴い、その家 族が国保に加入した 65歳以上	均等割の5割 (25,396円)と所得 割の全額免除	・被用者保険の喪失 証明書 ・保険証

同時に複数の減免に該当する場合は、減免額の大きいもののみを適用することがあります。

# 一宮市国保の保険税減免制度

	omittenenensissistemiter	減免の理由		減免額	備考
1	世帯	が生活保護法の適用を受けた場合		を受けることとなった日以降到来 納期限に係る納付額	申請の必要なし
		期日である4月1日現在、次のいず に該当する場合			申請の必要なし
	ア	70歳以上の者		6	
	1	要介護認定4以上の者			                      
	ゥ	18歳未満の者			により国民健康保険税
		身体障害者手帳の交付を受けている者(1級から4級)			を軽減された場合につ  いては適用できません 
2	エ	進行性筋萎縮症者(5級から6級)		する者に係る被保険者均等割額 00分の30に相当する額	
		戦傷病者手帳の交付を受けている 者のうち、重度障害若しくは障害の 程度が第5款症までのもの	U) N	の方のでも当りる会	
	オ	知的障害者でIQ50以下のもの			
	カ	自閉症状群と診断された者			
	+	精神障害者保健福祉手帳の交付 を受けている者のうち、1級又は2級 の者			
		の合計所得金額が250万円以下			申請が必要
3		本年の合計所得金額の見込み額が「 の1/2以下に減少すると認められる ・		する者に係る所得割額の100分 に相当する額	※未到来納期分のみ 該当
4		主が国の制度により国民健康保険 軽減された場合		段者均等割額及び世帯平等割 規定する額の100分の10に相当額	申請の必要なし
5		5主及び被保険者の総所得金額等 00万円以下である場合		限入のでは、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場	申請の必要なし
	要す	主又は主たる生計者が長期療養を る者(現に継続して6か月以上入院		接期間中に到来する納期限に係る 質の100分の50に相当する額	申請が必要
6	なつ	者又は要介護認定4以上の者)と た世帯のうち、当該世帯の前年の総 金額等が150万円以下の場合	療養	防書等の証明できる書類の添付 注期間終了後1か月以内であれば〕 きます。	
		期日である4月1日現在、障害者又 8歳未満の扶養親族を有する寡婦	를  보고 보	オスキーケス配得割をのものへ	申請が必要
7	(夫)	で前年の総所得金額等が125万円 の場合		当する者に係る所得割額の100分 のに相当する額	  ※未到来納期分のみ  該当
			ア	該当する者に係る所得割額の全 額	申請が必要
8	齢者	保険などの被保険者本人が後期高 医療制度に移行したために、国民	1	該当する者に係る被保険者均等 割額の100分の50(国の2割減額 に該当する場合は100分の30)に 相当する額	※イ、ウは、6・8割軽
	健康保険に加入することになった65歳以上の旧被扶養者			該当する者に係る世帯平等割の 100分の50(国の2割減額に該当 する場合は100分の30)に相当す る額(旧被扶養者だけが1人で国 民健康保険に加入する世帯に限 る)	減に該当する世帯 については適用でき ません。

# 国保資格証明書等の交付状況一覧 (愛知県医務国保課提供資料より作成)

	世帯数	滞	納世帯数		短	胡保険証		~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	·証明書	: 1
-t-m-++ /2	(A)	2012/6/1	2013/	6/1	2012/6/1	2013	/6/1	2012/6/1	2013	
市町村名	(2012/6/1)	件数	件数 (B)	割合 (B/A)	件数	件数 (C)	割合 (C/B)	件数	件数 (D)	割合 (D/B)
全体合計	1, 093, 756	185, 517	163, 570	15.0%	54, 425	58, 046	35. 5%	5, 404	6, 044	3. 7%
発行市町村割合	_	_	-	_	96. 3%	98. 1%	-	51. 9%	48. 1%	_
1 名古屋市	356, 969	45, 343	40, 932	11. 5%	16, 624	15, 861	38. 7%	4, 338	4, 347	10.6%
2 豊橋市	52, 740	8, 150	7, 928	15.0%	3, 428	5, 769	72. 8%	232	147	1. 9%
3 岡崎市	51, 076	10, 794	7, 935	15. 5%	1, 818	2, 620	33.0%	151	840	10.6%
4 一宮市	59, 413	14, 641	11, 074	18.6%	2, 271	2, 481	22. 4%	93	75	0. 7%
5 瀬戸市	19, 388	3, 955	3, 701	19. 1%	919	1, 043	28. 2%	6	4	
6 半田市	16, 525	3, 826		20. 3%	455	348		51	31	0.9%
7春日井市	47, 004	9, 045	9, 103	19.4%	2, 397	2, 548		25	20	0. 2%
8 豊川市	26, 190	4, 955	4, 602		1, 139	1, 396		62	45	1.0%
9 津島市	10, 121	1, 637	1, 561	10. T/0	721	787				
10 碧南市	9, 416	927		10.6%	580	554				
11 刈谷市	17, 811	5, 427	2, 442		2, 026	1, 387		1	1	0.070
12 豊田市	54, 426	6, 250	6, 836		3, 840	4, 219	61. 7%	14	9	
13 安城市	23, 590	3, 761	3, 643		1, 945	2, 008	55. 1%	36	26	
14 西尾市	23, 947	5, 510	2, 527		1, 406	1, 659	65. 7%	92	69	
15 蒲郡市	12, 632	1, 772	1, 661	13. 1%	882	1, 012	60. 9%	1	3	0. 2%
16 犬山市	11, 246	2, 640	2, 640		144	135	5. 1%			
17 常滑市	8, 018	2, 070	1, 903		33	32	1. 7%			
18 江南市	15, 207	2, 284	1, 992		454	533				
19 小牧市	22, 629	3, 917	3, 185		731	1, 214	38. 1%	15	90	2. 8%
20 稲沢市	19, 886	2, 892	2, 061	10. 4%	1, 052	916		5	50	2. 4%
21 新城市	7, 231	594	511		101	151	29. 5%	1.10	7.0	4 50/
22 東海市	15, 604	5, 191	4, 917		425	363		143	76	1. 5%
23 大府市	11, 694	2, 864	742		509	537				
24 知多市	13, 059	3, 347	3, 123		533	624				
25 知立市	8, 780	841	1, 104	, -	344	327		0	4	0.00/
26 尾張旭市 27 高浜市	11, 695 5, 473	1, 164 1, 897	1, 213 1, 970		592 933	529 716	43. 6% 36. 3%	3	4	0. 3% 0. 1%
28 岩倉市	7, 513	3, 291	1, 560		384	472	30. 3%	28	25	1. 6%
29 豊明市	10, 158	1, 694		28. 5%	177	213		20	23	1.0/0
30 日進市	10, 130	2, 342	2, 240		171	176				
31 田原市	10, 520	1, 393	1, 323		348	333		3	3	0. 2%
32 愛西市	10, 057	962		15. 0%	325	312		0	Ü	O. 2/0
33 清須市	9, 787	1, 683		18. 2%			71. 2%			
34 北名古屋市	13, 310	3, 803		34. 8%	1, 061	1 159	25. 0%			
35 弥富市	6, 242	1, 413		21. 2%	230		15. 6%			
36 みよし市	6, 357	791	1. 328	20. 9%	163		13. 8%			
37 あま市	14, 101	2, 545		17. 0%	880		35. 5%	17	11	0. 5%
38 長久手市	5, 941	849		10. 7%	352	197	31.0%	2	1	
39 東郷町	5, 421	605	528		193	210	39.8%			
40 豊山町	2, 476			19. 1%	217		26.0%			
41 大口町	3, 008		218		90		95. 4%	19	10	4. 6%
42 扶桑町	4, 915			11. 2%	154		34. 8%			
43 大治町	4, 828			20. 9%	591		68.6%			
44 蟹江町	5, 685			14. 2%	176		28. 1%			
45 飛島村	653		43		12		16. 3%			4 = 6:
46 阿久比町	3, 664	531		12. 8%	135	158		11	8	1. 7%
47 東浦町	7, 098			18. 9%	102	125		2	0.0	F F0/
48 南知多町	3, 580	626		16. 7%	89		14. 7%	47	33	5. 5%
49 美浜町	3, 421	382		9. 2%	75 254		37. 3%	5	115	0 10/
50 武豊町 51 幸田町	6, 246 4, 911	1, 417 479		20. 3% 10. 6%	354 252		35. 1% 58. 3%		115	9. 1%
52 設楽町	4, 811 947	82	91		<u> </u>	<u> </u>				
53 東栄町	667	49	52		0		19. 2%			
54 豊根村	177	6	32 7			10	13. Z/0	1		0.0%
04 豆似竹	177	U		4. U%				I		U. U%

# 国保の短期保険証の実態

- |※滞納世帯数・短期保険証件数は、2012年6月1日現在。短期保険証の種類の数字は、 2012年8月1日現在。
- ※名古屋市、一宮市、春日井市、岩倉市、豊明市、清須市の数は、世帯数。 ※「短」などのなんらかの記載をしているのは、大治町のみ

		滞納	短期	証								
Ē	市町村名	世帯数	保険証 件数 (2012年6月)	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示 など
	2010年	233,883	53,281	4,302	469	7,439	572	333	32,879	1,517	20,290	_
	2011年	201,574	64,139	6,074	408	8,623	357	260	38,417	2,010	21,970	_
	2012年	185,517	54,425	4,618	872	7,089	528	698	36,267	1,745	17,093	_
1	名古屋市	45, 343	16, 624								15,870	発行期間統計なし
2	豊橋市	8, 150	3, 428						6, 945			
3	岡崎市	10, 794	1,818	3					3, 335			
4	一宮市	14, 641	2, 271			1,020			1,042	5		
5	瀬戸市	3, 955	919	651	316	184	90	375	140	786	37	
6	半田市	3,826	455			167			190			
7	春日井市	9, 045	2, 397	95	168	236	304	223	675	286	1, 186	
8	豊川市	4, 955	1, 139						1, 089			
9	津島市	1,637	721	4	4	28	6	9	694	0		
10	碧南市	927	580						421			
11	刈谷市	5, 427	2, 026			360			573	29		
12	豊田市	6, 250	3, 840	742					6, 017			
13	安城市	3, 761	1, 945						2, 132			
14	西尾市	5, 510	1, 406						1, 266			
15	蒲郡市	1,772	882	369	267	302	110	84	539	0	0	
16	犬山市	2,640	144						326			
17	常滑市	2,070	33						59			
18	江南市	2, 284	454	0					464			
19	小牧市	3, 917	731	463	0	169	0	0	31	70		
20	稲沢市	2, 892	1,052	0	0	633	0	0	296	175		
21	新城市	594	101	13	23	122			39			
22	東海市	5, 191	425	425	0	0	0	0	0			
23	大府市	2,864	509	0	0	0	0	0	575	0		
24	知多市	3, 347	533						953			
25	知立市	841	344						733			
26	尾張旭市	1, 164	592						592			
27	高浜市	1, 897	933						1, 370			
28	岩倉市	3, 291	384						213			
	豊明市	1, 694	177						186			
30	日進市	2, 342	171	1	1	16	0	0	189	0		
31	田原市	1, 393	348	99	1	9			774			
32	愛西市	962	325	347		677			232			

		滞納	短期		短期保	<b>除証有</b>	効期限	内訳(2	012年8	月1日)		44 pu 6. + =
ī	市町村名	世帯数	保険証 件数 (2012年6月)	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	1年	その他	特別な表示 など
33	清須市	1,683	1, 586	10		815			50			
34	北名古屋市	3, 803	1,061			1,033						
35	弥富市	1, 413	230	0	0	8	0	0	666	0		
36	みよし市	791	163			0			39	20		
37	あま市	2, 545	880	1, 129	81	54	5	7	667	0		
38	長久手市	849	352			186			20			
39	東郷町	605	193	44	5	155	0	0	63	0		
40	豊山町	424	217	112		93						
41	大口町	147	90	1		25			232			9月1日現在
42	扶桑町	601	154						241			
43	大治町	1, 136	591						904			短期(朱色)
44	蟹江町	927	176			478			386			
45	飛島村	33	12		1	1	4					
46	阿久比町	531	135	108	5	4	0	0	153	0		
47	東浦町	1,612	102						261			
48	南知多町	626	89						196			
49	美浜町	382	75						168			
50	武豊町	1, 417	354							374		
51	幸田町	479	252	2		314			130			
52	設楽町	82	6				9		1			
53	東栄町	49		0	0	0	0	0	0	0	0	
54	豊根村	6	0									

# 国保の留め置き、未交付など

- ※滞納世帯数、短期保険証件数、資格証明書件数は、2012年6月1日現在
- ※空白は、アンケート未記入である
- ※知多市、岩倉市、清須市、北名古屋市、長久手町の留め置き人数、未交付人数は、世帯数である 【留め置き】証は発行しているが、本人に渡っていないものを指す 【未交付】そもそも証(短期証も資格証明書も)を発行していない(作っていない)ものを指す

		滞納	短期	資格	2	011年実	績	2	012年実績	漬
<u> </u>	可村名	世帯数	保険証 件数	証明書 件数	留め置き 人数	未交付 人数	集計日	留め置き 人数	未交付 人数	集計日
	合計	185,517	54,425	5,390	9,643	10,521	_	8,539	9,018	_
1	名古屋市	45,343	16,624	4,152	不明	5,391	7/31	不明	4,397	8/1
2	豊橋市	8,150	3,428	354	1,124	110	7/31	1,043	84	8/1
3	岡崎市	10,794	1,818	150	0	0	8/1	699	0	8/1
4	一宮市	14,641	2,271	87	0			0		8/1
5	瀬戸市	3,955	919	11						
6	半田市	3,826	455	51	82	163	9/1	12	157	8/1
7	春日井市	9,045	2,397	38	169	891	9/1	100	889	8/1
8	豊川市	4,955	1,139	63	440	0	8/1	313	67	8/1
9	津島市	1,637	721		11	336	8/1	10	275	8/1
10	碧南市	927	580		317			183		8/1
11	刈谷市	5,427	2,026	1	1,034	75	8/1	1,195	25	8/1
12	豊田市	6,250	3,840	20	9			0	0	8/1
13	安城市	3,761	1,945	48	989	0	9/9	471	0	8/1
14	西尾市	5,510	1,406	82	390	0	8/1	346	0	8/1
15	蒲郡市	1,772	882	2	519	32	8/1	736	16	6/30
16	犬山市	2,640	144		149			174		8/1
17	常滑市	2,070	33		102	139	9/1	0	54	8/1
18	江南市	2,284	454	1	187			103		8/1
19	小牧市	3,917	731	14	258	574	7/31	453	728	8/1
20	稲沢市	2,892	1,052	11	0	0		0	0	8/1
21	新城市	594	101		0	108	8/31	0	22	8/1
22	東海市	5,191	425	177	不明	不明		0	21	8/1
23	大府市	2,864	509		621	不明		1,049	不明	9/5
24	知多市	3,347	533		90	不明		84	不明	8/1
25	知立市	841	344	1	194	0	8/1	0	305	8/1
26	尾張旭市	1,164	592	1	0	0	9/6	0	0	8/1
27	高浜市	1,897	933	1	5	0	8/1	0	0	8/1
28	岩倉市	3,291	384	33	252	252	4/1	178	178	8/1
29	豊明市	1,694	177		278	0	8/31	110	0	8/1
30	日進市	2,342	171		181	0	9/1	168	0	8/1
31	田原市	1,393	348		0	168	8/1		135	8/1
32	愛西市	962	325		228	0		238	0	8/1
33	清須市	1,683	1,586		403	0	4/1		0	8/1
34	北名古屋市	3,803	1,061		20	252	8/1	17	157	8/1

		滞納	短期	資格	2	011年実	 績	2	012年実	績
市	可村名	世帯数	保険証 件数	証明書 件数	留め置き 人数	未交付 人数	集計日	留め置き 人数	未交付 人数	集計日
35	弥富市	1,413	230		11	126	3/31	11	81	8/1
36	みよし市	791	163		137	95	10/17	189	0	8/1
37	あま市	2,545	880	7	118	1,317	8/31	22	1,059	8/1
38	長久手市	849	352		81	0	6/30	120	0	8/1
39	東郷町	605	193	2	62	0		38	0	8/1
40	豊山町	424	217		87			46	0	8/1
41	大口町	147	90	9	0	91	9/1	12	87	9/1
42	扶桑町	601	154					不明		
43	大治町	1,136	591		447	13	9/15	157	0	8/1
44	蟹江町	927	176		480	0	9/13	139	0	8/1
45	飛島村	33	12					2		8/1
46	阿久比町	531	135	5	0	23	8/1	0	21	8/1
47	東浦町	1,612	102	9	0	128	7/31	0	71	8/1
48	南知多町	626	89	57	0	21	8/1	0	5	8/1
49	美浜町	382	75	2	1	57	8/1	0	32	8/1
50	武豊町	1,417	354		12	159	7/31	8	152	8/1
51	幸田町	479	252		155	0	8/31	113	0	5/31
52	設楽町	82	6		0	0	9/1	0	0	8/1
53	東栄町	49			0	0		0	0	8/1
54	豊根村	6	0	1	0	0	9/1	0	0	8/1

## 国保の滞納者差押え状況

- ※滞納世帯数・短期保険証件数、資格証明書件数は、2012年6月1日現在の数字である。
- ※差押え件数は、10,871 件となり、1,459件増加した(昨年は、9,412件)
- ※刈谷市、江南市は、未記入であった。小牧市は、国保のみ集計していなのですべての項目で不明と回 答。東海市も国保のみの件数は不明と回答。高浜市も国保に限ったデータは保有なし。北名古屋市も予告通知書は、国保分の把握なし ※一宮市、犬山市、大府市、大治町、武豊町は市税全般の数字である。

		<b>744.</b> C.L.					2011年	度実績			
		滞納 世帯数	予告通 知送付	差押 件数	不動産	預貯金		うち学 資保険	その他	現金化 件数	金額
200	9年合計	233,883		8,151							4,442,068,390
201	0年合計	201,574	20,488	9,412	1,439	5,613	1,075	2	1,823	3,813	821,691,890
201	1年合計	185,517	18,896	10,871	1,314	7,031	1,192	7	1,334	4,668	622,701,965
1	名古屋市	45,343	3,265	2,436	0	2,083	154	不明	199	2,262	186,845,557
2	豊橋市	8,150	33	32	3	25	1	0	3	0	0
3	岡崎市	10,794		255	20	233			2	5	414,534
4	一宮市	14,641	把握せず	1,698	579	420	696	不明	3	1,453	340,868,002
5	瀬戸市	3,955	0	0	0	0	0	0	0	1	394,935
6	半田市	3,826	1,078	673	57	589	15		12	0	0
7	春日井市	9,045	1,000	414	5	331	72	不明	6	405	49,046,753
8	豊川市	4,955	不明	197	54	97	42	4	4	4	24,360
9	津島市	1,637	303	124	34	80	0	0	10	71	5,051,650
10	碧南市	927	不明	244		217	1		26	0	0
11	刈谷市	5,427									
12	豊田市	6,250	307	307	67	84	14		142	2	1,234,700
13	安城市	3,761	231	293	23	175	9	0	86	2	198,543
14	西尾市	5,510	64	265	36	186	11	0	32	0	0
15	蒲郡市	1,772	344	134	15	85	1	0	33	140	5,857,390
16	犬山市	2,640	7,618	111	62	44	1		4	1	608,520
17	常滑市	2,070	集計せず	197	9	134	2	0	52	2	7,981,000
18	江南市	2,284									
19	小牧市	3,917	不明								
20	稲沢市	2,892	2,892	621	79	392	9		141	0	0
21	新城市	594	11	33	6	4	1	0	22	0	0
22	東海市	5,191	不明	0							
23	大府市	2,864	不明	111	12	64	5	0	30	19	132,574
24	知多市	3,347	105	139	1	108	5	0	25	3	513,200
25	知立市	841	未記入	858	45	493	0	不明	320	32	242,533
26	尾張旭市	1,164	291	291	22	232	32	1	5	4	2,691,600
27	高浜市	1,897								5	1,067,024
28	岩倉市	3,291	85	78	6	37	10	1	25		
29	豊明市	1,694	不明	268	13	227	27	0	1	0	0

							2011年	度実績			
		滞納 世帯数	予告通 知送付	差押 件数	不動産	預貯金	生命 保険	うち学 資保険	その他	現金化 件数	金額
30	日進市	2,342	89	42	25	8	7	0	2	0	0
31	田原市	1,393		8	2	2			4		
32	愛西市	962	41	0	0	0	0	0	0	0	0
33	清須市	1,683	362	23	5	15	1	0	2	0	0
34	北名古屋市	3,803	不明	193	42	44	40	0	67	0	0
35	弥冨市	1,413		61	3	53	1	0	4	0	0
36	みよし市	791		59	4	46	2		7		
37	あま市	2,545		34	11	23					
38	長久手町	849	300	2	1				1	0	0
39	東郷町	605	33	33	0	24	0	0	9	0	0
40	豊山町	424	0	0							
41	大口町	147	9	2		2					
42	扶桑町	601	不明	45	6	22	7	0	10	0	0
43	大治町	1,136	80	17	4	12	1	1		33	5,558,983
44	蟹江町	927	240	116	17	67	16		16	6	1,003,298
45	飛島村	33	2	1	1						
46	阿久比町	531	93	15	1	3	5	0	6	7	835,884
47	東浦町	1,612		152	16	128	3	0	5	3	209,363
48	南知多町	626	9	9	3	5			1		
49	美浜町	382	11	9	0	9	0	0	0	0	0
50	武豊町	1,417		224	8	204	0		12	208	11,921,562
51	幸田町	479	未集計	47	17	24	1		5	0	0
52	設楽町	82		0	0	0	0	0	0	0	0
53	東栄町	49		0	0	0	0	0	0	0	0
54	豊根村	6	0	0							

# 国保の医療費一部負担金減免制度の実施状況

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

|※減免制度を設けているのが49市町村(90.7%)|

※生活保護基準を基にした減免制度を実施しているのは43市町村(79.6%)

市町村名がゴチック:新実施自治体(3市町)

「実施」欄は次の通り。◎:生保基準で実施、○:実施、△:検討中、×:未実施

	市町村名	中佐	施生活保護基準を基にした減免内容		1年度実績	実施予定や	
	印则创石	実施	生活体護基準を基にした減免内容	件数	金額	その他コメント	
愛	知県合計	49	(生活保護基準減免実施数:43)	472	17,967,237	未実施:17	
1	名古屋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	36	10,161,595		
2	豊橋市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0		
3	岡崎市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…140%以内	0	0		
4	一宮市	0	免除·減額…120%+一部負担金見込額以内(5割)	96	779,958		
5	瀬戸市	0	免除…110%以内 減額…115%以内(8割)、120%以内(5割) 猶予…130%以内	3	21,080		
6	半田市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	4	502,674		
7	春日井市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5•8割)	1	133,200		
8	豊川市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割) 猶予…130%+一部負担金見込額以内	0	0		
9	津島市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0		
10	碧南市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0		
11	刈谷市	0	免除…110%以内	0	0		
12	豊田市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0		
13	安城市	$\circ$		6	1,583,000		
14	西尾市	$\circ$		0	0		
15	蒲郡市	0	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	46	986,172		
16	犬山市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0		
17	常滑市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0		
18	江南市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2•4•6•8割)	2	279,879		
19	小牧市	0		46	173,237		
20	稲沢市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2·4·6·8割)	183	1,984,647		
21	新城市	×	7.2	0	0	考えていない	
22	東海市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%未満	0	0		
23	大府市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	13	89,589		
24	知多市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0		
25	知立市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	1	320,877		

	士町#1 <i>夕</i>	宝佐		201	1年度実績	実施予定や
	市町村名 ————	実施	生活保護基準を基にした減免内容	件数	金額	その他コメント
26	尾張旭市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割減額) 猶予…140%以内	1	100,211	
27	高浜市	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
28	岩倉市	0		0	0	
29	豊明市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	2	41,100	
30	日進市	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	31	99,678	東日本大震災対象
31	田原市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(2•4•6•8割)	0	0	
32	愛西市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
33	清須市	0	免除…115%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
34	北名古屋市	×		0	0	今後、検討
35	弥富市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
36	みよし市	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
37	あま市	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	1	710,340	
38	長久手町	0		0	0	申請あれば審査して対応
39	東郷町	0	免除…115%以内 減額…125%以内(5割)	0	0	
40	豊山町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
41	大口町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	2011年8月から1.3倍 の規定を設けた
42	扶桑町	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	2012年度から実施
43	大治町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
44	蟹江町	0	免除…110%以内 減額…130%以内(5割)	0	0	
45	飛島村	0	免除…115%以内 減額…130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
46	阿久比町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	2012年度から実施
47	東浦町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
48	南知多町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
49	美浜町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(5割) 猶予…130%以内	0	0	
50	武豊町	$\circ$		0	0	「事務取扱基準」により 実施
51	幸田町	0	免除…110%以内 減額…120%以内(8割)、130%以内(5割) 猶予…140%以内	0	0	
52	設楽町	$\triangle$		0	0	検討中
53	東栄町	Δ		0	0	
54	豊根村	×		0	0	

# 国保運営協議会について

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※国保運営協議会を公開しているのは30市町村(55.6%)、非公開は24市町村(44.4%) ※運営協議会委員に公募枠を設けているのは10市(18.5%)のみ

市町村名		運営協議	会の公開	運営協議会委員の公募枠					
П		公開していない	公開している	ない	ある	人数			
	合計	24	30	44	10	_			
1	名古屋市		0	0					
2	豊橋市		0		0	2			
3	岡崎市		0		O	2			
4	一宮市		0	<u> </u>					
5	瀬戸市	0		<u> </u>					
6 7	半田市 春日井市		0	<u> </u>					
8	豊川市	$\bigcirc$	U	0					
9	津島市	0		0					
10	碧南市	O	$\cap$	$\overline{}$					
11	刈谷市		$\overline{}$	$\overline{}$					
12	豊田市		$\overline{\bigcirc}$		$\cap$	5			
13	安城市		Ô		Ö	2			
14	西尾市	0	Ü	0					
15	蒲郡市	Ŏ		Ŏ					
16	犬山市		0	0_					
17	常滑市		0	0					
18	江南市	0		0					
19	江南市 小牧市		0	0					
20	稲沢市	0		0					
21	新城市	0		0					
22	東海市		0		0	3			
23	大府市		0		O	3			
24	知多市	0		0					
25	知立市		0	0		0			
26	尾張旭市		0		O	2			
27	高浜市	0		<u> </u>					
28 29	岩倉市 豊明市	O	$\cap$	<u> </u>		1			
30	日進市			$\bigcirc$	U	1			
31	田原市	$\cap$	O	$\overline{}$					
32	愛西市	0	$\cap$	$\overline{}$					
33	清須市		Ö	$\overline{}$					
34	北名古屋市	$\bigcirc$	<u> </u>	Ö					
35	弥富市	Ö		Ö					
36	みよし市		0		0	4			
37	あま市		Ö	0					
38	長久手市		0		0	1			
39	東郷町		0	0					
40	豊山町		0	0					
41	大口町	Ö		<u> </u>					
42	扶桑町	0		0					
43	大治町	0		0					
44	蟹江町	0		<u> </u>					
45	飛島村	U		<u> </u>					
46	阿久比町		$\bigcirc$	<u> </u>					
47	東浦町南知多町		$\bigcirc$	0					
49	美浜町	0	0	0					
50	武豊町	O	$\cap$	0					
51	幸田町	$\cap$		0					
52	設楽町			$\overline{}$					
53	東栄町	$\overline{\bigcirc}$	+	$\overline{}$					
54	豊根村	$\overline{\bigcirc}$	+	$\overline{\bigcirc}$					
UI	고 17/11	$\cup$		$\overline{}$					

# 訪問系サービスの支給基準・支給状況について

	訪問系サービ	スの支給基準		居宅介護		重度訪問介護			
市町村名	あり	なし	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	
合計·平均	32	22	11,421	154.5	23.0	1,481	202.2	113.6	
1 名古屋市	$\circ$		5,298	586	40.4	1,368	1,185.50	151	
2 豊橋市	0		328	179.5	26	7	429.5	173	
3 岡崎市	Ö		730	282	33.5	1	155	155	
4 一宮市		0	686	364	36.3	16	373	138.2	
5 瀬戸市	0		135	94	16.9	0	0	0	
6 半田市	Ö		271	151	22	1	99	99	
7 春日井市	0		459	213	28	11	636	168	
8 豊川市		0	240	190	16	4	744	359	
9 津島市	0	U	68	138	34	0	0	0	
10 碧南市		0	82	189	30	2	450	412	
11 刈谷市	0		136	176	19	13	712	196	
12 豊田市	$\overline{\bigcirc}$		264	221.5	22	3	489	331	
13 安城市		$\cap$	136	170.5	13	4	144	96	
14 西尾市	$\cap$		117	40	12.8	3	30	9.5	
15 蒲郡市	$\overline{}$	$\cap$	77	43	6.95	3	64	12.88	
16 犬山市	$\cap$		37	175	10.8	0	0	0	
17 常滑市		$\cap$	45	16	20	0	0	0	
18 江南市	0	<u> </u>	133	281	36	1	61	61	
19 小牧市	$\overline{\bigcirc}$		221	310	35.1	5	496	358.9	
20 稲沢市		$\cap$	116	114.5	19.7	0	0	0	
21 新城市	$\cap$	<u> </u>	52	294.5	18.8	0	0	0	
22 東海市		0	166	240	32.6	2	351	180.5	
23 大府市		Ô	143	209.5	15.2	1	139	139	
24 知多市		Ö	68	170	20	1	18	18	
25 知立市		O	69	176	26	2	870	437.5	
26 尾張旭市	0		122	218	39	2	279	198	
27 高浜市		0	57	171.5	28.1	1	225.5	225.5	
28 岩倉市		0	35	96.5	21.8	1	193.5	193.5	
29 豊明市		0	133	180	22	3	215	175	
30 日進市	0		88	187	27.7	6	426	257.8	
31 田原市		0	107	80	18	0	0	0	
32 愛西市	$\bigcirc$		123	280	43	0	0	0	
33 清須市	0		48	143.5	21	8	220.5	58	
34 北名古屋市		0	105	112	37.8	3	403	284.3	
35 弥富市	0		41	185	33.4	2	117	66	
36 みよし市	0		23	107.5	25.1	0	0	0	
37 あま市		0	102	140	21.6	2	40	25.3	
38 長久手市	0		40	231	33.6	1	670.5	670.5	
39 東郷町	0		26	47	24.07	1	278	278	
40 豊山町	0		3	14	7	1	10	10	
41 大口町	0		10	45		0	0	0	
42 扶桑町	0		21	40		0	0	0	
43 大治町	0		34	78	18	1	83	83	
44 蟹江町	<u>O</u>		29	330	54	0	0	0	
45 飛島村	0		6	50		0	0	0	
46 阿久比町	0		41	120	23	1	310	-	
47 東浦町		0	45	155		0	0	0	
48 南知多町		$\bigcirc$	19	26.25	7.8	0	0	0	
49 美浜町		$\bigcirc$	13	53	14	0	0	0	
50 武豊町		0	41	178	31.20	0	0	0	
51 幸田町		U	25	41.5	14.4	0	0	0	
52 設楽町	0		6	8	6	0	0	0	
53 東栄町	<u> </u>		1	2	2	0	0	0	
54 豊根村	$\circ$		0	0	0	0	0	0	

支給者数	最多支給	平均支給								
(人)	時間数 (時間)	時間数(時間)	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	支給者数 (人)	最多支給 時間数 (時間)	平均支給 時間数 (時間)	川川町か石	
802	35.8	16.3	1,115	25.9	14.1	12,756	64.4	15.6	合計·平	均
352	360	102	686	199	58	5,514	286	44	名古屋市	1
8	19	11	20	69.5	13	406	30	19	豊橋市	2
111	34	15.1	70	45	16.6	632	90		岡崎市	3
74	40	29.7	51	40	23.9	588	40	21.3	一宮市	4
15	50	20.8	24	30	14.9	122	28		瀬戸市	5
25	70	24	0	0	0	383	68.5	9	半田市	6
32	50	24	7	31	25	458	75	19	春日井市	7
9	29.5	14	23	55	20	281	80	13	豊川市	8
0	0	0	13	30	20	88	64		津島市	9
0	0	0	3	9	5	117	60	8	碧南市	10
6	45	26	19	27	12	223	42		刈谷市	11
1	14	14	62	57.5	20	406	70		豊田市	12
7	19	9	7	16	3	240	40	6	安城市	13
1	10	8	10	7.5	4	257	66		西尾市	14
0	0	0	7	10	2.96	79	60		蒲郡市	15
0	0	0	11	33	14.7	11	27		犬山市	16
0	0	0	0	0	0	41	225	5.9	常滑市	17
2	60	35	10	16	14	135	41		江南市	18
3	110	46.6	3	48	29	254	174		小牧市	19
7	13.5	6.9	14	32	13.8	87	92.8		稲沢市	20
2	18	11	0	0	0	39	35		新城市	21
9	40	22.6	4	20	12.8	234	80	24.8	東海市	22
18	51	12.2	2	15	8.3	198	53	45.1	大府市	23
10	117	15.3	7	41	14.7	87	64.5		知多市	24
2	36	20.5	3	30	18.5	125	50	16	知立市	25
5	30	23	6	40	22	60	80	19	尾張旭市	26
0	0	0	0	0	0	91	75	16.9		27
1	10	10	1	60	60	28	27	5	岩倉市	28
15	100	27	1	25	25	212	41	8.6	豊明市	29
0	0	0	10	60	31	103	62	16.2	日進市	30
0	0	0	2	17	13.5	122	200		田原市	31
5	60	27	7	40	18	85	80		愛西市	32
13	96	22	2	6.5	12.5	48	44		清須市	33
5	94	38	0	0	0	182	70		北名古屋市	34
11	50	35.1	5	40	16.6	73	84		弥富市	35
0	0	0	5	50	27.6	88	30		みよし市	36
5	50	43	10	60	33	167	151		あま市	37
0	0	0	2	11.5	6.2	17	32		長久手市	38
3	16	14	0	0	0	84	25		東郷町	39
0	0	0	0	0	0	12	14		豊山町	40
3	21.5	12.5	2	18	16	42	31	28.4	大口町	41
5	20	8.9	1	21	21	45	34	8.8	扶桑町	42
1	25	25	0	0	0	29	36		大治町	43
1	30	30	1	40	40	41	85	22	蟹江町	44
2	36	36	1	30	30	8	50		飛島村	45
6	26	17.5	1	10		49	115		阿久比町	46
10	11	6.7	2	9.5	9.25	53	26.5	8.5		47
2	28	19.5	0	0	0	4	1.5			48
1	10	10	0	0	0	39	50	13		49
14	36	9.9	0	0	0	43	37.5			50
0	0	0	0	0	0	24	24		幸田町	51
0	0	0	0	0	0	0	0		設楽町	52
0	0	0	0	0	0	1	6		東栄町	53
0	0	0	0	0	0	1	25	10	豊根村	54

# 障がい者の介護保険制度における利用料負担について

त	可村名	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。
0	愛知県	低所得者に対する利用料一部負担の軽減措置につきましては、各保険者の判断に
		より実施することができるとされています。 なお、県としても国に対し、障害福祉サービ
		ス等から介護保険サービスへ移行する場合には急激な利用者負担増とならないように
		所要の措置を講ずるよう、要望しているところです。
1	名古屋市	ご承知のとおり、介護保険制度は、介護の問題を社会全体で支え合う仕組みとして
		創設され、社会保険方式で運営されているところでございます。また、利用料負担につ
		きましては、介護保険法において1割相当額をご負担いただくことが規定されておりま
		す。従いまして、介護保険制度において、障害者の方々のみに対して、利用料負担を
		撤廃することは、他の被保険者との均衡を欠くこととなり、現行法制度の中では困難で
		一ございます。なお、利用料負担につきまして、低所得者の方々への対策として、高額介
		護サービス費等、一定の配慮がなされているところでございますので、ご理解賜りたいと
	# 15-1-	存じます。
2	豊橋市	低所得者に対しては、【3】1. (1)③のとおり実施しております。
3	岡崎市	国の動向を見守っていきたいと考えています。
4	一宮市	現行によりたいと考えています。
5	瀬戸市	介護保険は社会全体で支える社会保障制度となっており、介護保険サービスの利用
		者には介護報酬の1割を利用料として負担いただくことになっております。 なお、低所得
		者の利用料に関する対策として、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高
		額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者介護サ
		ービス費、特定入所者介護予防サービス費と一定の配慮がされております。また、社会
		福祉法人等による低所得者の利用者負担軽減制度を支援するための助成を現在おこ
6	半田市	なっており、今後も継続に努めてまいりたいと考えております。 利用料負担の撒廃はできませんが、低所得者対策として介護サービス利用料の一
0	十川川	部を助成する「介護福祉助成」を市単独で行っており、一定の負担軽減策となっている
		と考えております。
7	春日井市	□ では、
	н Буги	て定率負担額がない方で、一定の条件に該当する方が訪問介護等を利用する場合に
		利用者負担額の全額を免除する制度があります。
8	豊川市	障がい者の介護保険制度における利用料の負担及び利用料の減額につきまして
		は、国の規定に基づいて実施してまいります。
9	津島市	国の動向を見守っていきたいと考えております。
10	碧南市	介護保険施行に伴う訪問介護サービス利用者に対する負担軽減制度など、現行の
		制度での対応を基本としています。
11	刈谷市	障害のある人の介護保険における利用料負担については、国の議論の推移を見守
		っているところであります。
12	豊田市	※文書回答なし
13	安城市	引き続き、国の制度に基づき適用していく予定です。
14	西尾市	現在のところ利用料負担の撤廃は考えておりません。また、障がい者の住民税非課
		税世帯からの利用料徴収についても、他の利用者と同様に負担いただくものと考えて
		おります。
15	蒲郡市	確かにお聞きいたしました。
16	犬山市	介護保険制度は国民全体で支え合うことを基本理念にしています。その主旨に基づ
	214	き、障害者の方についても利用料の負担をお願いしています。
17	常滑市	介護保険法のとおりとし、市町村単独実施は考えていません。
		介護保険制度では住民税非課税世帯に対して高額介護サービス費制度があり利用
		料は軽減されています。

<ul> <li>18 江南市</li></ul>	ਜ	可村名	障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。					
20 稲沢市 現在、降がい者のかたにも利用料を負担いただいており、住民税非課税世帯であっても、利用料負担撤廃は考えておりません。	18	江南市	介護保険制度では、利用者負担の軽減は行っておりませんので、障がい者の住民					
<ul> <li>でも、利用料負担撤廃は考えておりません。         <ul> <li>新城市</li> <li>市独自の競発制度は実施していません。</li> <li>知多北部広域連合の独自競売制度を実施しております。保険料所得設階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間しております。保険料所得設階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。保険料所得設階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。保険料所得設階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。</li> </ul> </li> <li>知立市 障がい者が、介護保険制度を列用したことにより負担している利用料への支援制度を設ける予定はありません。</li></ul>	19	小牧市	国の制度でありますので、本市独自の施策については考えておりません。					
22 東海市 知多北部広域連合の独自減免制度を実施しております。 保険料所得段階が第1〜3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1〜3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1〜3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1〜3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から 翌年3月31日までを申請期間としております。 に対い者が、介護保険制度を実施しております。 一定がい者が、介護保険制度と可能したことにより負担しいる利用料への支援制度 を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えてい ます。 南市・地の事業(利用者負担額軽減制度)の中で、該当する要介護認定者の利用料 の軽減を実施しています。 市再税が事業(利用者負担額軽減制度)の中で、該当する要介護認定者の利用料 の軽減を実施しています。 市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の の食事代や居住費も軽減を行いることなどから、新たな減免制度を実施する考えは 今のところございません。 27 高浜市 国係法合連行に基づき、独自施策によりたおりません。 28 号合市 国の制度に運じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。 本市では、住民税非課税世帯により大きな負担を課しています。さら に利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課しています。さら に利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課しています。この 費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費 り費用限度額上限が抑えられておりますので、この原則にのっとり 費用機度額上度が抑えられておりますので、この原則にのっとり 費用機度額上限が抑えられておりますので、この原則にかっとり 関土をお願いしております。 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図 り、またサービスの利用についてのコスト意識を敷起する等の観点から原則定率1割負担をが認いしております。 介護保険制度には基準により利用料徴収を行っております。 ・介護保険制度には基準により利用料徴収を行っております。 ・介護保険制度では、サービスを利用料を機収しており、現時点では は適がい者の方に対する減免の考えはありません。  31 即前 ・ 神宮・経験制度・200円に対しております。 ・ かまの発見を実施しております。 ・ かまのは、200円に対しております。 ・ かまのは、200円に対しております。	20	稲沢市						
保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用た際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担都が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した事の利用者負担都が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 毎年の子定はかりません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。 施が、者手帳の交付を受けているかどがいて区別するとは考えていません。 市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料の軽減を実施しています。	21	新城市	市独自の滅免制度は実施していません。					
保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 知多北部広城連合の独自減免制度を実施しております。保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。 保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担領が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。	22	東海市	保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から					
保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。	23	大府市	保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と 介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から					
を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。障がい者手帳の交付を受けているかどうかで区別することは考えていません。 市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料の軽減を実施しています。     市民税非課税世帯の低所得者への利用料減免については、高額介護サービス費の支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。     国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。     国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。     国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。     和用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。     介護保険の利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則にのっとり費用限度額上限が抑えられております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。     利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。     介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。     現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。     現行のが護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。     現行のが護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。	24	知多市	保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15目から					
支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは今のところございません。  27 高浜市 関係法令遵守に基づき、独自施策は考えておりません。 28 岩倉市 国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。  29 豊明市 本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さらに利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用料の軽減はむずかしい状況です。  30 日進市 介護保険の利用者負担については、1割の原則がありますので、この原則にのっとり費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。  31 田原市 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。  32 愛西市 介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。  33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。  34 北名古屋市 国の施策どおり行います。  35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	25	知立市	を設ける予定はありません。 【長寿介護課】要介護者(要介護1以上)すべての方が身体障がい者と同等と考えています。障がい者手帳の交付を受けているかどうかで区別することは考えていません。 市単独の事業「利用者負担額軽減制度」の中で、該当する要介護認定者の利用料					
28   岩倉市   国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。	26	尾張旭市	支給により自己負担額の上限額が低く抑えられており、また介護施設に入所した場合の食事代や居住費も軽減されていることなどから、新たな減免制度を実施する考えは					
28   岩倉市   国の制度に準じ、介護保険事業の健全な運営に努めていきます。	27	高浜市	関係法令遵守に基づき、独自施策は考えておりません。					
29	28							
費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定はありません。  31 田原市 利用者負担については、サービスを利用するものとしないものとの負担の公平を図り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。  32 愛西市 介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。  33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。  34 北名古屋市 国の施策どおり行います。  35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。		, . , ,	本市では、住民税非課税世帯に対して他市町に比べ保険料を軽減しています。さら に利用料まで軽減を行うと課税世帯により大きな負担を課すことになり、現状では利用					
り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負担をお願いしております。  32 愛西市 介護保険制度は国基準により利用料徴収を行っております。市が独自に軽減措置等を行うことは考えておりません。  33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。  34 北名古屋市 国の施策どおり行います。  35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	30	日進市	費用負担をいただいております。所得の低い方については、高額介護サービス費により費用限度額上限が抑えられておりますので、住民税非課税世帯の徴収をやめる予定					
等を行うことは考えておりません。  33 清須市 現行の介護保険制度では、すべての方から1割の利用料を徴収しており、現時点では障がい者の方に対する減免の考えはありません。  34 北名古屋市 国の施策どおり行います。  35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。	31	田原市	り、またサービスの利用についてのコスト意識を喚起する等の観点から原則定率1割負					
は障がい者の方に対する減免の考えはありません。  34 北名古屋市 国の施策どおり行います。  35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。			等を行うことは考えておりません。					
35 弥富市 障害者の介護保険利用料負担の撤廃は考えておりません。要介護認定を受けられた方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護保険利用料が減免される制度を設けています。			は障がい者の方に対する減免の考えはありません。					
た方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護 保険利用料が減免される制度を設けています。			7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
	35	弥富市	た方で収入金額等が一定要件(低収入)に当てはまる方については、申請により介護					
	36	みよし市	※文書回答なし					

		障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の
i	町村名	介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの
		利用料徴収をやめてください。
37	あま市	介護保険サービスのうち訪問介護(ホームヘルパー)について、障害者自立支援法
		にて利用者負担がゼロの方においては、介護保険においても自己負担額を助成する
		制度があります。(あま市訪問介護等利用者負担額の減額に関する要綱)
38	長久手市	現行どおりとします。
39	東郷町	障がい者であっても介護保険制度を利用される場合は、原則1割負担となります。
		また、非課税世帯については、収入等に応じて負担限度額による減額や高額介護サ
		ービス費が支給されるので利用料の撤廃は考えておりません。
40	豊山町	障害者自立支援法に基づき実施します。
41	大口町	<ul><li>※回答なし</li></ul>
42	扶桑町	介護保険制度上は障害者の利用料負担の軽減措置はないので、今後機会をとらえ
		国へ要望等していきたいと考えます。
43	大治町	今のところ、町独自で利用料負担の撤廃等行う考えはありません。
44	蟹江町	現行どおりとします。
45	飛島村	保険料減免の3原則に従う。
46	阿久比町	国の基準で負担をお願いします。
47	東浦町	知多北部広域連合の独自滅免制度を実施しております。
		保険料所得段階が第1~3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険斜と
		介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から
		翌年3月31日までを申請期間としております。
48	南知多町	国の制度に準じております。独自の制度は予定しておりません。
49	美浜町	現時点では考えていない。
50	武豊町	現行制度で実施します。
51	幸田町	法律・制度として、65歳を超えると介護保険の適用が優先することになります。サー
		ビス提供内容について、若干、障害者の方が異なるものもありますが、原則、要援護高
		齢者と障害者の制度適用は同じとなります。なお、介護保険適用者において、町として
		は障害者を特定する独自の免除、軽減制度等の導入は、現在のところ考えていませ
		ん。
52	設楽町	財政上の事情もあり、町独自の対応は難しい状況ですが、今後、検討します。
53	東栄町	独自の施策では、財源的な事情で困難と思われます。
54	豊根村	現在は考えていません。

### 特定健診実施状況一覧

(2012年愛知自治体キャラバンまとめ)

※個別方式・集団方式の両方またはいずれか一方で無料で受診できるのは41市町村(75.9%) ※個別方式は実施が49市町村(90.7%)、自己負担無料で受診できるのは36市町村(実施市町村のうちの73.5%)、毎年受診可能は48市町村(実施市町村のうち98.0%)

※集団方式は実施が37市町村(68.5%)、自己負担無料が26市町村(実施市町村のうちの70.3%)

	± m ++ Ø	無料		個別方	式		集団方	式
	市町村名	実施	実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
	合計	41	49	無料=36	48	37	無料=26	37
1	名古屋市	0	$\circ$	無料	$\circ$	0	無料	$\circ$
2	豊橋市	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$
3	岡崎市	$\circ$	0	無料	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$
4	一宮市	$\circ$	0	無料	$\circ$	×	_	_
5	瀬戸市	$\circ$	0	無料	$\circ$	×	_	_
6	半田市	$\bigcirc$	$\circ$	無料	$\circ$	×		_
7	春日井市	$\bigcirc$	$\circ$	無料	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$
8	豊川市	0	$\circ$	無料	$\circ$	0	無料	$\circ$
9	津島市	X	$\circ$	1,000円	$\circ$	0	1,000円	$\circ$
10	碧南市	0	$\circ$	無料	$\circ$	×	_	_
11	刈谷市	0	$\circ$	無料	$\circ$	×	_	_
12	豊田市	0	0	無料	$\circ$	×	_	
13	安城市	0	$\circ$	無料	$\circ$	0	7,000円※	$\circ$
14	西尾市	0	$\circ$	無料	$\circ$	0	無料	$\circ$
15	蒲郡市	0	0	無料	0	0	無料	$\circ$
16	犬山市	X	0	1,000円	0	×	_	_
17	常滑市	0	0	無料	0	×	_	_
18	江南市	X	$\circ$	1,000円	0	×	_	_
19	小牧市	0	0	無料	0	0	無料	0
20	稲沢市	0	0	無料	0	×	_	_
21	新城市	X	0	1,000円	0	0	1,500円	0
22	東海市	0	0	無料	0	×	_	_
23	大府市	0	0	無料	0	0	無料	$\circ$
24	知多市	0	×		_	$\circ$	無料	0
25	知立市	0	0	無料	0	0	無料	0
26	尾張旭市	0	0	無料	0	×	_	_
27	高浜市	0	0	無料	0	×	_	_
28	岩倉市	0	X	_	<del>_</del>	0	無料	$\circ$
29	豊明市	0	0	無料	0	0	無料	0
30	日進市	0	0	無料	0	0	無料	0
31	田原市	0	0	無料	0	0	無料	0
32	愛西市	×	$\circ$	1,000円※	0	0	1,000円※	0
33	清須市	$\circ$	$\circ$	無料	0	0	無料	0

	+ m- ++ &	無料		個別方	式		集団方	式
	市町村名	実施	実施	自己負担	毎年受診	実施	自己負担	毎年受診
34	北名古屋市	0	0	無料	0	0	無料	0
35	弥富市	×	0	1,000円※	0	0	500円※	0
36	みよし市	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$	X	_	_
37	あま市	×	$\bigcirc$	1,000円※	$\circ$	0	1,000円※	0
38	長久手市	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$	0	無料	0
39	東郷町	0	0	無料	$\circ$	0	無料	0
40	豊山町	X	$\circ$	1,300円	$\circ$	0	1,300円	0
41	大口町	×	0	1,000円	$\circ$	0	1,000円	0
42	扶桑町	×	$\bigcirc$	1,000円	$\circ$	X		_
43	大治町	$\bigcirc$	$\bigcirc$	無料	$\circ$	X		_
44	蟹江町	×	$\bigcirc$	1,000円※	$\circ$	0	1,000円※	0
45	飛島村	×	$\bigcirc$	1,000円※	$\circ$	0	2,500円※	0
46	阿久比町	$\bigcirc$	×		_	0	無料	0
47	東浦町	$\bigcirc$	$\bigcirc$	無料	$\circ$	X		_
48	南知多町	$\bigcirc$	$\bigcirc$	無料	$\circ$	0	無料	0
49	美浜町	$\circ$	$\circ$	無料	$\circ$	0	無料	0
50	武豊町	0	0	無料	0	0	無料	0
51	幸田町	0	X			0	無料	0
52	設楽町	×	×		_	0	1,500円	0
53	東栄町	0	0	無料	$\circ$	0	無料	0
54	豊根村	0	0	10,500円※	×	0	無料	$\circ$

<sup>※</sup>安城市・飛島村の集団方式は人間ドックとして実施 ※愛西市・弥富市・あま市・蟹江町は70歳以上は無料 ※飛島村の個別方式は70歳以上は無料

<sup>※</sup>豊根村の個別方式はドック形式で実施

## 県内市町村の成人歯科検診(歯周疾患検診)実施状況一覧

※「国基準」は健康増進法で定められている40·50·60·70歳 ※(免)は、自己負担の免除規定を設けている場合

☆= 49 (国基準から対象年齢拡大)

〇= 5 (国基準通り)

△= 0 (対象年齢が国基準に満たない市町村)

×= 0 (歯科検診未実施)

	<del></del>	対象		2013年	度		2012年度事業からの
	自治体名	拡大	個別	自己負担金額	集団	自己負担金額	特徴的な変化 (判明分)
1	名古屋市	$\Rightarrow$	国基準+80歳	無料			
2	豊橋市	☆	国基準+45,55,65歳	無料			
3	岡崎市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	16歳以上	無料	16歳以上	無料	
4	一宮市	$\Rightarrow$	国基準+45,55,65歳	無料			
5	瀬戸市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	国基準+20,30,35, 45,55,65歳	500円(免) 20歳無料	20歳以上	500円	
6	半田市	$\circ$	国基準	無料			自己負担無料化
7	春日井市	☆	国基準+45,55,65歳	無料	18歳以上	無料	45,55歳を対象拡大
8	豊川市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	国基準+30歳	無料			
9	津島市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	40~70歳	1000円(免)			
10	碧南市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	国基準+30,45,55, 65,75歳	無料	成人	無料	
11	刈谷市	☆	国基準+30,45,55, 65,75歳	無料			
12	豊田市	☆	国基準+20,30, 61~69歳	無料			
13	安城市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	国基準+45,55,65歳	無料			
14	西尾市	$\circ$	国基準	無料			
15	蒲郡市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	国基準+20,45,55, 65歳	無料			
16	犬山市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	40~74歳	300円			
17	常滑市	$\stackrel{\wedge}{\mathbb{A}}$	30,35,40,45,50,55歳	無料	60,70歳	無料	
18	江南市	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	国基準+45,55,65, 75歳	無料			
19	小牧市	☆	国基準+35歳	無料	20歳以上	無料	個別検診の35歳の 自己負担無料化
20	稲沢市	☆	国基準	無料	20歳以上	無料	
21	新城市	☆	国基準+30,35歳	無料			集団検診をやめ,個 別検診35歳を拡大
22	東海市	☆	国基準+45,55,65歳	700円(免) 70歳無料			
23	大府市	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	国基準+35,45,55, 65歳	無料			
24	知多市	☆	国基準+30歳	無料	65歳	無料	
25	知立市	☆	国基準+45,55,75, 79歳	無料			
26	尾張旭市	☆	国基準+20,30,45, 55,65歳	500円(X線付加 は+500円) (免) 70歳無料	各教室などへの 参加者に準ずる	無料	

		対象		2013年	:度		2012年度事業からの
É	ョ治体名	拡大	個別	自己負担金額	集団	自己負担金額	特徴的な変化 (判明分)
27	高浜市	☆	国基準+45,55,65歳	無料			
28	岩倉市	☆	40~74歳(糖尿病の リスクが高い人)	無料	30歳以上	無料	
29	豊明市	☆	国基準+30,35,45, 55,65,75歳	無料			
30	日進市	☆	国基準+30,35,45, 55,65,75歳	30,35歳:1,000 円, 70,75歳:無料 上記以外:500 円(免)			
31	田原市	☆	国基準+20,25,30, 35,45,55,65歳	無料			
32	愛西市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	20,40,45歳	無料	20歳以上	無料	
33	清須市	☆	国基準+45,55歳	無料	30~39歳 40~74歳	500円(免) 無料	
34	北名古屋市	☆	40歳以上	900円(免) 70歳以上無料	35歳以上	無料	
35	弥富市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	20歳以上	無料			
36	みよし市	☆	国基準+20,30,45, 55,61~65歳	40,45,50,55,60 歳1,000円 上記以外無料			
37	あま市	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$			20歳以上	無料	
38	長久手市	☆	国基準+20,30,35, 45,55,65歳	800円(免) 70歳無料			国基準から対象拡大
39	東郷町	0	国基準	400円(免) 70歳無料			
40	豊山町	☆			30歳以上	無料	
41	大口町	☆	国基準+45,55,65, 75歳	500円(免)			
42	扶桑町	0	国基準	無料			
43	大治町	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	40,50,60歳	無料	15歳以上	無料	50,60歳を対象拡大
44	蟹江町	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	40,45,50,55,60,70歳	無料	18歳以上	500円	
45	飛島村	$\stackrel{\wedge}{\Sigma}$	30歳以上	1,000円(免) 70歳以上無料	30歳以上	無料	
46	阿久比町	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	国基準	無料	20歳以上	無料	
47	東浦町	☆	国基準+35,45,55, 65,75歳	無料			
48	南知多町	0	国基準	無料			集団検診をやめ, 個 別検診を実施
49	美浜町	☆	国基準+35歳	無料			
50	武豊町	☆	国基準	無料	18~39歳	無料	
51	幸田町	☆	19歳以上	無料			
52	設楽町	$\Rightarrow$	国基準+35歳	無料			
53	東栄町	$\Rightarrow$	20歳以上	無料	20歳以上	無料	
54	豊根村	☆	国基準+35,45,55, 65歳	無料	18歳以上	無料	個別検診を国基準 から対象拡大

### 任意予防接種費用助成実施状況

(2013年4月現在・愛知県保険医協会調査)

- ※みずぼうそう・おたふくかぜ・ロタウィルスは5市町村(9.3%)で実施している。
- ※高齢者用肺炎球菌は51市町村(94.4%)で助成している。
- ※B型肝炎ウィルスを実施している市町村はなかった。

記号はそれぞれ次の通り。◎:自己負担無料で実施、○:助成を実施、△:実施予定 実施予定で、実施年月・対象者・助成額等の詳細な記載がある場合は「○:助成を実施」とした

	みずぼうそう	おたふくかぜ	高齢者用肺炎球菌	ロタウイルス	B型肝炎ウィルス
合計(予定含む)	5			5	0
無料実施					0
1 名古屋市	0			0	
2 豊橋市	_			0	
3 岡崎市		—	Δ Ο	<u> </u>	—
4 一宮市				_	_
5 瀬戸市	—		0	—	_
6 半田市	—	—		—	
7 春日井市	—	—	0	—	_
8 豊川市	—			—	
9 津島市	—	—	О Д	_	_
10 碧南市	—	—	Δ		
11 刈谷市				_	
12 豊田市	—	—	—	—	_
13 安城市	—			—	_
14 西尾市	—			—	_
15 蒲郡市	—		0	—	_
16 犬山市	—	—	0	—	_ [
17 常滑市		—	—	—	_
18 江南市			0	—	_
19 小牧市	0	0	0	—	_
20 稲沢市			0	<u> </u>	—
20   稲沢市     21   新城市					_
22 東海市	_		0	_	_
23 大府市	—				_
24 知多市			0		_
25 知立市	—		0		_
26 尾張旭市	—				_

	み	お	高		В
	ずぼうそう	たふくかぜ	齢者用肺炎球菌	タウイルス	型肝炎ウィルス
27 高浜市	—	—	$\circ$	—	—
28 岩倉市	—	—	0	—	—
29 豊明市	—	—	0	—	—
30 日進市	—	—	0	—	—
31 田原市	—	—	0	—	—
32 愛西市	—	—	0	—	—
33 清須市	—	—	0	—	—
34 北名古屋市	—	—	0	0	—
35 弥富市	—	—	0	—	—
36 みよし市	—	—	$\triangle$	—	—
37 あま市	_	—	0	—	—
38 長久手市	—	—	0	—	—
39 東郷町	—	—	0	—	—
40 豊山町	—	—	$\circ$	—	—
41 大口町	—	—	$\circ$	_	—
42 扶桑町	—	—	0	—	—
43 大治町	—	—	0	—	—
44 蟹江町	—	—	0	—	—
45 飛島村	0	0	0	—	—
46 阿久比町	—	—	0	—	—
47 東浦町	—	—	$\triangle$	—	—
48 南知多町	_	_	0	_	_
49 美浜町	_	_	0	_	_
50 武豊町	—	—	0	—	—
51 幸田町	—	_	$\triangle$	_	_
52 設楽町	_	_	0	_	_
53 東栄町	0	0	0	0	_
54 豊根村	0	0	0	0	_

### 任意予防接種費用補助詳細

(2013年4月現在・愛知県保険医協会調査)

【みずぼうそう・おたふくかぜ】実施は名古屋市・小牧市・飛島村・東栄町・豊根村の5市町村(9.3%)、無料実施は小牧市・東栄町・豊根村のみ。昨年同時期以降、東栄町が新しく実施した

【ロタ】実施は名古屋市・豊橋市・北名古屋市・東栄町・豊根村の5市町村(9.3%)、無料実施は東栄町・豊根村のみ。昨年同時期以降、名古屋市・豊橋市・北名古屋市・東栄町が新しく実施した

【B型肝炎ウィルス】実施している市町村はなかった

【高齢者用23価肺炎球菌】実施は予定を含み51市町村(94.4%)、一部で低所得者を無料としている市町村があるが、対象者を全員無料としている市町村はない

### 【みずぼうそう】

対象は全市町村で「1歳~義務教育就学前」となっている

ī	市町村名	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
1	名古屋市	約120,000人	3,949円	3,800円	2010年8月
19	小牧市	_	上限7,500円	無料	2011年10月
45	飛島村	_	2,000円	医療機関による	2010年4月
53	東栄町	約110人	12,430円(全額)	無料	2013年4月
54	豊根村	_	全額	無料	2011年4月

### 【おたふくかぜ】

対象は全市町村で「1歳~義務教育就学前」となっている

3 - 3 -	10: ± 11: 11: 11: 11: 11: 11: 11: 11: 11:									
ī	市町村名	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月					
1	名古屋市	約120,000人	3,006円	3,000円	2010年8月					
19	小牧市	_	上限6,000円	無料	2011年10月					
45	飛島村	_	2,000円	医療機関による	2010年4月					
53	東栄町	約110人	10,550円(全額)	無料	2013年4月					
54	豊根村	_	全額	無料	2011年4月					

### 【ロタ】

ī	市町村名		対象者	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
1	名古屋市	ロタリックス	生後6週~24週	年間	6,499円	6,400円	2012年10月
1	1 石口座巾	ロタテック	生後6週~32週	約2万人	4,284円	4,100円	2012年10月
9	豊橋市	ロタリックス	生後6週~24週0日	1,800人	4,500円	医療機関による	2012年10月
4	豆備川	ロタテック	生後6週~32週0日	2,700人	3,000円	区別機関による	2012年10万
2.4	北京十早士	ロタリックス	生後6~24週未満 ※2回接種		0.000	18,000円	2012年10日
34	北名古屋市	ロタテック	生後6~32週未満 ※3回接種		9,000円	16,800円	-2012年10月
53	東栄町	生後6週	∄~24週	2名 (予定は20名)	20,000円(全額)	無料	2013年4月
54	豊根村	生後6退	目~24週	_	全額	無料	2012年4月

### 【高齢者用肺炎球菌】

市町村名	対象者	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
1 名古屋市	65歳以上	約50万人	4,100円	4,000円	2010年10月

ī	市町村名	対象者	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
2	豊橋市	75歳以上	8,000人	3,000円	医療機関による	2013年4月
3	岡崎市	未定	_	未定	未定	2013年度中 実施予定
4	一宮市	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満で特定の 障害をお持ちの方	37,000人	3,790円	4,000円	2010年4月
5	瀬戸市	①70歳以上の者 ②60歳以上の者であって心臓、 腎臓、呼吸器の機能低下が ある者、または基礎疾患によ り免疫が低下している者(① ②とも再接種の場合には5年 以上の間隔をあけて)	_	3,100円	5,000円	2012年4月
6	半田市	①75歳以上 ②65~74歳の障がい1級程度 の方	1,074人	3,000円	医療機関による	2012年4月
7	春日井市	①75歳以上の人 ②60~74歳で心臓等に1級の 障害のある人	_	3,000円 〈生保〉7,000円	医療機関による	2010年9月
8	豊川市	①75歳以上 ②65歳以上の方で心臓・腎臓も しくは呼吸器の機能又はヒト 免疫不全ウィルスにより免疫 の機能に1級相当の障害があ る方	_	3,000円	医療機関による	2012年4月
9	津島市	70歳以上で過去に市の助成に よる接種を受けたことのない方	_	3,000円	医療機関による	2012年10月
10	碧南市	未定	_	3,000円	医療機関による	2013年7月 実施予定
11	刈谷市	①後期高齢者医療の被保険者 ②生活保護世帯で高齢者医療 の確保に関する法律に該当 するもの		3,000円又は 8,000円を限度額	医療機関による	2013年度
14	西尾市	①後期高齢者医療被保険者 ②生活保護世帯及び中国残留 邦人等支援給付受給世帯で 75歳以上の者と65歳以上で 一定の障害のある者	13,600人	3,000円	医療機関による	2013年7月 開始予定
15	蒲郡市	①75歳以上の方 ②65歳以上74歳以下で、市が 定める身体要件に該当する 方 ③75歳以上の生活保護による 医療扶助の受給者の方		①②3,000円 ③9,000円を上限	①② 医療機関による ③無料	2013年5月
16	犬山市	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満で心臓・じ ん臓又は呼吸器の障害を有 する身体障害者1級程度の 人か医師がそれに相当する と判断した人	_	〈一般〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈一般〉 医療機関による 〈非課税世帯〉 無料	2011年6月
18	江南市	①75歳以上 ②60~75歳未満で心臓・腎臓・ 呼吸器の障害者手帳1級に 相当する者		〈一般〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈一般〉 4,000円 〈非課税世帯〉 無料	2011年6月

ī	市町村名	対象者	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
19	小牧市	今まで肺炎球菌ワクチンの一部 助成を受けたことがない方(過 去に接種した方で、接種から5 年以上経過した方も可)で、接 種日において小牧市民であり、 下記に該当する方 ①75歳以上 ②呼吸器もしくは心臓の慢性 病、糖尿病、腎機能不全、脾 臓摘出もしくは肝臓障害のあ る満60歳以上の方で医師が 必要と判断した方	_	5,000円	医療機関による	2009年6月
20	稲沢市	70歳以上で過去5年以内に肺 炎球菌ワクチンを接種していな い方	475人	3,700円	3,800円	2011年4月
21	新城市	①70歳以上 ②65歳以上70歳未満障害者手 帳1級	_	3,000円	5,000円	2012年4月
22	東海市	満70歳以上(1回補助。市税を 滞納していない方)	_	6,500円 (補助上限額)	医療機関による	2008年11月
23	大府市	65歳以上	_	8,000円	1,000円	2010年11月
24	知多市	75歳以上	713人	4,000円	4,000円	2012年1月
25	知立市	75歳以上	460人	3,000円	医療機関による	2012年10月
26	尾張旭市	①70歳以上の者 ②60歳以上70歳未満の者で特定の身体状況にあり医師が必要と判断した者 ※過去5年間肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない者	495人	3,100円	5,000円	2011年9月
27	高浜市	75歳以上	約4,000人	3,000円	医療機関による	2013年9月頃 開始予定
28	岩倉市	70歳以上	7,290人	3,000円 〈低所得者〉 8,000円(全額)	5,000円 〈低所得者〉 無料	2011年4月
29	豊明市	65歳以上	_	3,000円	医療機関による	2012年4月
30	日進市	70歳以上または基礎疾患等の ある60歳以上	8,074人	3,000円	医療機関による	2007年10月
31	田原市	70歳以上(過去5年間に接種を 受けていない、過去に助成を受 けていない)	220人	2,000円	医療機関による	2010年6月
32	愛西市	70歳以上(生涯1回助成)	_	3,000円	医療機関による	2012年5月
33	清須市	65歳以上	1,094人	4,000円	4,000円	2012年4月
34	北名古屋市	①65歳以上 ②60歳から65歳未満で心臓、 腎臓、呼吸器の機能に障害 があり、おおむね身体障害者 手帳1級相当の方	_	4,000円	4,000円 〈生保受給者〉 無料	2012年4月
35	弥富市	70歳以上	_	3,000円	医療機関による	2012年5月
	みよし市	未定	210人	3,000円	未定	2013年度内 開始予定
37	あま市	70歳以上	_	3,000円	医療機関による	2012年5月

ī	市町村名	対象者	対象人数	助成額	自己負担	助成開始または 開始予定年月
38	長久手市	①70歳以上 ②60歳以上で特定の身体状況 にあり、医師が必要と判断し た方	5,111人	3,000円	医療機関による	2009年4月
39	東郷町	75歳以上で5年以内に肺炎球 菌予防接種を受けていない方	_	3,500円	4,500円 ※生保世帯 は無料	2013年10月
40	豊山町	75歳以上	146人	4,000円	4,000円	2012年4月
41	大口町	①75歳以上 ②60歳以上75歳未満の方で心臓・腎臓または呼吸器、ヒト免疫機能に障害(身障手帳1級相当)を有する方		〈一般〉 4,000 円 〈生保世帯・町民税 非課税世帯の方〉 8,000 円 (全額)	〈一般〉 4,000 円 〈生保世帯・町 民税非課税世 帯の方〉 無料	2011年6月
42	扶桑町	①75歳以上 ②60~74歳で特定の障害を有 する者	432人	〈課税世帯〉 4,000円 〈非課税世帯〉 8,000円(全額)	〈課税世帯〉 医療機関による 〈非課税世帯〉 無料	2011年6月
43	大治町	70歳以上	500人	3,000円	医療機関による	2012年5月
44	蟹江町	70歳以上	1,080人	3,000円	医療機関による	2012年5月
45	飛島村	65歳以上		3,000円	医療機関による	2010年4月
46	阿久比町	70歳以上		3,000円	4,000円	2011年2月
47	東浦町	未定(検討中) ※2012年10月~2013年3月に 受け付けて2013年度に接種 を実施中		未定	未定	未定
48	南知多町	70歳以上(接種日から5年間は対象外)	_	4,000円	4,000円	2012年12月
49	美浜町	70歳以上	_	4,000円	4,000円	2011年10月
50	武豊町	①75歳以上 ②65歳以上75歳未満で身体障 害者手帳1級又は1級程度と 医師が認める者	3,939人	4,000円	4,000円	2012年10月
51	幸田町	今年度実施予定		未定	未定	未定
52	設楽町	<ul><li>①75歳以上</li><li>②60歳以上75歳未満の者で必要と認めた者</li></ul>	_	3,500円	医療機関による	2012年4月
53	東栄町	75歳以上	約1,200人	3,500円	医療機関による	2013年4月
54	豊根村	65歳以上	_	5,000円 ※委託医療機関 は全額	村内の医療 機関の場合、 5,000円を超 した額	2013年4月

# 2013年9月18日

# 2013年愛知自治体キャラバン日程表・参加者

会場・参加予定・備考	年金者組合 保険医協会:澤田•松尾			年金者組合 保険医協会:加藤し			年金者組合 保険医協会: 佛坂			- 宮社保協 保険医協会: 井上の			保険医協会:大竹	自治労連:松井		保険医協会:榊原、大藪(扶桑町)	自治労連:松井	保険医協会: 井町、大藪(大口町)	自治労連:安藤		保険医協会: 土海	社保協:加藤る		保険医協会:日下			保険医協会: 松崎	愛労連:筬島	保険医協会:上7内		
事務局長	年金者組合	土土		年金者組合	水野寿		年金者組合	水野寿			小網		自治労連	*		自治労連	永井	自治労連	鈴木		新婦人	村瀬		愛労連	黙		社保協	なばり	愛労連	龍尾	
団長	年金者組合	勝		年金者組合	伊藤良		年金者組合	伊藤良		一宮社保協	鈴木義		自治労連	伊藤慎		自治労連	柳	自治労連	林		新婦人	安藤		愛労連	榑松		社保協	無三	愛労連	渡辺	
宣伝 力一			1	名-1		生で	\ [	1 >	1							-[	ш¾	正升	ル連	Ą						H	医迷	ア油	Ą		
៕呢	10	7	12	17	10	15	6	18	8	26	11	16	14	13	13	10	6	4	11	4	11	14	16	13	16	16	14	7	$\infty$	19	11
回罪确	20	24	17	24	23	15	19	19	6	34	19	13	22	15	30	16	22	7	14	14	30	17	25	2	17	18	19	12	11	12	$\infty$
トソヤ																Ш															_
回和		Щ				Щ																									_
参日		Н																												_	$\dashv$
計	$\bigcirc$	<u> </u>	5	(	(	$\bigcirc$	(	<u> </u>	2	(	0	<u> </u>	(	(	$\bigcirc$	(	10	(	(	0 0	(	(	2	(	(	<u> </u>	(	2	(	<u> </u>	
訪問時間	10:30~11:30	$13:00 \sim 14:00$	$14:45 \sim 15:45$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45 \sim 15:45$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45 \sim 15:45$	$10:00 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:30$	$15:15 \sim 16:15$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45\sim15:45$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45\sim15:45$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45 \sim 15:45$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$15:15 \sim 16:15$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45 \sim 15:45$	$13:00 \sim 14:30$	$15:15 \sim 16:15$	$10:30 \sim 11:30$	$13:00\sim14:00$	$15:00 \sim 16:00$
自治体名	長久手市	日進市	東郷町	愛西市	津島市	大治町	弥富市	蟹江町	飛島村	一宮市	稲沢市	あま市	清須市	北名古屋市	岩倉市	扶桑町	大山市	豊山町	小牧市	大口町	瀬戸市	尾張旭市	春日井市	東浦町	大府市	豊明市	東海市	知多市	阿久比町	半田市	武豊町
日程	10/22	3		10/23	(光)		10/24	$\widehat{\mathbb{K}}$		10/25	(等)		10/25	3		10/23	(水)	10/24	$\widehat{\mathbb{K}}$		10/25	(後)		10/22	3		10/23	(水)	10/24	<del>K</del>	
7-5	第1												第2											第3							

事務局長会場・参加予定・備考	愛労連 保険医協会:伊藤ご・神谷			新婦人  保險医協会:村上·田村	〔 新婦人:梶尾		社保協   保險医協会:後藤、関、板津(高浜市・碧南市)			社保協   保險医協会:永田、杉浦(安城市)、森谷·船川(岡崎市)		社保協·林 保険医協会:小川、田中	自治労連 保険医協会:前島	伊藤英		東三河労連 保険医協会:川辺		体 保険医協会:服部			社保協・小松	窗·小松   名古屋市会場: 市役所東庁舎5階大会議室	自治労連・永井	自治労連・永井
四長事	愛労連 愛			新婦人 新	水野磯   村瀬		社保協 社	西村 小松		社保協 社	人保田  小川	社保協・小松 社	東三河労連 自	( <del>月</del> )		自治労連 東三	伊藤慎	4団体   4団体	小松		社保協•森谷 社份	社保協•森谷 社保協•小松	社保協・小松 自治	社保協・小松 自治
宣伝力一		汨	剰			氓			雄.					ŧ	丰	信士	- 雄							
៕呢	14	7	6	27	14	18	14	$\infty$	10	15	32	18	8	15	2	22	12	10	10	$\infty$	14	19	12	$\infty$
医調固	6	2	10	27	14	18	14	$\infty$	10	15	32	18	8	15	2	22	12	10	10	$\infty$	33	45	21	$\infty$
トソヤ																								
回袍																								
参正																				Ц	L			Ш
調圖				0			$\bigcirc$		$\bigcirc$		0									Ц				Ш
訪問時間	$10:00 \sim 11:00$	$13:00 \sim 14:00$	$14:45 \sim 15:45$	$10:000\sim11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$15:15\sim16:15$	$10:30\sim11:30$	$13:15\sim14:15$	$15:00\sim16:00$	$10:30\sim11:30$	$13:30 \sim 15:00$	$13:30 \sim 15:00$	$10:00 \sim 11:00$	$13:00 \sim 14:00$	$15:00 \sim 16:00$	$10:30 \sim 12:00$	$14:00 \sim 15:00$	$10:30\sim11:30$	$13:00 \sim 14:00$	$15:00 \sim 16:00$	$14:00 \sim 16:00$	$14:00 \sim 16:00$	$10:30 \sim 11:30$	$14:30 \sim 15:30$
自治体名	海滑市	南知多町	美浜町	豊田市	みよし市	知立市	刘谷市	高浜市	碧南市	安城市	岡崎市	西尾市	精郡市	豊川市	新城市	豊橋市	田原市	東栄町	豊根村	設楽町	愛知県	.1/18(月) 名古屋市	江南市	幸田町
日程	10/25			10/22	3		10/23	(光)		10/24	<del>K</del>	10/25(金) 西尾市	10/22	3		10/23	(光)	10/24	<del>K</del>		11/13(水)	11/18(月)	10/30(水) 江南市	10/30(水) 幸田町
7-0	第3			第4									第5								別枠			
																					<u> </u>			

※一宮市・稲沢市・東海市・豊田市・岡崎市・西尾市・豊橋市の懇談時間は90分、愛知県・名古屋市の懇談時間は120分。

# 2013年・自治体キャラバン要望事項の実施状況チェックシート

※キャラバン要望事項の実施状況を今年のアンケート回答・冊子で事前にご記入してください。

	マラハン安宝争項の実施仏流をラキの 要望項目\自治体名		1111 1	くずがにこ品が		. (/	
[1]	③愛知県地方税滞納整理機構	滞納者	件	滞納者	件	滞納者	件
	滞納者件数と機構に引き継いだ件数	引き継ぎ	件	引き継ぎ	件	引き継ぎ	件
		相談	件	相談	件	相談	件
[2]	1. 生活保護	申請	件	申請	件	申請	件
		保護開始	件	保護開始	件	保護開始	件
	①保険料減免の実施と実績		件		件		件
	②利用料減免の実施と実績		件		件		件
2.	③高齢者世帯への生活支援						
介護	⑭高齢者や障害者の外出支援	福祉バス等 タクシー補助		福祉バス等 タクシー補助		福祉バス等 タクシー補助	
	⑤障害者控除認定書発行数	11年 12年	件件	11年 12年	件件	11年 12年	件件
		申請書	1.1	申請書	1.1	申請書	11
	送付しているか	認定書		認定書		認定書	
3	①高額医療・高額介護合算療養費の	高齢者:		高齢者:		高齢者:	
高齢	該当者に申請書を送付しているか	国 保:		国 保:		国 保:	
者医療	④福祉給付金「ひとり暮らし非課税 者」の実施と実績		人		人		人
4.		通院:		通院:		通院:	
子	①子ども医療の対象範囲	入院:		入院:		入院:	
子育て支援	②就学援助・生保基準の倍数	生活保護基準	額の	生活保護基準	額の	生活保護基準	額の
援		( )倍		( )倍		( )倍	
	①保険料(税)順位(高い順)		位		位		位
	①一般会計繰入順位(多い順)		位		位		位
5 <sub>.</sub> 国	③国保資格証明書交付件数	12年 13年	件 件	12年 13年	件 件	12年 13年	件 件
国保	⑦一部負担金減免の生活保護基準に		件		件		件
	基づいた減免の実施と実績	公 開:	- 11	公 開:	- ' '	公 開:	'''
	8国保運営協議会の公開と公募枠	公募枠:		公募枠:		公 開.  公募枠:	
6	⑤1)介護保険サービスと障害福祉 サービスの併給人数		人		人		人
障害者	2)支給限度額の制約から障害福祉		1		1		1
	サービスを上乗せしている人数		人		人		人
7. 健診	健診・検診の無料受診・個別通知						
健診事業	乳がん検査時の視触診						
8	みずぼうそう・おたふくかぜ・ロタウィ						
	ルス・B型肝炎ウィルスワクチンの助						
予防接	成制度						
接種	高齢者用肺炎球菌ワクチンの助成金 額		円		円		円

### 愛知自治体キャラバンとは?

愛知自治体キャラバンは、県内のすべての自治体を訪問し、各市町村に対し、医療・福祉・介護など社会保障の拡充と、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動で、今回、34年目を迎えました。

要請項目は、その時々の重点課題を陳情書としてまとめ、当局と議会にそれぞれ提出しています。議会へは、紹介議員が得られる場合は、請願として提出しています。

参加者の延べ人数は、要請団側が約930人、当局と議会関係者が合計約720人にのぼります。

「自治体キャラバンの要請事項が実現した市町村割合の推移」(下表およびP15)でわかるように、国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体での医療・福祉・介護などの要望が着実に前進しています。住民のため社会保障施策の前進に大きな役割を果たしています。

### 愛知自治体キャラバンの要請経過

- ・第1回は、1980年2月~3月に愛知県社会保障推進協議会(社保協)の主催で「健保法改悪に反対するキャラバン」として、国への意見書の提出を求めて、21市を訪問しました。
- ・翌81年は、「おとしよりと子どもをまもる福祉キャラバン」で、老人医療有料化・児童福祉手当改悪反対などの意見書提出を求め、30市に要請。82年は、自治体に対し、老人医療無料制度の存続などを要請。
- ・1983年は、「健康といのちを守る愛知県実行委員会」で、はじめて県内全市町村に要請しました。
- ・主催団体は、社保協、数団体の連名、課題別の実行委員会など、様々な名称で要請してきましたが、 2001年からは愛知自治体キャラバン実行委員会が主催団体となって現在に至っています。
- ・2001年から、アンケート回答と陳情書への文書回答をもとに「愛知自治体キャラバンのまとめ」を発行し、 各市町村に配布を開始。各市町村の医療・福祉・介護などの実態がわかる貴重な資料となっています。
- ・2012年の文書回答は、96%の市町村から寄せられ、未回答は豊田市・みよし市の2自治体のみです。
- ・各市町村のアンケート回答および文書回答は、愛知県社会保障推進協議会(社保協)のホームページに 掲載しています。

### 要望事項を実施した市町村割合の推移

(1%未満は四捨五入)

要望事項	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
介護保険の保険料独自減免	54%	48%	56%	54%	53%	55%	57%	54%
介護保険の利用料独自減免	35%	37%	40%	41%	40%	44%	41%	39%
住宅改修の受領委任払い	10%	29%	33%	52%	59%	67%	70%	76%
高齢者への配食サービス(毎日実施)	19%	24%	24%	26%	26%	32%	33%	37%
障害者控除認定書の発行枚数	7,155	10,466	13,171	18,544	22,712	29,955	32,736	
高齢者用肺炎球菌ワクチン助成	0%	0%	0%	3%	7%	16%	37%	74%
◎福祉給付金の現物給付・自動払い	51%	65%	68%	100%	100%	100%	100%	100%
小学校卒業までの医療費無料制度	4%	6%	14%	54%	70%	82%	85%	85%
◎中学校卒業までの医療費無料制度	1%	2%	8%	30%	36%	51%	67%	76%
☆国保・高額療養費受領委任払い	25%	33%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
国保一部負担金減免制度	34%	54%	62%	72%	72%	75%	87%	91%
文書回答	94%	97%	97%	97%	97%	93%	94%	96%
自治体数	68	63	63	61	61	57	54	54

- (注)1. 各項目の実施割合は、自治体キャラバンで回答を求めた10月1日(2008年から9月1日)の実施状況。
  - 2. 「福祉給付金の現物給付・自動払い」は、2007年までは自動払いの推移。2008年からは、愛知県として現物給付に変更し、立替払い自体が不要となった。
  - 3. 「国保・高額療養費受領委任払い」は、2007年から入院と在宅医療で現物給付が実現。2012年から 外来も現物給付となった。
  - 4. 上記要望項目のうち、◎印の制度は愛知県の制度を、☆印の制度は国の制度を大きく変化させた。
  - 5. 2000年~2004年の推移はP15参照

発 行:愛知自治体キャラバン実行委員会 代表者 森谷 光夫 (事務局団体)愛知県社会保障推進協議会/愛知県労働組合総連合

日本自治体労働組合総連合愛知県本部/新日本婦人の会愛知県本部

連絡先:名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館3階301号 愛知県社会保障推進協議会 (〒456-0006)

愛知県社会保障推進協議会 (〒4 電話 052-889-6921 fax 052-889-6931

http://syahokyo.airoren.gr.jp/

recp.// of anonyo. arr or on. gr. jp

syahokyo@airoren.gr.jp

発行日: 2013年10月16日